

# ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察

——在日米軍地位協定をめぐる諸問題を考えるための手がかりとして——

本間 浩

## 1 はじめに

1960年に締結された在日米軍地位協定は、その前身である1952年の在日米軍行政協定とともに、1951年に北大西洋条約機構（NATO）加盟国間で締結された NATO 軍地位協定をモデルにして作成された、としばしば指摘されている。確かに、駐留軍隊の構成員およびその関係者に関わる犯罪または民事請求権の取扱い出入国管理上の処遇など、法的地位に関する諸原則は、NATO 軍地位協定に定める諸原則とほぼ同様である。とりわけ、在日米軍地位協定の改定は、NATO 軍地位協定の法文上の原則と比較して大きな差があると思われていた行政協定上の若干の原則を「NATO 並み」にするという悲願の下においてであっただけに、新協定の実現とともに、「NATO 並み」への熱意は急速に萎えてしまった。

しかも在日米軍地位協定に含まれる問題点に対する国会での究明は、同協定案に関する審議時ばかりではなく国会承認後においても不十分なままであった。さらに、同地位協定上の問題点の根元を溯れば、それは、NATO 軍地位協定そのものに内蔵されているいっそう基本的な問題点に連結するのであるが、そのような基本的問題の所在に着眼されることさえもないままになっていた。

また、「NATO 並み」という捉え方の下では、在日米軍地位協定が、NATO 軍地位協定とは後者における国際機構による組織的保障（例えば NATO 理事会の承認・決定方式）など手続面を別にしても実体的原則面において構造的に大きく異なっていること、および NATO 軍地位

協定が多数国間条約であることの宿命としてその規定の仕方が包括的であることは、明確に意識されないままであった。しかし何よりも先ず留意すべき点は、在日米軍地位協定には、NATO 軍地位協定には含まれていない基地の設定および運用に関する諸原則が定められていることである。別の見方をすれば、在日米軍地位協定は、駐留外国軍の法的地位協定という一面と基地協定というもう一面の双方を併せ持っているのである。

同様の二面性を有しながら法技術的にいっそう緻密かつ体系的な地位協定が、ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定（正式名称は「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定」、通称はボン補足協定）である。同協定は1959年8月3日にドイツ連邦共和国（西ドイツ）と、NATO 加盟国のうち西ドイツに駐留軍を派遣する諸国との間に締結された。その後、1971年10月21日、1981年5月18日、1993年3月18日に改定。特に1993年の改定は大規模なものであった。

また、在日米軍地位協定と比べて、この補足協定はその緻密性および体系性の点で注目されるというばかりではない。ドイツは、この協定において自国に駐留する NATO 軍に対する自国国内法の適用をできるだけ確保することについて NATO 諸国の了解を取り付けた。そのことは、NATO 加盟国の了解という枠はめがあるにしても駐留 NATO 軍に対するドイツの主権の実体的な行使が実現されることを意味する。ドイツの補足協定に定める国内法適用原則は個別事項ごとに具体的であって、しかもその

原則の内容においては住民への配慮がみられる。対比的に見ると、このような意味での実体的内容の欠落こそ、在日米軍地位協定での最も著しい点の一つである。

在日米軍行政協定の改定への日本側要求と同協定の改定交渉または改定案作成の時期は、この補足協定の作成時期とかなり重なり合う。それにもかかわらず、日米安保条約をめぐる激しい政治的闘争の状況下において日本政府は「NATO 並み」の原則への引き上げで精一杯になっていて、ドイツの補足協定を視野に入れるほどの選択の余裕もないような姿勢をとった。野党もジャーナリズムもドイツの補足協定を十分には把握しておらず、それを国民に広く知らせるには至らなかった。いずれにしても、日本国政府のいう「NATO 並み」の根底にある理念は、形式的、観念的な主権平等の主張であった。例えば在日米軍地位協定第16条の日本国法令尊重義務規定に示唆されているように、主張される主権平等は抽象的、観念的な域に留まり、ドイツの補足協定の例に見るような、個別具体的な事項ごとの国内法制度による担保という実質的な域にはほとんど達しておらず、ましてや住民への配慮を国内法の面からも確保するには到底至らなかった。

他方、ドイツの補足協定の場合、駐留 NATO 軍に対するドイツ国内法適用の比重は、同協定の改定の都度、大きくなっていたのであるが、とりわけ1993年の改定では、質的転換といえるほど拡大された。この改定は、少なくとも欧州における冷戦構造の崩壊、東ドイツの実質的併合、バルカン地域での民族対立を原因とする内戦および独立国家への解体というドイツ内外での大きな政治的変動の下に、ドイツの改定要求に基いて実現された。その改定協定では、ほとんどの事項に関して、駐留 NATO 軍に対するドイツ国内法の適用を定め、ドイツ国内法に対する遵守義務を駐留 NATO 軍に課して住民生

活を保護しようとしている。

個々の事項に関するこのように大規模な、また質的に基本的な改定の背後に、どのような経緯または理念が働いたのかについては、至極限られた事実関係から想定することしかできない。そのことがいずれの経緯によるにしても、冷戦構造崩壊という国際社会の大きな流れの中においてであった。それに比して、同じ時代環境にありながら日本国は、在日米軍地位協定改定への働きかけるための時機を失してしまったという感がある。それでもなお、ドイツの補足協定改定の実現は、日本国にとって在日米軍地位協定の改定を考える上での手がかりとなる。

また、このような問題関心は、1993年の改定補足協定においてなお、変わらなかった事項にも広がる。例えば、ドイツは、駐留軍構成員の犯罪者に対する刑事裁判権の実質的拡大を何度か要請していたにもかかわらず、改定補足協定では、死刑制度の廃止を定めるドイツ法に沿った原則が採り入れられたこと以外には、ドイツの要請は協定上の原則にほとんど組み込まれなかった。この結果は、欧州の研究者から意外の感<sup>2</sup>を以って見られている。従来、米国政府が自国軍隊構成員に対する外国裁判所による裁判に対して拒否的な姿勢を堅守し続けてきたことを顧みれば、改定交渉においてドイツの要請は米国政府の強いガードに撥ね返されたのであろう、と推察される。

このような経緯も、日本国が在日米軍地位協定の改定を考える上で参考になる。ただし、その結果は、日本国もそれに倣うべきであるという意味で参考になるのではなく、駐留外国軍隊構成員の犯罪に対する受入国の刑事裁判権のあるべき姿を基本的な理念的枠組みから考えて、改定に対する強い拒否的ガードを解きほぐすための手がかりになり得ることを意味する。

この小論は、1993年の改定後の補足協定全体に関して試みた邦訳の内容への関心を高めるた

めに、若干の問題点について論究したものである。補足協定の改正点は、この小論で取り上げる諸点ばかりではなく、駐留軍隊とその関係者に対する交通法の適用問題、訴訟法に定める手続の適用上の改定、労働法・労災防止法など労働関係諸法の基地関係労務者への適用に関する改定、駐留軍隊に対するドイツの環境保護法令遵守義務の負荷という原則の導入、補足協定脱退手続などに及んでいる。しかし、改正点ばかりではなく改正されなかった点を見ることも、すでに述べた問題意識から考えれば重要である。その意味でこの小論において、ドイツの補足協定に対する見方についても留意している。

## 2 補足協定と1993年改定までの経緯、並びにその改定の意義

### (1) 占領管理期のドイツ駐留外国軍の法的地位

ドイツでの外国軍の駐留は、第2次大戦後の連合軍による占領に始まった。ドイツは、連合国としての米、英、仏、ソ連の4か国それぞれによる分割管理の下に置かれた。その後、米英仏それぞれの管理下およびソ連管理下に残されたベルリンは、米ソそれぞれを軸とする二つの陣営内に収斂され、1949年には、西側3か国管理区域にはドイツ連邦共和国が、ソ連管理区域にはドイツ民主共和国が樹立され、占領管理体制の下で制限的とはいえ、その限りでの主権独立の地位を認められることになった。占領管理の縛りは、その後もますます解けてゆき、1955年にはパリ諸条約の発効によって、事実上すでに終了していた戦争状態は法的意味においても終結し、東西ドイツの占領管理体制はそれぞれ終了した。ただし、ベルリンについては、その西地区は西側3国の、その東地区はソ連の、それぞれ最終的権利と責任の下に残された。

この間の占領軍の法的地位は、基本的には占領に関する一般国際法上の原則を根拠にしてい

たといえるが、それに関するいっそう個別具体的な原則は、1949年の「占領当局の留保権限を画定する占領規程 (Occupation Statute Defining the Powers to be Refined by the Occupation Authorities)」、1952年の「(西側) 3国とドイツ間関係に関する条約 (Vertrag über die Beziehungen zwischen der Bundesrepublik Deutschland und den Drei Mächten)<sup>3</sup>」(以下、ドイツ条約とする。)、<sup>3</sup>「ドイツ連邦共和国内への外国軍隊の駐留に関する条約 (Vertrag über den Aufenthalt ausländischer Streitkräfte in der Bundesrepublik Deutschland)」(以下、軍隊条約とする。)、<sup>4</sup>「財務条約」、「戦争および占領体制に起因する問題の解決に関する条約」および「軍隊およびその構成員についての税制上の取扱いに関する条約」によって、次第に画定されていった。

ただし、駐留外国軍隊の権利義務に関しては、これらの条約ごとにそれぞれの分野の事項に関する原則が定められていたのであって、後に見る補足協定の場合のようにそれらは一つに体系化されてはいなかった。

### (2) ドイツ連邦共和国の NATO 参加と補足協定の締結

「ドイツ占領体制終結に関する議定書 (Protokoll über die Beendigung des Besatzungsregimes in der Bundesrepublik Deutschland)」など、占領体制終了を定めた1954年10月23日のパリ諸条約 (1955年5月5日に発効) によってもたらされたもう一つの大きな変化は、西ドイツの北大西洋条約機構 (NATO) 加入であった。ドイツ連邦共和国の NATO 加盟は、1955年5月6日に決定された。西ドイツに駐留していた外国軍隊は、西ドイツの NATO 加盟実現とともに西ドイツ駐留 NATO 軍にその名目を替えることとなった。

ただし、ドイツ連邦共和国に占領管理期から

常駐していた外国軍隊が占領管理終結後もなお継続して駐留することができることも、パリ諸条約の一環として改定されたドイツ条約<sup>5</sup>によって合意された。しかも、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）に駐留する外国軍隊は、西ドイツ駐留外国軍隊としての性格（改定ドイツ条約第4条第2項第2文、第3文）と東西ドイツ全体としてのドイツ国家に駐留する権限を有する外国軍隊としての性格（改定ドイツ条約第2条第2文、第4条第2項第1文）<sup>6</sup>を併せ持っていた。したがって、ドイツ連邦常駐の外国軍の法的性格は、NATO軍としての側面と西ドイツ駐留軍・全ドイツ駐留軍の両側面を重ね合わせたものであった。

ドイツ連邦共和国駐留 NATO 軍の法的地位に関しては、1952年に締結された前述の「軍隊条約」など5条約がパリ諸条約の締結時に改定されて、将来締結されるべき新協定の成立まで暫定的に適用されることとなった。NATO 軍地位協定へのドイツ連邦共和国の加入は、1955年10月5日に決定された。

しかし、西ドイツでは、NATO 軍地位協定は一般的原則のみを定めているにすぎず、個別具体的には不十分な点を多々生ずると考えられていた。そこで、占領管理中に締結された駐留外国軍の地位に関わる諸条約、およびそれに対応するべく制定され、または改定されたドイツ連邦共和国の国内法令、ならびにそれらの適用を通じて確立され、さらに発展せしめられた（当時における）現行の権利義務関係に、NATO 軍地位協定の規定内容を適応させる必要がある、と考えられていた。そのため、NATO 軍地位協定を補足するための協定の作成が必要であると判断された。<sup>7</sup>

ドイツ連邦政府および軍隊派遣に関わっている NATO 加盟国は、ドイツ連邦共和国の NATO 軍地位協定参加の決定を受けて早速、補足協定作成の交渉にとりかかったが、成案に

は容易に到達しなかった。軍隊派遣の同盟国との協同関係を設定する上で争点となった主要なものは、刑事裁判権行使上の責任配分、軍事演習権の実施、同盟軍の排他的使用の下におかれる施設区域の運用および基地労務者に対する国内労働法の適用<sup>8</sup>であった。

補足協定の締結が実現されたのは、1959年8月3日であった。その発効は、さらに大幅に遅れて、1963年7月1日であった。補足協定の発効までの間、NATO 軍地位協定を補足する原則として活用されたのは、占領管理期に締結され、占領終結後も暫定的にその適用が延長されていた軍隊条約等の諸条約であった。

なお、補足協定は、NATO 軍地位協定を補足することを主たる目的としているが、補足協定は、同協定に参加している NATO 加盟国にのみ適用されるのであって、すべての NATO 加盟国に適用されるというわけではない。また、補足協定は、前述のようにドイツ駐留外国軍隊の地位協定の一面ばかりではなく基地協定としてのもう一面を有しているという点では、NATO 軍地位協定を越えるものであった。

補足協定<sup>9</sup>の内容において最も注目し得るのは、ドイツ連邦共和国の主権主張である。しかも、それは、名目的、観念的な主権主張あるいは国家間関係という平面においてのみ通用する主権主張ではなくて、駐留外国軍隊に対するドイツの具体的事項に関する国内法の適用とその遵守の義務付け、駐留外国軍隊が自国の基準を適用する場合でもそれをドイツの基準以上とする条件付け、さらには基地周辺地域の住民の利益を駐留軍隊の任務遂行の主張に拮抗させても確保しようとする姿勢に裏打ちされた主権主張であった。とりわけ、地域住民の公共安全を確保するためには、ドイツ連邦政府の機関ばかりではなく関係地方自治体の機関による駐留外国軍隊施設区域への立入り権さえも一定条件の下に認められていた（補足協定に関する合意議

事録および宣言第 2 部「第 53 条について」第 6 項(b)。

ドイツにおける主権へのこだわりは、おそらく、第 2 次大戦敗北の結果完全征服を受けて主権を喪失したと一時期意味付けられたことへのドイツ国内での反発に始まった。また、ドイツ連邦共和国の対外的位置付けが西側 3 国を中心とする NATO 加盟国という多数国間においてなされたために特定の国との力関係に一方的に左右されなかったことや、ソ連がドイツ民主共和国に対して取る主権尊重のポーズに対抗する必要があることも、ドイツ連邦政府が主権主張を展開し易くなる要因の一つになっていたであろう。さらにまた、ソ連がドイツ連邦政府に対して間欠的に仕掛ける平和攻勢も、ドイツ連邦政府がその主権主張について NATO 加盟国による支持を取り付ける点で逆作用的効果をもたらしていたであろう。このような政治的雰囲気<sup>10</sup>の基盤のうえで、ドイツ連邦政府は上述のような意味で国内法的裏づけのあるその主権主張を、駐留軍隊に関わる占領管理期の諸条約および補足協定のなかに盛り込むことができた。<sup>11</sup>

しかし、その反面、事項によってはドイツ連邦政府の主権主張は認められず、精々、NATO 軍地位協定上の定めに関する手続上の明確化、または合理化をいくらか達成しえたことに留まらざるを得なかった。その典型的な事項が、とりわけ米国が自国の権限の下におくことに強くこだわった刑事裁判権・刑事手続である。

ドイツ連邦と駐留軍隊派遣国の間で刑事裁判権が競合する場合に、当該の犯罪行為が公務執行中であったときには第 1 次裁判権は駐留軍隊派遣国に認められるという NATO 軍地位協定上の原則 (第 7 条第 3 項 a (ii)) の適用に関して、補足協定では、公務執行中であったかどうかについての決定は、当該派遣国の法律に従って行なわれ、派遣国当局によって提出されたその決定についての証明書にもとづいてドイツの裁判

所または当局は、決定を下さなければならない (第 18 条第 1 項、第 2 項)。この原則に対しては、ドイツ連邦の中の、とりわけ刑事司法に専門的に関わる部署からの反発があったであろう。

ドイツ連邦の社会一般においていっそう強い反発があったと想定されるのは、ドイツ連邦側に第 1 次裁判権がある駐留軍関係者の犯罪についてその派遣国の要請がある場合には当該国のためにその裁判権を放棄する、という原則である (NATO 軍地位協定第 7 条第 3 項(c))。しかしまた、後述のように、この原則こそ、米国政府が NATO 軍地位協定に対する連邦議会上院の承認を求めるときに議会内における承認消極派に対する説得のための手がかりに活用されたのであって、米国政府にとっては、米国軍隊受入国による第 1 次裁判権放棄の原則の積極的活用は譲ることができない一線とされたのである。米国内では、当該者の身柄が米国内にあれば米国の裁判権は被疑者の人権に対する憲法保障の下で行使されるのに、米軍構成員として他国駐留中の身分になった途端にこのような米国裁判権の下に置かれず、他国の裁判権に服することになることについて、強い異論がある。それはまた、他国の司法制度およびその実態に対する不信感の表れでもあった。

米国議会内で聞かれた他国の司法制度に対する不信感に対して、欧州の NATO 加盟国議会では強い反発があった。それでも、厳しい冷戦下という状況の事実を押されて、欧州の NATO 諸国は NATO 軍地位協定を批准したが、この問題に対する不満はいまなお、燻り続けている。ドイツも基本的に同様である、と見ることができる。

もう一つの問題は、駐留外国軍隊の構成員および軍属が犯罪を行なった場合、その者を受入国官憲が逮捕したときでも当該駐留軍隊当局の要請があれば同当局に引き渡さなければならず、一旦、駐留軍隊当局の拘禁下におかれるよ

うになると受入国による公訴の提起まで受入国側に引き渡されない、という原則(NATO条約第7条第5項(c))である。この原則が日本で問題になっていることは、周知の通りである。NATO軍地位協定上の原則に対応するべく補足協定において定められた第22条の原則によれば、ドイツ当局が当該容疑者を逮捕した場合でも、その派遣国当局が要請すれば、被逮捕者をその派遣国当局に引き渡す。引渡しを受けた派遣国当局は、原則として、ドイツ当局による釈放、無罪判決または刑の執行開始に至るまで、当該者を拘禁し続けてドイツ当局側からのあらためての引渡し要求に応じない、とすることができる。この点もドイツ側にとって問題となるところである。

したがって、とりわけ刑事手続・刑事裁判権に関しては、ドイツの主権主張は撥ね返されてしまった、と見ることができる。それどころか、補足協定では、駐留外国軍隊当局による所属軍隊関係の犯罪容疑者に対する拘禁・ドイツ連邦政府への不引渡しに関しては、ドイツ連邦当局による公訴提起後も釈放の決定、無罪判決または刑の執行があるまでは引き続いて、当該者の身柄は、勾留を行なっている派遣国軍隊当局の下に置かれるとしている点で、NATO軍地位協定上の原則よりもむしろ後退している。

### (3) 1993年における補足協定の改定とその背景

補足協定が1963年7月1日に発効し、ドイツ国内において適用されるようになってから、補足協定の適用に関して、または同協定をめぐって、さまざまな問題が生じた。その中でも、ドイツ国内で大きな反響を呼び、後の補足協定に定める内容改定の布石となったと見ることができる若干の事例を顧みる。

まず、外国軍隊駐留そのものに関わる問題としては、1966年フランスがNATOにおける指揮権の所在に対する疑義を理由としてNATO

の軍事機構から脱退することを表明したが、ドイツがフランス軍の継続駐留を望むという主旨の交換公文<sup>12</sup>の成立(1966年12月21日)によってこの問題は決着を見た。その際に、NATO軍地位協定および補足協定を実施するための細則についても合意された。

また、西ドイツと米国間では1961年以降、マルク高—ドル安の為替相場関係の下に米軍の駐留経費が水脹れとなった分の相当額を西ドイツが米国製武器を購入することによって埋め合わせする、という方法(差引勘定支払い方式)が取られていたが、西ドイツ経済が、一転して重症の不況に陥っても、米国政府は約束の履行を求め、そのためドイツ連邦政府はその負担に喘ぐことになった。交渉にあたったエアハルト首相は、西ドイツ側の要求を受け入れてもらえないため、ついに政権を投げ出さざるを得なくなった。この方式は1975年に打ち切りになった<sup>13</sup>。駐留経費に関する規定は、NATO軍地位協定にも補足協定にも置かれていないが、駐留経費問題は外国軍駐留の根幹に関わる。

さらにまた、補足協定そのものについてではないが、それに密接に関連する問題として西ドイツ国内ばかりではなくNATO諸国間でも大きな関心事となったのは、1954年改定ドイツ条約第1条にいう派遣国の「戦闘実力(effective strength)」の増強の意味についてであった。同規定によれば、その増強にはドイツ連邦政府の同意が必要とされている。そこで、「戦闘実力」の増強が軍隊の員数の増加を意味するのか、それとも軍事的性格および兵器・装備を含む効果性の変更を意味するのかによって、ドイツ連邦政府の同意を必要とする対象が異なる、というのであった。この問題は、とくに1980年代に米軍が西ドイツ内の駐留基地に中性子爆弾を持ち込もうとしたときに議論を巻き起こした。フランスなどは後者の意味を支持した。

もう一つの問題は、連邦議会の承認を必要と

するかどうか、であった。米軍による中距離核戦力 (INF) の持込について、連邦政府は連邦議会での長い論議を経たとはいえ連邦議会の承認なしに米国政府に同意を与えてしまった。このことがドイツ国内で激論を呼んだ。この問題は連邦憲法裁判所で争われることになった。同裁判所は、連邦政府は連邦議会の承認なしでも決定を下すことができる、とした。ただし、武器・兵器の新たな展開が軍事技術的に重要であるというばかりではなく、駐留軍受入国の対外関係・政治的立場に影響を生ずる政治的重要性を有する場合には、受入国による承認が必要である、という同盟国間の了解に関する原告側主張を支持した。<sup>14</sup>

以上の経緯に例示されるように、1980年代のドイツ国内では、環境保護・反核＝平和運動が大きな政治的潮流に増大し、法廷闘争の形で基地闘争が行なわれるようになったばかりではなく、1983年には「緑の党」が連邦議会の議席を獲得するまでになった。<sup>15</sup>

そのうえ、1988年に、ラムシュタイン飛行場における「航空デー」でのイタリアのアクロバット飛行チームの衝突・墜落・炎上事故が観客に及び、70人以上の死者・数百人の重軽傷という大惨事となった事件、および米軍機が住宅地に墜落して多数の死傷者を生じた事件は、外国軍駐留基地に対する反発を強め、駐留外国軍隊に対するドイツ国内法令の適用のあり方にいっそう強い批判の目が向けられることになった。<sup>16</sup>

以上のような経緯の上に、1989年の「ベルリンの壁」の崩壊に始まる政治的変動は、東ドイツ政権の倒壊、東西冷戦構造の瓦解、東西両ドイツの統合などの一連の大変革に進展していった。このことは、補足協定の理念的基礎が根本的に変化したことを意味する。

1990年8月31日ドイツ統一条約が締結された。この条約の発効とともに東西ドイツは統一されることになり、西ドイツ駐留外国軍に課せ

られていた任務の一つとしての、ドイツ国家全体の構築へ向けての管理責任は、終結したことになった。また、同条約によれば、NATO 軍地位協定および補足協定は従来通りに西ドイツ地域にのみ適用されることになった。さらに、同年9月12日に締結された、いわゆる2プラス4条約(正式名称、「ドイツに関する最終的解決に関する条約」)においても、ベルリンを含む旧東ドイツ地域には、外国軍隊の駐留、核兵器およびそのキャリアーの常置は認められない、と定められた。ただし、ベルリンを含む東ドイツ地域に NATO 軍が一時的に駐留することはあり得るとし、その場合の法的地位は、西ドイツ地域にいる場合と同様にする、と定められた(1990年9月25日の交換公文)<sup>17</sup>。

後に改正補足協定が発効した1998年3月29日の1か月後の4月29日に補足協定加盟6か国以外の他の NATO 加盟8か国との間に合意された交換公文<sup>18</sup>によって、補足協定の実体的諸規定および一時的にドイツ東地域に駐留する場合の駐留軍隊の法的地位は、これら8か国についても適用されることになった。<sup>19</sup>

なお、ソ連・ロシア軍の東ドイツからの撤退は、1994年末までに完了することとされた(2プラス4条約第4条)。

東ドイツ地域の実質的併合に伴って、補足協定は、まず、その適用地域範囲という点において上述のような変化を生じた。しかし、冷戦構造の崩壊によって NATO 条約の目的は見直されるようになり、その重心は、従来の集団的自衛権を基軸とする共同防衛体制から、同盟諸国周辺地域の危機管理・平和維持へと置き換えられることになった。<sup>20</sup>ただし、このことをきっかけに、ドイツが北大西洋条約第6条に定める同条約適用範囲の外にまで派兵できるかどうかについて論争が生じ、連邦憲法裁判所の法廷でも争われた。なお、同裁判所は1994年7月12日の判決において、一定条件を付しながらも、ドイ

ツの域外派兵を容認した。<sup>21</sup>

このように大きな政治的変革の下でこの機会を捉えて、ドイツは補足協定の改定を呼びかけた。ドイツ側が交渉上の基本的原則として設定したのは、同盟軍がドイツに駐留する場合の法的地位とドイツ連邦軍が同盟国に駐留する場合のそれとを同等にすること(相互性の原則)、ドイツ駐留同盟国軍の権利をドイツ連邦軍の国内におけるものと同等にし、ドイツの「法と法律」に拘束されるべきものとする(内部的平等の原則)、およびドイツ国内での同盟軍の地位を他の NATO 加盟国でのそれに準ずるか、または同じものにする(外部的平等性の原則)<sup>22</sup>であった、といわれる。また、ドイツ政府は、それまでに重ねられていた前述のような具体的諸問題を念頭においたことであろう。

これらの3原則の論理は、具体的事項に関して矛盾を生ずる側面を含んでいた。例えば、ドイツに駐留する自国軍隊の関係者に対する刑事裁判権に固執する米国政府が、ドイツの主張する3原則に従って従来の立場を変更することは容易ではない。法的・技術的に難しい問題は特別の専門部会で検討したが、実現された補足協定改定の内容を見ると、一部の事項では改定が困難であったことを窺わせる。

それはともかく、改定内容の要点として、ドイツ国防省の立場を代表しうる権威が<sup>24</sup>列挙しているのは、次の通りである。

- ① ドイツの主権およびドイツ常駐同盟国軍によるドイツ法の遵守を強化すること。
- ② 同軍の行動条件をドイツ国防軍に適用される条件に組替えること。
- ③ ドイツを含む補足協定加盟国それぞれにおける駐留同盟国軍の地位を調和させること。
- ④ 軍事演習場以外での演習はドイツの有権的当局の認可を要すること。
- ⑤ ドイツの環境法は軍事基地の使用についても適用されるべきものとする。

- ⑥ 陸路、水路または空路による軍事的移動、とりわけ危険な貨物の輸送については、ドイツの交通法規が厳格に適用されること。
- ⑦ 協定の終了に関して、NATO 軍地位協定の廃棄との結び付けという従来の条件を改めて、他の加盟国との協議を経たうえでの通告により協定から脱退することができること、ドイツもそれぞれの締約国ごとに協定を終了させることができること。

以上の諸点は、ドイツが従来強い関心を寄せていたところであり、とくに主権平等原理の個別具体化の表れとして特筆されるべきものであるといえることができる。

さらに、ドイツ軍が同盟国に駐留する場合に、そこでドイツ軍に与えられる地位・権限に関して留意すべき宣言が、すべての軍隊派遣国の大使とドイツの外務大臣との間に合意された1993年3月18日の交換公文<sup>25</sup>のなかで表明された。それによると、それぞれの政府が「それぞれの国に駐留するドイツの軍隊、その軍属機関、それらの構成員およびそれらの家族の地位を、ドイツに駐留するそれぞれの国の軍隊、軍属機関、それらの構成員およびそれらの家族が享受する地位と同レベルのものにするに関する取極を作成したい、というドイツ政府提示の要請を前向きに取り上げる用意がある。ただし、その取極は、それぞれの国の憲法その他の法律上の要件並びにそれぞれの国の軍隊の任務および要求と両立するものでなければならない」。

この宣言も、これらの諸国における外国軍隊駐留に関する原則の相互性を通じてその反射的作用として、ドイツにおける駐留外国軍隊の権限を合理化するための論拠になり得る。

ただし、その後、補足協定のさらなる改定に関する交渉が要請されることはこれまでのところなく、補足協定的一条項の解釈<sup>26</sup>についての意見不一致を解消するための交換公文が、1998年



に米独 2 か国の当局間で合意されたにすぎない。

### 3 改定後の補足協定における若干の問題点

#### (1) 基地の設定および返還に関する原則とその運用上の推移

補足協定第48条に定める基地の設定および返還に関する原則は、同第48条に関する合意議事録上の原則とともに、1993年の改定の際に全く変更を加えられなかった。変更の必要がほとんどなかったからであろう。というのも、第1に、改定までに基地がかなり返還されていたからである。確かに、朝鮮戦争休戦協定締結後で熱戦の余熱がまだ残る1954年に締結された軍隊条約がその翌年に発効した時点では、西ドイツには53万5千人の軍関係者がドイツに駐留していた（そのうち、米軍関係者は30万人、英軍関係者は10万4千人、フランス軍関係者は6万6千人）。しかし、その後、その総数は年々遞減していった。それでも冷戦構造が崩壊し始めた時点の1990年には、40万余人の軍隊構成員がいた。これらの外国軍隊が駐留する基地の土地面積はその当時、15万2000ヘクタールであった。冷戦構造崩壊が確定した後基地の返還はいっそう促進され、基地の土地面積は2001年1月1日現在では1990年時のその6割にまで縮小されている。駐留軍隊構成員の数も11万人まで縮小している。<sup>27</sup>

第2に、基地用施設区域として使用されていた不動産のほとんどが連邦または州の所有財産であったことが、基地の設定および返還の問題をめぐって個人との間に争いを生ずる余地を少なくしていた、と見ることができる。返還に伴う代替地の提供を求められる場合にも他の連邦所有地または州所有地の範囲から選ぶことによって個人との摩擦を回避することが可能となる。

もっとも、補足協定の発効以前から、ドイツの国内法（1957年の「防衛任務のための土地の調達に関する法律」）では、駐留軍の基地用不動産の求めを充足するために個人の不動産を収用する権限が認められていた。この防衛任務土地調達法は補足協定締結に伴って若干の修正を受けたが、その実体的な原則は同協定発効後も適用される。それゆえに当該不動産の所有者であったものとの間に返還をめぐる争いが生ずる可能性は残っている。しかも、1954年の軍隊条約に従って駐留軍隊およびその軍属機関の使用用に認められた不動産については、原則として継続使用が認められる（第48条第2項）。その中には、個人所有であった不動産も含まれる。

しかし、補足協定には、住民側の公共の利益を重視した例外原則も置かれている。まず、公共の交通、その補給設備、郵便または電信用の不動産については、当該用地の継続使用原則は適用されない（第48条第2項但し書）。また、「共通の防衛任務を考慮したうえで」という条件付きながら、ドイツ側が土地を使用することによって得る利益が大きいことが明白な場合、ドイツ当局の明渡し請求に対し、駐留軍側が適切な形でこれに応ずる（第48条第5項(b)）。この第48条第5項(b)にいう「ドイツ側」の「利益」という基準は、合意議事録ではいっそう明確に表され、「ドイツの非軍事部門の基本的な必要性、特に国土整備、都市計画、自然保護および農業上、経済上の利益に基づく」と表現されている。

ドイツが公共の利益という概念を、住民側に重心を置いて、かついっそう具体的、明確に捉えていることは、日本における問題を考察するうえで着目に値する。というのも、第1に、日本社会においては、例えば在日米軍の基地使用権とそれによる生活上の負担に関する住民の受忍の関係に関する第1次厚木基地騒音公害訴訟事件東京高裁判決に見られるように、公共の利益の概念を日米安保条約の維持による人権保障

状況の確保の達成と理解するという抽象的かつ政治哲学的な色彩の強い見解が、時折、公的に表明されることがあるからである。

第2に、住民の立場に立っての公共の利益という補足協定に定める概念は、補足協定発効前から駐留外国軍隊が使用していた基地の、補足協定発効後の継続使用に対する例外を認めるための具体的かつ明確な基準としての意味を有するのであるが、このことを通じて示唆されるのは、上述の基準に基づいて具体的に判断され得る公共の利益に違背するような、駐留外国軍に対する不動産提供を避けるという捉え方が、基地設定一般における選択基準とされていることである。

在日米軍基地協定の場合、日本国政府が米軍に提供することができるのはいかなる条件下の不動産であるかについて、明示的にも示唆的にも手がかりになる規定は置かれていない。それにもかかわらず、他方では、基地の必要性について米国政府が検討すべきことを日本政府側から要請することができるし、またその必要性についての検討は米国政府の義務でもある（第2条第2項および第3項）。しかし、基地設定の要件が確定されていないために、日本政府側から米軍の基地使用の必要性如何をいかなる基準に基づいて要請することができるのか、不明であり、少なくとも地位協定の法文を見る限り、結局、米国政府の必要性の主張に日本国政府は従わざるを得ない。そのため、このことは全土基地方式を認めていることを意味する、という見解が見られる。この見解に対する評価はともかくとして、地位協定に基準が示されていないことが、国有財産を米軍基地用に提供する場合に適用されるべき関係行政機関の長、都道府県および市町村の長、並びに学識経験者に対する意見聴取の制度（国有財産米軍特例法）が不活性のままであることに微妙な影響を及ぼしている。そのため、この制度によって、関係地方自

治体の長などが、個々の国有地の米軍への提供が関係住民の生活への影響その他の公共の福祉に及ぼす影響について少なくとも日本国政府に伝えるという道は、実際にはほとんど閉ざされている。

ドイツの補足協定に論点を戻せば、補足協定に基づいて連邦政府が上記の基準に則って行なう基地使用の不動産の返還要請が、元の所有者である個人の、当該不動産の返還請求に必ずしも当然に連なるというわけではない。この点に関しては、公共目的と個人の不動産所有権の関係についてドイツ社会において一般的な、かつ基本的な考え方が関わっている、と見ることができ、このような別の面からの考察は本稿の考察目的を超えるので、本稿では行なわない。それはともかく、補足協定に定める駐留外国軍隊使用基地の設定およびその返還に関する原則は、具体的かつ詳細である。

まず、駐留軍隊は、基地設定の区域、規模、用途、使用期間の見込みおよび使用開始時期を含む計画をドイツ当局に定期的に通知する。次に、その通知内容を基礎にして、駐留軍隊当局とドイツ当局間で交渉が行なわれ、取極が結ばれる（第48条第1項(b)および(c)）。その取極の文書には、基地としての施設区域の規模、種類、所在地、状態および装備に関するデータ、並びに施設区域の使用に関する細目が含まれる（同条第3項）。使用に関する細目には、提供期間、利用方法、修理および維持の責任、交通安全措置、並びに NATO 軍地位協定および補足協定の範囲内で必要な財政的規則が含まれる（合意議事録「第48条について」第4項）。

さらに、返還に関する原則としては、駐留軍隊の当局に対して、その使用基地の数および規模を必要最小限度に限定するために、その基地の必要性について絶えず調査するという義務が課される。ドイツの側からも、個別の基地毎に駐留軍側の必要性を調査する。その際、特定の

施設区域については、共同防衛の任務に照らしてもドイツ側の得る利益が明らかに上回る場合には、当該の駐留軍隊または軍属機関は、ドイツ当局の行なう当該施設区域の返還請求に対して妥当な考慮を払わなければならない（同条第5項(a)および(b)）。

基地の設定および返還に関して以上のように詳細かつ具体的な原則を補足協定に盛り込むことができた背景は、ある考察によると次のように分析されている。補足協定前に先行して適用されていた軍隊条約第48条2項において1956年7月1日以降の用地の提供はドイツ連邦の国内法にしたがってのみ認められる、と定められ、これに対応するための土地の収用と返還に関する国内法（防衛任務土地調達法）が制定されていたために、補足協定においてはこの国内法に準拠する内容を導入しなけりなかつた。<sup>29</sup>

基地の設定および返還に関して補足協定に詳細かつ具体的な原則規定を置くことができた直接的事情は、確かにその指摘通りであろう。ただ、補足協定では、他の様々な事項についてもドイツ連邦の国内法の適用が定められていることに留意すると、「先行条約で認められる限り」という範囲内においてではあるにしても、できるだけドイツ連邦の国内法を適用し、またはそれに準拠しようとする基本的姿勢が、ドイツ連邦と駐留軍隊派遣国との間で了解されていた、と見ることができる。その背景については、すでに指摘した。

また、ドイツ連邦内の2001年初め現在における駐留基地の面積は、冷戦構造崩壊の始まった時期である1990年当時のその6割にまで縮小されている。その4割もの大幅返還が実現したことには、欧州における国際政治状況の大きな変動が決定的要因になった。

そこで在日米軍地位協定に目を転ずると、日本を囲むアジアの国際政治状況においては、欧州で実現されたような大変動は生まれていな

い、という見方が強い。そのような見方が仮に成り立つとしてもなお、沖縄に置かれ続けている米軍基地については、その存立の法的基礎および返還のための基準が、在日米軍地位協定の規定では十分に対応することができないという点において問題となる。沖縄に過度に集中されている米軍基地は、その全体の3分の1が民有地であり、また多くの基地が市街地内またはそれに接する地域にあって沖縄住民の公共の利益に影響を与えている。沖縄における基地の状況を見ても、基地の存立の基礎および返還基準を合理化するうえで、補足協定の規定に着目せざるを得ない。

## (2) 基地の使用に関する原則とその改定

### ① 基地使用权の改定

補足協定の改定が実現した主要な点の一つが、基地使用权に関する原則である。従来の規定によれば、駐留軍隊はその施設区域の中において「防衛活動の十全な遂行上必要とされる措置をとる」権限を認められたうえで、その際、施設区域の内部において派遣国の国内法規を適用することも、その内容がドイツの「公共の安全及び秩序の維持」に関して「ドイツ法と同等又はより厳しい」ことを条件に認められていた（第53条第1項）。

この規定の特徴として、施設区域の使用权については包括的であるが、その使用权行使に対して駐留軍に課されるドイツの「公共の安全及び秩序の維持」の観点からの制約原則は、その法文上の抽象的表現にもかかわらず、明確かつ具体的な内容になる可能性があった。ドイツ国防軍の行動に対する「公共の安全及び秩序の維持」からの制約原則は明確かつ具体的であることが、ドイツ国内法上求められるし、また、その制約原則は憲法原則など他の法令に裏打ちされ、または駐留軍の基地内での行動による影響を他の諸法上の原則との均衡性もしくは調和の

枠内に留めることになるからである。

これに比べて、在日米軍地位協定における米軍の基地使用権に対する制約原則が、「公共の安全に妥当な考慮を払う」という抽象的文言で表されている点では、補足協定の場合と大差はないといえることができるものの、補足協定に明示されているような、その抽象的法文を運用上において明確化・具体化するための手がかりは置かれていない。

それにもかかわらず、ドイツ政府は、補足協定に定める駐留軍基地使用権に対する制約原則について改定を求めた。その主張は、ドイツ国内におけるドイツ国防軍の権限および駐留外国軍のそれとを対等にするという理念的要請を基礎としていたといえるにしても、ドイツ政府と駐留外国軍当局との間にしばしば生じていた駐留外国軍の基地使用権とその制約原則をめぐる意見の不一致を解消するという実際の要請に、いっそう強く基づいていた、と見ることができる。

改定された原則によれば、駐留軍隊は基地内において防衛任務に必要な措置を執る権限を、基本的には従来通りに認められているが、新たに改定された点として、第1に、当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される（改正協定第53条第1項）として、基地使用についてはドイツ国防軍の場合と同様にドイツの国内法上の制約原則に従うことを求められている。駐留軍隊が自国の訓練基準に基づいて必要な措置を執る場合も、上述の原則が適用される（合意議事録「第53条について」第1項第2号）。

この改定原則規定に関して注目される別の側面は、その規定の但書に表される制約原則に対する例外である。それによると、この制約原則が適用されないのは、補足協定その他の国際協定に別段の定めがある場合、軍隊、軍属機関、それらの構成員およびそれらの家族の組織、内部機能および管理、並びにその他の内部事項が

関わる場合である。しかし、そのような内部事項であっても、それが第三者の権利に対してまたは隣接する地方自治体若しくは一般公衆に対して予見可能な影響を及ぼす場合は、制約原則の例外扱いは認められない、とされている。

以上の原則は、駐留外国軍隊の基地使用に関する権限とそれに対する制約という一定の事項に関するものであるが、在日米軍地位協定に定める日本国法令尊重義務原則の意味に関してしばしば問題とされた駐留軍隊に対する受入国内法令適用の可能性およびその限界<sup>30</sup>について考えるうえで示唆的である。

新たに改定された第2の点として、駐留軍隊の行動に対する制約は、駐留軍隊の基地使用に対してばかりではなく、基地内における一定範囲の機動演習・訓練活動という活動にも及ぶ。この点については、基地の外での機動演習および訓練の場合とともに後述する。

また、補足協定では、駐留軍隊の基地使用に対する制約原則の同軍隊による遵守を監視するための実際的な担保として、ドイツの連邦、州または地方自治体の権限ある当局による基地内立入り権が認められている。補足協定の規定では、駐留軍隊または軍属機関が防衛任務の遂行上執る措置に関してドイツの当局がドイツの利益を保護するために基地内において必要な措置を執ることができるようにすることを、当該駐留軍隊および軍属機関が保証すると定めている（第53条第3項）にすぎないが、この原則は合意議事録ではいっそう具体的に明確化されて、駐留軍隊当局はドイツの連邦、州および地方自治体の有権的当局が公務を遂行できるようにするため、原則として事前通告後という条件の下に基地内への立入りを含めドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助を与える、と定められている。緊急の場合および危険が差し迫っている場合には、ドイツの当局は事前通告なしに直ちに基地内に立ち入ることも認

められている。

他面、軍事上必要とされる諸要請、秘密指定区域、装備および文書の不可侵性に対する考慮、および軍事演習を妨げない手はずをドイツの当局側の責務とすることによって、駐留軍隊の軍事的要請への配慮が確保されている（合意議事録「第53条について」第4②項）。

従来の規定においても基地立入りは認められていたが、ドイツ側で立入りが認められるのは「ドイツの代表およびそれが任命する専門家」とされて、州および地方自治体の関わりは不鮮明であったし、ドイツ側が基地立入りに際して留意すべき制限も「軍事上の安全」への考慮という漠然とした基準が示されている（合意議事録「第53条について」第6項(b)）にすぎなかった。

なお、ドイツ側の駐留軍隊基地立入りは、ドイツ警察がドイツの公共の秩序と安全に対する危険または侵害の場合に基地内でその任務を遂行する必要があるときも、上記に定める立入りの際における一定の制限に従い、かつ NATO 軍地位協定第7条第10項(a)に定める駐留軍隊の基地内警察権を損なわない限りで、認められる（第28条0項）。

## ② 演習に関する原則の改定

ドイツにおける駐留外国軍隊による機動演習その他の訓練は、基地内で行われる場合ばかりではなく基地の外で行われることもある。それぞれによって補足協定上の根拠は異なる。しかも基地内で行われる場合、旧規定（第53条第1項）によれば、駐留軍隊の自国国内法上の基準に基づく機動演習その他の訓練が、その基地使用権を基礎に行われたのに対して、改正規定（第53条第1項）では、駐留軍隊は、その基地使用権を基礎に機動演習その他の訓練を行なうことができるが、機動演習その他の訓練のための基地使用についてはドイツの国内法上の基準に服

さなければならない。基地内演習場の例としては、駐屯地訓練区域および駐屯地射撃場がある。ただし、細目については、両国間で合意される行政協定によって定められる（第53条第2項第3号）。

駐留軍隊当局とドイツの当局との間で合意されている基地外地域で機動演習その他の訓練を行なう場合、旧規定では、駐留軍隊の権利としてそれを行なうことができた。ただし、その機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツの法律が適用される（第45条第1項）。同様の原則は、駐留軍隊の空域での訓練の場合にも適用される（第46条第1項）。また、予見されなかった重大な理由で、殊に公共の安全と秩序若しくは公衆の健康を危うくし、または気象条件により相当の損害を生じさせるという理由で、ドイツ当局は特定地域または特定時間の演習に異議を申し立てることができ、その異議申立があった場合には、当該軍隊当局はその理由を適正に考慮し、ドイツ当局と合意に達するように努力する、と定められていた（第45条第6項(b)）。

これに対して改正規定（45条第1項）では、駐留軍隊がそのような機動演習その他の訓練を行なうには、ドイツ連邦国防大臣の承認を必要とする。同大臣はその決定にあたって、欧州連合最高司令官若しくは NATO のその他の当局、欧州の有権的当局の要求、およびドイツと派遣国間の協定上の要求を適切に考慮しなければならない。同様の原則は、駐留軍隊の空域での演習の場合にも適用される（第46条1項）。

駐留軍隊の演習・訓練についてドイツの権限がより高位に置かれたのは、ドイツの主権貫徹の要求が実現されたことを意味するが、とくに空域演習についての原則改定は、前述のような航空機墜落事故以来ドイツ社会の中で強い批判があったことによる影響の結果である、と見る事ができる。

### ③ 環境保全原則

環境保全原則（第54A条）は、1993年の改定の機会に導入された新たな原則である。このことは、環境保全についての責務を駐留外国軍隊にも負わせるべきであるという意識の、ドイツ社会における高まりを反映している。

この原則によると、まず、駐留軍隊派遣国政府それ自体として、その軍隊のドイツにおけるあらゆる活動に関して環境保護の重要性を認識し、かつ承認する、と定められ（第1項）、派遣国政府が負うべき環境保全の基本的な倫理規範が宣言されている。次いで、実際的な措置として、駐留軍隊および軍属機関の当局がドイツ内でのあらゆる軍事活動計画の環境との適合性について調査する責任を負う。その際、上述の計画が、人間、動物、植物、土壌、水、空気、気候および景観に与える可能性のある環境上重要な意味を有する影響（それらの間の相互作用を含む）について、当該軍隊および軍属機関の当局は検出、分析および評価を行なう。また、文化財その他の財産に与える可能性のある影響についても同様のことを行なう（同条第2項第1文および第2文）。このような調査のため必要な場合には、ドイツの連邦政府、州および地方自治体の有権的当局による基地内への立入りも認められる。とりわけ、基地内での環境汚染、基地内での活動による都市計画・地方計画、記念物および自然保護区への影響を調査するための立入りが、法文上明示されている（合意議事録「53条について」第5項(g)号、第6項(b)号および第4②項）。

このような調査の目的は、法文上では、環境への負担を避けること、および環境への不可避の有害性に対しては適切な措置を講じて埋め合わせすることにある（第54A条2項3文）。

以上のような環境保全責務およびその履行のための措置は、伝染病予防に関する第54条の規定の後に付加されていることから見ても人体の

健康への考慮を主たる論拠にしているが、それが駐留軍隊の活動に影響を与えることも確かである。しかし、ドイツ側が行なう調査の効果は、法文に掲げられているその目的にもかかわらず、モニターとしての意味を有するにすぎず、駐留軍隊および軍属の活動に対する停止または変更という結果を直ちに生ずることになるわけではない。その調査の結果は、ドイツ側が駐留軍隊および軍属機関の活動に対する停止または変更を要求する場合の、有力な根拠となる、と見るべきである。

なお、駐留軍隊または軍属機関の基地内での活動によって損害を受けた個人の請求権に関して当該個人が行政手続または裁判手続に訴える場合に、ドイツ政府がその駐留軍隊または軍属機関のために相手当事者となるという手続が改正補足協定において導入され（第53A条2項および1項）、この制度によって個人は軍隊派遣国の主権免除の壁に遮られずに、権利主張に関する手続を遂行することができるようになった。この手続は、駐留軍隊又は軍属機関によって引き起こされた環境破壊・汚染により損害を受けた個人が民事請求権を提起する場合にも適用される。

また環境保全への関心は、駐留軍隊および軍属機関が使用する航空機、船舶および自動車の燃料にも向けられている。改定補足協定第54B条によれば、駐留軍隊および軍属は、これらの車両の運行にあたって原則としてドイツの環境法規上低汚染物質とされる燃料、潤滑油、添加剤のみを使用することを保証する。その燃料類の使用では車両の技術上の要求を満たしえない場合に、例外的にこれら以外の燃料類の使用が容認される。とくに新型車両の場合、騒音および排気ガスに関するドイツの規制を遵守することを保証する。但し、その遵守が過度の負担となる場合は、別とする。

駐留軍隊および軍属機関によるドイツの規制

の遵守は、ドイツ当局と駐留軍隊・軍属機関の当局の双方による監視の下におかれ、それに関する問題は相互間の協議によって解決されることになっている。その問題の解決は、規制が駐留軍隊および軍属機関の経済的負担を生ずることがあるにすぎないため、比較的容易であろう。

### (3) 刑事手続と刑事裁判権

#### ① 刑事裁判権と「公務執行中」犯罪

駐留外国軍隊の構成員、軍属またはそれらの家族が加害者または被害者として関わる犯罪行為に対する刑事裁判権が、同軍隊受入国にあるのかそれともその派遣国にあるのか、という問題は、少なくとも欧米諸国間では、駐留外国軍隊の法的地位をめぐる諸問題の中でも、国家主権間の対決を意味する点において最も核心的なものとして捉えられ、従来、多くの論考の的となった。

NATO 軍地位協定では、その裁判権の帰属は、当該犯罪行為の、受入国と派遣国それぞれの刑事法規との関わりによって、いずれかの専属的裁判権が認められる場合と、両国の裁判権に競合的關係が生ずるとされる場合に分けられる（第7条）。後者の場合、駐留軍隊構成員・軍属の犯罪行為が、(i)専ら軍隊の財産もしくは安全に対するものまたは軍隊構成員・軍属もしくはそれらの家族の身体もしくは財産に関するもの、または(ii)公務執行中の作為もしくは不作為から生じたものであるときには、第1次裁判権は軍隊派遣国に帰属し、その他のときには、第1次裁判権は同軍隊受入国に帰属する、と定められている（同条3項(a)(b)）。

この配分方式は在日米軍地位協定においても同様の内容で導入されている（第17条第3項(a)(b)）が、その中の配分基準である「公務執行中」概念の解釈をめぐる<sup>31</sup>は、日本国で生じたジラード事件<sup>31</sup>において見られたように、受入国と

派遣国との間で意見の不一致がしばしば生ずる。

ドイツの補足協定の1993年改定では、ドイツの国内法上死刑制度廃止が定められたことに沿うために、死刑を科する可能性のある刑事訴追およびドイツ内での死刑執行を認めないという原則が定められた（第18A条）が、それとの調整を要する若干の規定の修正を除くと、とりわけ「公務中」概念解釈の問題に関わる手続を含めて従来の手続は改定されないままに終わった。ただ、従来の手続が、日本国における在日米軍地位協定の運用原則の確定上参考になる部分を含んでいるので、その手続に触れておく。

ドイツの裁判所または当局は、駐留軍隊構成員・軍属の犯罪行為についてドイツと派遣国との間に裁判権上の競合關係が生ずる可能性があるか否かを判断するために、手続を停止し、派遣国に対して同国の法令による可罰性について証明書を一定期間内に提出するよう求める（第17条第1項）。もっとも、当該派遣国が自国法を適用しない旨、ドイツ政府に通告する場合は、この限りでない（同条第4項）。当該派遣国はその可罰性を認める場合は、その法的基礎および予測される刑罰を付記した証明書をドイツ当局に提出する（同条第1項）。その可罰性に死刑の可能性が含まれる場合には、上述の原則が適用される。

ドイツの裁判所は、この証明書と一致するように裁判権の帰属を決定する。ただし、ドイツの裁判所または当局が同証明書の内容に異議を主張する例外的な場合には、ドイツ政府とドイツ駐留当該派遣国外交使節との間の協議を通じて同証明書を再審査に付することができる（同条第2項）。

逆に、ドイツの法令上の可罰性を派遣国に通告する必要があるときは、以上の手続が準用される（同条第3項）。

なお、武力紛争の脅威が急迫している場合に

は、状況に適応しうる取極を締結することができる（署名議定書「第17条に関して」）。

以上の手続を経てしばしば問題になる可能性があるのは、派遣国が、ドイツとの間に裁判権競合を生ずる犯罪事件についてそれが「公務中」犯罪であるとの理由で、第1次裁判権を主張する場合である。補足協定では、「公務中」犯罪であるかどうかは当該派遣国の法令によって決定される、と定められ（第18条第1項）、従って、その派遣国の判断が決定的意味をもつ。当該派遣国はその決定に関する証明書を提出する権利があり、ドイツの裁判所はその証明書に一致するように決定を下さなければならない。その証明書に対して異議がある場合には、ドイツの裁判所または当局の要請により、ドイツ政府とドイツ駐留当該派遣国外交使節との間の協議を通じて、その証明書を再審査の対象とすることができる（同条第2項）。

このように再審査が外交交渉に委ねられるため、外交取引に左右されて、再審査については司法的公正性が維持されない恐れがあると懸念される。しかしそれでもなお、再審査において、ドイツと当該派遣国は法的には対等な立場に置かれている、ということが出来る。

それに比べて在日米軍地位協定の場合、協定の法文上では NATO 軍地位協定と同様であるにもかかわらず、その運用細則においては、日米間は決して対等ではない。というのは、当該被疑者の所属部隊指揮官によって提出された証明書中の「公務中」の判断に疑義がある場合でも、日本国は反証を挙げるできない限り、その証明書は「公務中」という事実の十分な証拠資料となるとされるからである。いいかえると、反対の証拠の提示といういわば証拠前置主義の下にはじめて証明書は合同委員会での再審査の対象になる可能性が生ずるのであるが、基地内で当然に捜査する権限が日本側にあるのではないだけに、日本側が反証を挙げるのが困

難な場合がある。

## ② 第1次裁判権放棄原則

刑事裁判権をめぐるもう一つの問題点は、裁判権競合の場合に派遣国がドイツに対して要求するドイツの第1次裁判権の放棄である。NATO 軍地協定第7条第3項(c)の規定にもとづけば、軍隊構成員または軍属が犯した一つの犯罪に関してその所属国である軍隊派遣国とドイツの間に裁判権の競合関係が生じ、しかもドイツに第1次裁判権が専属する場合に、派遣国がドイツによるその第1次裁判権の放棄が特に重要であると思料するときは、ドイツ当局はその裁判権放棄についての派遣国からの要請に好意的配慮を払わなければならない。この原則は、在日米軍地位協定第17条第3項(c)の原則と同様である。日本では、この原則がさほど問題になっていないが、ドイツでは積年の問題である。ドイツの主張に対するとりわけ米国のガードの固さを確認することによって、在日米軍地位協定上の刑事裁判権に関わる諸原則の改定問題に関連して米国政府の姿勢を窺い知ることになる。

この第1次裁判権放棄原則は、米国連邦議会上院における NATO 軍地位協定案に関する審議の際に、米国憲法上被疑者に対する人権が保障されるべき米国民である米国軍隊構成員・軍属を他国の劣った (second-class) 裁判に服せしめることを許すわけにはいかないという理由を盾とする米国連邦議会内にあった同協定加盟に消極的な意見に対して、受入国の好意的配慮によるその裁判権放棄を確実にすることによって米国の裁判権をできるだけ確保するという理屈立てにより、同協定加盟への説得上の論拠として利用された<sup>32</sup>。このような経緯からみると、第1次裁判権の放棄は、法文上では駐留軍隊受入れ国による裁量の一環としての好意的配慮によるのであってその原則の義務性によるのではな



い、と解されるように思われるが、実際には、軽微な犯罪以外のすべての犯罪について第1次裁判権の放棄を、ほとんど義務履行の要求と思われるほど強く要求されることになっていた、と見ることができる。

しかし、NATO加盟の欧州諸国の議会内では、加盟国の司法の水準を低く見る米国議会内の主張に対して強く反発する意見が表明された。<sup>33</sup> またドイツ国内では、駐留軍隊構成員・軍属の重大犯罪について裁判権放棄を求められる一方で、交通事故などの、軽微な犯罪にのみドイツの裁判権が認められる、<sup>34</sup> という枠組みの根拠とされるこの第1次裁判権放棄原則に対して、強い不満が抱かれていた。

1993年改定協定の交渉段階で、ドイツは第1次裁判権放棄原則の手直しを強く求めたものと推察される。確かに、交渉の結果として到達しえた改定原則によれば、まず、ドイツの第1次裁判権放棄の対象犯罪から、放棄を求める軍隊派遣国において死刑を科せられるおそれのある者の犯罪は除外されることになったが（第19条第1項第2文）、それ以外の犯罪については、従来の裁判権放棄原則が、原則的にはそのまま維持されることになった。それでもなお、ドイツが「ドイツの司法行政上の利益からドイツの裁判権が必須であるとの見解を有する場合」、裁判権放棄の撤回を求める声明書を当該派遣国当局に対して一定期間内に提出することができる（同条第3項）。

この第19条に関する署名議定書の定めでは、ドイツの司法行政上の利益に関わる犯罪とは、(i)第1審が高等裁判所管轄となるもの、または連邦検事総長が普通裁判所に公訴提起するもの、(ii)人の死を招来する犯罪、強盗もしくは強姦（ただし、軍隊構成員、軍属もしくはそれらの家族に対するものを除く）、(iii)以上のいずれかの犯罪の未遂または共犯である。

しかし、ドイツの第1次裁判権放棄の撤回は、

ドイツの権利ではあっても、派遣国はそれに応ずる義務を課されるわけではない。それどころか、派遣国がドイツ側にその第1次裁判権を求めて自国が第1次裁判権を行使する旨の、派遣国の当該犯罪に関する通告は、ドイツの司法行政上の利益に関わる犯罪としてドイツがその第1次裁判権放棄の撤回を求めるものにまで及ぶ（同条第2項）。したがって、ドイツと当該派遣国との間では、緊密な協力関係または相互援助という精神的指導原理が適用されるとはいうものの、意見の不一致がいわば必然的に生ずることになる。そのような場合、ドイツ駐留当該派遣国外交使節がドイツ政府に対して異議を申し立て、外交上の手続を通じてその意見の不一致は解消される（同条第4項）、というのである。そのため、司法的公正性の下に判断されるべき裁判権帰属の問題が、外交取引に左右されかねない、という懸念が残されている。

#### 4 終わりに

ドイツの補足協定とその改定を通覧して、ドイツ側の主張が受け入れられたかどうかは事項による、と評価せざるを得ない。日本では、在日米軍地位協定の改定を求める声が次第に大きくなっているが、これについても改定の可能性の有無は同様に予測される。見方を変えると、米国側が地位協定の現行規定に拘る理由およびその背景は、事項によって異なる、と見なければならない。例えば、基地使用に関する現行規定については、米国の戦略・戦術への固執が強く関わっているし、刑事裁判権問題については米国の憲法規定および司法が関わっている。それゆえに、事項毎の背景に対する分析と周到な対応策が用意されなければならない。

## 付記：いわゆるドイツ駐留NATO軍地位補足協定の邦訳にあたって

訳文の検討に関しては、訳文の基礎を提供していただいた亀野邁夫氏、検討作業にその労を重ねていただいた樋山千冬氏をはじめとして、国立国会図書館調査及び立法考査局の多くの方々から協力をいただいた。

補足協定の改定規定（1993年改定規定ばかりではなく、1971年改定規定及び1981年改定規定をも含む。）については、新たに訳出するとともに、下線引きを施した。また、改定には至らなかった規定については、国立国会図書館編『西ドイツに駐留する NATO 軍の地位に関する諸協定』（調査資料75-3昭和51年3月）における邦訳文を参考にしながら、この資料刊行後に知りえた情報などに照らして再検討を加えた。訳出にあたり、留意し、または苦心した諸点のいくつかを指摘しておく。

① 同じく正文であるドイツ語文、英語文およびフランス語文の間に、表現が異なる部分があるため、訳出の際、ドイツ語正文を基本にし、英語正文および仏語正文を参考にするという方法をとることにしたが、邦訳文が分かり難い場合には、ドイツ語正文以外の正文を訳出するようにした。

② 訳出上、とりわけ苦心したのは、英語法文上の civilian component（独文では ziviles Gefolge 仏文では element civil）についてであった。従来の訳では、「軍属」とされていたが、日本ではそれは個人を意味し、組織を意味していない。そのため、「軍属」の member は訳出上からは切り捨てられていた。また、個人であるはずの「軍属」が軍隊という国家機関と同様の特権を与えられるかのような矛盾が生じていた。そこで、この邦訳においては、従来訳の「軍属」は「軍属機関」に、「軍属」の member を「軍属」に訳出することにした。

③ ドイツ語正文中の Liegenschaft、英語正文中の accomodation、フランス語正文中の biens immobiliers の訳語については、それを「土地」と訳すと、補足協定の法文上使い分けられている Grundstück と区別しがたくなる。また、その意味としては日米地位協定上の「施設及び区域」に相当するので、この訳文では、「施設区域」の語をそれに当てた。

それ以外にも訳出に手が掛かった箇所は多々あるが、それらの一つ一つを表示する余裕がない。本調査報告書の利用の際に、それらの訳と原文をつき合わせていただきたい。

### (注)

- (1) ドイツ以外の、同協定の締約国となった NATO 加盟国は、米国、英国、フランスの旧占領国のほか、ベルギー、カナダおよびオランダである。
- (2) J. Woodliffe, *The Stationing of Foreign Armed Forces abroad in Peacetime, International and Comparative Law Quarterly*, Vol.43, April 1994, pp. 454-455.
- (3) 同条約では、完全主権、主権の相互尊重、国内不干渉原則が唱われている。しかし実際には、ドイツは主権制限の状態にあった。
- (4) United States Senate, Committee on Foreign Relations, *Documents on Germany 1944-1970 Committee Print*, Washington, 1971, p.13.
- (5) 1954年10月23日ドイツとフランス、英国および米国の間に締結され、1955年5月6日になってからベルギー、カナダおよびオランダの常駐派遣国の他、デンマークおよびルクセンブルクがこれに加入した。ただし、ルクセンブルクは法律上の参加に留まり常駐軍隊を派遣するにいたらなかった。3UNTS334；6 UST5689.
- (6) 松浦一夫「第 I 章 ドイツにおける NATO 軍地位協定・補足協定の運用について—1993年補足協定改定とその適用の国内法との関係を中心にして—」

- (本間浩ほか『各国地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版、2003年所収) p.51.
- (7) Fleck, Dieter, VI The Development of the Law of Stationing Forces in Germany : Five Decades of Multilateral Cooperation, Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of The Law of Visiting Forces*, Oxford Univ. Press, 2001, pp.353-354.
- (8) Fleck, Dieter, *ibid.*, p.354.
- (9) 改定前の補足協定の邦訳文については、国立国会図書館調査立法考査局(編)『西ドイツに駐留する NATO 軍の地位に関する諸協定』調査資料75-3、1976.3.
- (10) 1952年5月26日のドイツ条約および1954年10月23日のその改定条約、1955年9月20日のソ連とドイツ民主共和国の間の関係条約とともに、完全な平等、主権の相互尊重および内政不干渉を謳っていた。
- (11) 主権制限下で補足協定に詳細な原則を盛り込んで自国の利益を確保することができるようになった事情の要因について、松浦一夫説は、NATO 以上の高度な統合度と相互性を特徴とする欧州防衛共同体に関連してドイツ駐留軍の地位を確定する先行条約(軍隊条約)が存在したことを指摘する。松浦一夫、前掲(注6)論文 pp.55-57。その指摘は、先行条約においてドイツの国内法適用に関する原則の導入が可能になった要因を分析する必要があることを示唆している。それはともかく、補足協定の作成が、本文で列挙した国際政治状況の中で実現されたことは確かである。
- (12) *Bulletin der Bundesregierung* Nr. 161/S. 1304 vom 23 Dezember 1966.
- (13) 本間浩「西ドイツにおける NATO 軍駐留とその駐留経費負担問題」『レファレンス』448号、1988.5、pp.55-80.
- (14) *BverfGE* 68, 1 (18 December 1984).
- (15) 松浦一夫 前掲(注6)論文 p.58.
- (16) その際の賠償処理の方法が、1998年にイタリア駐留米軍機によるスキー場ゴンドラ・ロープ切断による犠牲者に対する賠償処理に微妙な影響を与えた。
- この賠償処理については、本間浩「第三章 米軍のイタリア駐留に関する協定の構造と特色」(本間浩ほか、前掲(注6)書、pp.150-152.
- (17) *BGBI* 1990 II 3716.
- (18) デンマーク、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、トルコ
- (19) *BGBI* 1999 II 505.
- (20) 1991年11月のローマ首脳会議で採択された「同盟の新戦略」
- (21) 詳しくは、松浦一夫『ドイツ基本法と安全保障の再定義』成文堂、1998.
- (22) 松浦一夫 前掲(注6)論文 pp.59-60.
- (23) 松浦一夫 前掲(注6)論文 p.60.
- (24) D., Fleck, *op. cit.* (note 7), p.358. ディーター・フレック博士は国防省国際協定・政策部長である
- (25) *BT-Drucksache* 12/6477, 121-7.
- (26) 1998年月3月27日の交換公文では、ドイツ駐留米軍構成員、軍属およびそれらの家族に対する医療・社会扶助などの専門職関連の役務に関連して、補足協定73条にいう「技術上の専門家」および補足協定72条にいう「軍関係保管業務を担う米国の信用企業」であって軍属または軍属機関扱いされるものの数を制限する、とされている。*BGBI* 1998 II 1165.
- (27) 松浦一夫 前掲(注6)論文 pp.87-89.
- (28) 東京高裁1986年4月9日判決；『判例時報』臨時増刊、昭61.7.15、1192号。また本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、1996、pp.175-177.
- (29) 松浦一夫 前掲(注6)論文 p.57.
- (30) 本間浩 前掲(注28)書 pp.87-93.
- (31) 米国最高裁判決 *Wilson et al. v. Girard*, 354 *U.S.*, 524, 529-530. 日本側裁判所判決としては、前橋地方裁判所・相馬ヶ原事件(傷害致死被告事件)1957年11月19日判決(昭(わ)162)『判例時報』131号、p.4. なお、本間浩 前掲(注28)書 p.283.
- (32) S. Lazareff, *The Status of Military Forces under Current International Law*, (1971), p. 209 ; 本間 前掲(注28)書 p.284.
- (33) 例えば、英国議会での批判については *The House*

of Common Debate, Vol.505, c.561-643, (17 Oct.  
1952) ; 本間 同上書 p.305, 注23.  
③4 本間 同上書 p.301, 注3 .

(ほんま ひろし・法政大学教授)  
(本稿は、調査及び立法考査局の委託によるものである。)

# ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の 軍隊の地位に関する協定を補足する協定

Agreement to Supplement the Agreement between the Parties to the North Atlantic

Treaty regarding the Status of their Forces with respect to Foreign Forces

stationed in the Federal Republic of Germany

1959年8月3日にボンにて署名

1971年10月21日, 1981年5月18日, 1993年3月18日改正

本間 浩訳

ベルギー王国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国は、

「三国とドイツ連邦共和国との関係に関する条約」(1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」の付表Iにより改正)第8条第1項bが、三国の軍隊及びその他の諸国の軍隊であってドイツ連邦共和国の領域内に駐留するものの権利及び義務を定める新たな取極の締結を予定していることを考慮し、

その規定に従えば、新たな取極は1951年6月19日にロンドンで署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」に基づくものであること、及び同協定がドイツ連邦共和国に駐留する軍隊に関して存在する特別な条件に鑑みて必要とされる規定により補足されるものであることを考慮し、

北大西洋理事会が、「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する条約」第18条第3項に従って、この新たな取極の全当事国が同取極を批准し又は承認した後においてのみ効力が発生することを条件として、ドイツ連邦共和国の同協定への加入を承認することを決定したことを考慮し、

「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」の前文第2項も、同協定を補足する個々

の取極の締結を規定していることを考慮し、

1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」の署名国により1959年8月3日にボンで署名された協定に従い、「ドイツ連邦共和国内の外国軍隊及びその構成員の権利義務に関する条約」、「財政条約」、並びに前記議定書によって改正された「軍隊及びその構成員の租税の取扱いに関する協定」が、新たな取極の発効と同時に効力を失うことを考慮し、

それによって、北大西洋共同体を引き続き強化することを希望して、

次のように合意した。

## 第1条

1951年6月19日にロンドンにおいて署名された「北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」(以下「NATO軍地位協定」と略す。)は、ドイツ連邦共和国(以下「連邦共和国」と略す。)の領域にあるベルギー王国、カナダ、フランス共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国の軍隊の権利義務に関して、本補足協定の規定によって補足される。

## 第2条

1 別段の定めがない限り、本協定において  
(1993年改正)

- (a) 「ドイツ人」とは、ドイツの法令の意味におけるドイツ人とされる者をいう。
  - (b) 「署名議定書」とは、本協定に関する署名議定書をいう。
  - (c) 「軍隊条約」とは、1954年10月23日にパリで署名された「ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書」付表IIによって改正された「ドイツ連邦共和国にある外国軍隊及びその構成員の権利義務に関する条約」をいう。
  - (d) 「連邦徴発法」とは、1956年10月19日の「連邦徴発法」(連邦法律公報1956年第1巻815ページ)をいう。
  - (e) 「軍事保護地帯法」とは、1956年12月7日の「軍事的防衛を目的とする不動産の制限に関する法律」(連邦法律公報1956年第1部899ページ)をいう。
  - (f) 「土地調達法」とは、1957年2月23日の「防衛を目的とする土地調達に関する法律」(連邦法律公報1957年第1部134ページ)をいう。
  - (g) 「航空交通法」とは、1959年1月10日の公示の文言に示された「航空交通法」(連邦法律公報1959年第1巻9ページ)をいう。
- 2(a) 軍隊の構成員若しくは軍属の近親者で、NATO 軍地位協定第1条第1項(c)号の定義には該当しないが、経済上又は健康上の理由で前記の構成員若しくは軍属に依存し、実際に扶養され、構成員若しくは軍属の占有する住居に同居し、かつ軍隊当局の同意を得て連邦領域にある者は、前記規定の意味における家族とみなされ、かつそのような者として取り扱われる。
- (b) 軍隊の構成員又は軍属が死亡するか又は転任のために連邦領域を離れる場合、本項(a)号にいう近親者を含めて当該構成員又は当該軍属の家族は、連邦領域にある間に限り、死亡後又は転任後の90日間は NATO

軍地位協定第1条第1項(c)号の意味における家族とみなされ、かつそのような者として取り扱われる。

### 第3条

- 1 北大西洋条約によって条約締約国に課されている相互援助の義務に従って、ドイツの当局及び軍隊の当局は、NATO 軍地位協定及び本協定の履行を確保するために緊密に協力する。
- 2 本条第1項に定める協力は、特に次の事項に及ぶ。
  - (a) 連邦共和国、軍隊派遣国及び軍隊の財産の安全を促進し、かつ確保し、及びそれを防護すること、とりわけこれらの目的上重要なすべての情報の収集、交換及び保護
  - (b) ドイツ人、軍隊の構成員、軍属、それらの家族、及び派遣国の国民でこれらの範疇に属さない者の安全の促進及び確保、並びにそれらの財産の防護
- 3(a) 本条第1項及び第2項に定める協力の範囲内で、ドイツの当局及び軍隊の当局は、適切な措置を通じて緊密かつ相互的な連絡をとることを保証する。個人情報、NATO 軍地位協定及び本協定に定められている目的に合致する場合にのみ提供される。情報を提供する締約国の法規に基づく情報利用の可能性に対する制限は遵守される。(1993年改正)
- (b) 本項の規定は、締約国に、自国の法律に反する措置又は国の安全若しくは公共の安全の維持に関する重大な利益と矛盾する措置をとる義務を課するものではない。(1993年改正)
- 4 ドイツの当局及び派遣国の当局は、NATO 軍地位協定及び本協定の実施のために必要なすべての行政的措置をとる。また必要な場合には、その目的のために行政協定又はその他

の協定を締結する。

- 5 (a) ドイツの当局は、NATO 軍地位協定及び本協定における援助に関する規定の実施に当たり、軍隊及び軍属機関に対し、それらの防衛責任を充足するために必要な待遇を与える。
- (b) 軍隊及び軍属機関の当局は、本項(a)号にいう規定により付与される権利を主張するに当たり、自らの要求と連邦共和国の要求との間に適正な調和をはかるために、ドイツの公的利益及び民間の利益に対し適切な考慮を払う。
- 6 ドイツの当局及び軍隊の当局はその管轄権限の範囲内で、派遣国の連絡官が駐在すべき国境通過地点について合意する。これらの連絡官は、軍隊、軍属機関、それらの構成員及びその家族、並びにそれらの者が携帯する荷物について、それらの迅速かつ妨害のない通過を確保するために、ドイツ当局の管理上の職務を援助する。同様な原則は、それらの者による使用のため、軍隊により又は軍隊の名義で若しくはその費用で輸送される諸物資についても適用される。

第7項削除。 (1993年改正)

**第4条**

- 1 NATO 軍地位協定及び本協定に基づいて一派遣国について生じる権利の行使及び義務の履行については、他の派遣国も、連邦政府の同意を得ることを条件として、かつ派遣当事国間に締結される行政協定に従って、実施することができる。
- 2 本条第1項にいう行政協定が発効するまでの間、権利の行使及び義務の履行について適用される派遣当事国間の協定で、本協定の発効時点で効力を有するものは、当該権利義務が関わる分野については引き続き適用される。ただし、当該派遣国が他の派遣国及び連

邦共和国に対して同協定をもはや適用する意思のないことを通告する場合は、この限りでない。

**第5条**

- 1 連邦領域内での身分証明については、次の規定を適用する。
- (a) 軍隊の構成員は移動命令書の所持を要しない。
- (b) 制服を着用して軍隊の指揮の下に部隊として移動する軍隊の構成員は、自己の身分の証明を要しない。部隊所属をただちに示す必要のある特別の場合には、当該部隊の指揮官は、ドイツの当局の要請に応じて自己の身分証明書を提示する。
- (c) 軍属又は軍隊構成員若しくは軍属の家族であって、旅券又はドイツの法令により同種のものであると認められる文書を携帯しない者は、所持者の氏名、生年月日、写真、発行当局による一連の発行番号又は同当局の名称、及び連邦領域における所持者の滞在資格を示す派遣国当局発行の身分証明書により、その身分を証明する。
- (d) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、NATO 軍地位協定第3条又は本条に規定する文書を携帯していない特別の場合には、ドイツの当局は、その者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であることを示す軍隊当局の暫定証明書を承認する。軍隊の当局は、できるだけ速やかにこの証明書を、NATO 軍地位協定第3条又は本条に規定する証明書に切り替え、その旨をドイツの当局に通告する。
- 2 国境の通過に関しては次の規定を適用する。
- (a) 個人的又は集団的移動について発出されるの命令書には、通常、NATO 軍地位協定第3条第2項(b)号に定める事項がドイツ語

で記載されていなければならない。ただし、特別の場合には、移動命令書上の当該事項がドイツ語で記載されていないときでも、ドイツの当局は有効とみなすものとする。移動命令書は、一回の入国、出国若しくは出入国に対して発行され、又は一定の期間に限り有効とする。軍隊の当局は、移動命令書有効期間を延長することができる。身分証明書に有効期限の日付を、適宜、記入することにより、個人的移動の命令書の代わりとすることができる。

(b) 軍の指揮の下に集団的移動の命令に従って国境を通過する部隊は、当該部隊の指揮官による自己の身分証明書及び集団的移動命令書の提示によって証明される。ドイツの当局が部隊の特定構成員についてその身分を確認する必要性を認めて、ドイツの国境管理官が当該部隊の指揮官に対して特別の理由を提示する特別の場合には、指揮官は当該構成員の身分証明書を提示する。この確認行為は、部隊を不当に遅らせるものであってはならない。

(c) 軍隊が軍用飛行場を経由して出入国する際の身分証明書類の検査は、原則として地上における国境通過の検査と同じものとする。ただし、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が軍用飛行場を経由して出入国する場合には、ドイツの当局は、当該飛行場の当局と協議したうえで随時の検査を実施するに止める。これらの者に対する正規の身分証明検査は軍隊の当局が行う。軍隊の軍用飛行場を経由して連邦領域に入国し又は出国する者で、本号第2文に規定する範疇に入らない者の身分証明書類の検査は、軍隊の当局から当該者の到着について通告を受けたドイツの当局が行う。この検査は当該飛行場の出入に際して実施される。

## 第6条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、居住登録及び外国人管理の分野においてはドイツの法規上の規制を免除される。ただし、ホテル等の宿泊施設での記帳はこの限りでない。
- 2 軍隊の当局は、軍属及び（軍隊構成員又は軍属の）家族のすべてについて、最新の記録を保持するものとする。軍隊の当局は、ドイツの当局が理由を明示して要請した場合には、本条第1項に定める規則に基づいて要求される情報を、その都度提供する。
- 3 軍隊の当局は、ドイツの当局が要請する場合には、軍属及び（軍隊構成員又は軍属の）家族の人数をドイツの当局に報告する。

## 第7条

滞在及び居住に関する国際協定又は連邦領域において効力を有するその他の法規を適用するに際して、それらが本国送還、強制退去、滞在許可の延長又は職業上の活動に関するものである限り、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族として連邦領域において過ごした期間は考慮外とする。

## 第8条

- 1 ドイツの権限ある当局が、NATO軍地位協定第3条第5項第1文に定める措置の一つであって、かつ受入国の権限内にある措置をとることを意図する場合には、当該当局は関係派遣国の権限ある当局に対し、その措置を意図する理由を示してその意図を通告し、かつ当該派遣国が適当な期間内にその見解を表明するための、又は自ら適切と認める措置をとるための機会を与えるものとする。ドイツの当局は、派遣国の立場及び派遣国の当局がすでにとっている措置に対して好意的な考慮を払う。



- 2 NATO 軍地位協定第 3 条第 5 項に定める措置の一つをとる意図の通告は、関係する州の内務大臣が行う。ただし、ハンブルグおよびブレーメンの場合には、内務担当市参事会員がこれを行う。
- 3 ドイツの権限ある当局が国外退去を要求し、及び強制退去命令を発するのは、当該者が引き続き連邦領域内に留まるとすれば、その要求又は命令の発出時点において実際に公共の秩序又は公共の安全を危うくすると同当局が認める場合に限るものとする。

## 第 9 条

- 1 派遣国の当局が軍隊の構成員又は軍属に対して発行した、軍用の車両、船舶、航空機を操縦する権能を与える免許証又はその他の許可証は、連邦領域における当該車両、船舶又は航空機の操縦についても有効とする。軍用車両の運転免許は、派遣国の法規が許す範囲内で、同じ種別の自家用車両の運転についても有効とする。派遣国又は派遣国軍隊の当局は、軍用車両の運転免許証に基づいて自家用の同じ種別車両を運転するための免許証を発行する権限を有する。(1993年改正)
- 2 派遣国において発行された運転免許証で、所持者に同国内で自家用自動車を運転する権能を与えるものは、その所持者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である場合には、連邦領域における当該車両の運転についても有効とする。連邦領域における運転免許証の有効期間及びドイツの行政当局によるその取消しに関する法規は、免許証所持者が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であり、かつドイツの交通法規について十分な知識を有していることを示す軍隊当局発行の証明書をその者が所持する場合には、適用されない。この証明書にはドイツ語の訳文を付すものとする。

- 3(a) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、軍隊当局の許可の下に、自家用自動車両運転の資格を免許証所有者に与えるドイツの免許証を申請することができる。この免許証は、現行のドイツ法規に従って、ドイツの権限ある当局が発行する。(1993年改正)
- (b) 本項に基づいて免許証を申請する者に対する運転の教習は、軍隊が運営する自動車教習所で実施することができる。ただし、その教習所の指導員が、当該派遣国の法規に基く資格を有することを条件とする。この指導員は、軍隊当局によって発行された自動車運転教習者指導資格証明書であってドイツ語訳文を付したものを所持し、教習指導の間これを携帯しなければならない。運転教習指導員としての訓練を受けていない者は、軍隊の運転教習所に指導員の資格で雇用されてはならない。(1993年改正)
- (c) 本項に基づいて免許証を申請する者に対する筆記試験及び運転免許実技試験の内容は、軍隊の当局と協議した上でドイツの当局が決定する。ドイツの当局は、軍隊の当局と協議の上で当該試験の適切な実施を確保する権限を有する。(1993年改正)
- (d) 現行の協定を改正するための1993年3月18日の協定が効力を発生する日に、同日の直前まで有効であった協定の第9条第3項に基づき運転の教習を開始していた者又は教習の終了後に運転試験を受けていなかった者は、従前の規定に従って継続して教習及び試験を受けることができる。これらの者に対する運転免許証の発給は従前の規定により行う。(1993年改正)
- 4 派遣国の当局が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して発給する民間航空機操縦免許証は、国際民間航空機関 (ICAO) の「基準及び勧告実行準則」に基づく場合に、

その所持者に対して連邦領域における自家用航空機の操縦を認める。

5(a) 軍隊の当局は、本条第1項に定める軍用船舶を操縦する者が内水を航行する際は、それらの者が、航行する特定の水域及び関係する河川警察法規について十分な知識を有することを保証する。

(b) 軍隊の非軍用内水用船舶の操縦については、ドイツの権限ある文民当局が、連邦共和国内で適用される法規に基づいて発行する資格証明書のみを有効とする。国際協定の範囲内で適用し得る法規は、これによって影響を受けない。(1993年改正)

6(a) 軍隊の当局は、本条第1項に従い連邦共和国において有効とされる運転免許証又は本条第2項において言及した証明書を、その所持者の自動車運転に対する信頼性又は適性について根拠のある疑いがあるときは、取り消すものとする。(1993年改正) 軍隊の当局は、運転免許証又は証明書の取消しに関するドイツの当局からの要請に対して好意的な考慮を払う。運転免許証又は証明書は、緊急な軍事上の理由によって必要とされる場合、又は所持者が連邦領域を離れることを可能にする目的上、再発行することができる。軍隊の当局は、本項に従って行われたすべての免許取消しについて、及び取消し後に運転免許証又は証明書が再発行されたすべての場合について、ドイツの当局に通告する。

(b) ドイツの裁判所が、NATO軍地位協定第7条並びに本協定第17条、第18条及び第19条に従って裁判権を行使する場合には、自家用自動車両を運転する権利の適用の範囲内で関わりを生ずる本条第1項第2文及び本条第1項第3文に定める運転免許証、並びに本条第2項に述べる運転免許については、運転免許証の取消しに関するドイツ

刑法の規定を引き続き適用する。運転免許の取り消しは運転免許証に記載され、その所有者が引き続き所持するものとする。

(1993年改正)

(c) 本項(a)号及び(b)号は、この協定を改正する1993年3月18日の協定が効力を発生するまで有効であった運転免許証であって、本条第3項に基づいて発行されたものについても準用する。(1993年改正)

7(a) 本条第6項(a)は、第4項及び第5項(b)において言及した操縦免許証及び操縦資格証明書について準用する。

(b) 軍隊の当局は、本条第1項に従って連邦領域において有効とされる航空機操縦免許証の所持者が航空交通法規違反を生じたとするドイツ当局の報告に好意的考慮を払い、かつ必要と思料する措置を執るものとする。

## 第10条

1 軍隊若しくは軍属機関、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族が所有する自動車両及び被牽引車両については、軍隊の当局が登録及び運行認可を与えることができる。軍隊の船舶についても、国際諸協定の範囲内で適用し得る法規に従うことを条件として同様に扱う。軍隊若しくは軍属機関、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族が所有する航空機については、派遣国の当局が、適用可能な国際規則に従って登録及び運行認可を行う。

② 特定の車両については、前号の措置に加えて、ドイツの権限ある当局がドイツの自動車運行認可標識をその都度許可することができる。第11条第1項はこれにより影響を受けないものとする。第11条第2項第1文に述べる事例においては、保険業者又は保険業者連合の保証は、ドイツの公的な自動車運行認可の標識を付した車両が保険証書の検査を受ける

ことなく入国できる国又は地域で生ずる損害（修正された1972年4月24日の欧州経済共同体指令72/166第2条第2項の意味における損害）に対しても及ぶものとする。ドイツの自動車運行認可標識を取付ける権利に関しては、特別の証明証書を発行するか、又は登録文書に記載するものとする。その他の細目は、ドイツの当局と軍隊の当局との間で合意する。（1993年改正）

③ ドイツの当局は、本条第1項及び第1項の②に従って行なわれた登録がその記録のためにドイツの権限ある当局に通知されるよう要求することができる。その他の細目、とくにどのような登録を通知すべきかについての詳細は、ドイツの当局と軍隊の当局との間で合意する。（1993年改正）

④ 本条第1項に従って登録及び運行認可を受け、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両及び被牽引車両に対しては、定期的に技術的検査を実施するものとする。ドイツの当局は、自家用の自動車両及び被牽引車両の技術的検査を派遣国の検査場及び作業場が実施する場合、当該検査場及び作業場が当該技術的検査の実施に足る適格性を有するか否かについて、ドイツの検査官が検証することを要求することができる。さらにドイツの検査官は、これらの場所において、前記車両の操行安全性について検査することができる。ただし、上記の法規にかかわらず、ドイツの法規に従ってドイツの検査施設で車両を検査し、又は点検することもできるものとする。（1993年改正）

2 軍隊の当局は、自家用自動車両及び被牽引車両については本協定第11条に従って責任保険への加入が行われている場合に限り、登録及び運行認可を行う。同当局は、その保険が失効したときは登録若しくは運行認可を取り消し、又は無効にする。

3 本条第1項に従って登録及び運行認可を受けた自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機には、登録番号又はその他の適正な標識に加えて明確な国籍標識を付けるものとする。自家用自動車両及び被牽引車両に付ける標識は、軍用の自動車及び被牽引車両に使用される標識とは明らかに区別し得るものでなければならない。軍隊の当局は、自らが登録及び運行認可を行なった自動車両、被牽引車両及び船舶に使用される識別方式を、ドイツの当局に通知する。軍隊の当局は、ドイツの当局が理由を明示して要請したときは、本条第1項に従って自家用の自動車両、被牽引車両又は航空機の登録及び運行認可を受けた者の氏名及び住所をその都度報告する。

4 自家用の自動車両又は被牽引車両の登録証明書には、登録番号、車両製造者の名称又は商標、製造会社の製造番号又は一連番号、連邦領域における最初の登録日及び所有者の氏名を記載する。この証明書にはドイツ語の翻訳を付すものとする。自家用航空機の登録証明書は、国際民間航空機関の「基準及び勧告実行準則」に基づくものとする。軍隊の非軍用内水船舶で排水量15トン以上のものは、軍隊の当局によって発行された堪航証明書を船内に備えなければならない。

5 軍隊の当局は、自らが登録及び運行認可を行なった自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機、又は連邦領域内で軍隊が使用する自動車両、被牽引車両、船舶及び航空機に関して、適切な安全措置を講ずるものとする。

#### 第11条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が連邦領域内で、自家用の自動車両、被牽引車両及び航空機を使用し、又はそれらが使

用されることを許容するのは、それらの使用から生ずる危険がドイツの法令に従って第三者責任保険により保証される場合に限るものとする。

- 2 軍隊の当局によって運行認可を与えられた自家用の自動車、被牽引車又は航空機の責任保険について、派遣国において第三者責任保険業務を行うことを認められた保険業者との間でも第三者責任保険の契約を結ぶことができる。ただし、この業者に加えて、連邦領域において営業することを認められた保険業者又は保険業者連合が、連邦領域において生じた損害に対して第三者責任保険の義務を引き受けることを条件とする。損傷又は損害を受けた第三者に関するドイツ法令の要件は、前記の保険の条件によって影響を受けない。
- 3 派遣国は、自国の外国為替管理に関する現行法規の範囲内で、自国の領域内で営業することを認められた保険業者又はその連合が行うすべての支払いが、連邦領域においてかつ連邦共和国の通貨によってなされることを保証する。

#### 第12条

- 1 軍隊の当局は、軍属、及び軍隊が雇用するその他の者が、現金若しくは財産の警護に責任を有する限り、又は職務上の地位若しくは活動の特殊性のために特に危険にさらされる限りにおいて、これらの者に対し武器の所持及び携帯を許可することができる。
- 2 軍隊の当局は、本条第1項に従って許可された者による武器の使用について、正当防衛に関するドイツの法令に準拠する規則を定める。
- 3 本条第1項に従って許可された者は、軍隊の当局が発行する火器許可証を携行する場合に限り火器を携帯することができる。相応す

る事項への記入のある職務証明書もまた、火器許可証とみなされる。

- 4 軍隊の当局は、その信頼性について根拠のある疑いがない者に対してのみ火器許可証を発行する。軍隊の当局は、許可証の所持者が火器を乱用したことが証明され、又はその者の信頼性に根拠のある疑いが生じたときは、ドイツの当局の要請又は自らの決定に基づいて当該火器許可証を取り消すものとする。  
(1993年改正)

#### 第13条

- 1 社会扶助及び医療扶助を含む社会保障に関して連邦領域において効力を有する国際協定又はその他の協定は、別段の明示的な定めがある場合を除いて、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族には適用しない。ただし、これらの者の別に明示的な定めがある場合は、この限りではない。また、これらの者が以前に連邦領域に滞在した期間中に生じた社会保障の分野での権利及び義務は影響を受けない。さらに、ある者が第1文に言及されている人的範疇の一つに該当するという事実によっても、その者が自由意志に基づいて保険を継続させるためにドイツの社会保障（健康保険、年金保険）に保険料を支払い、又は現存の保険から生ずる権利を取得し、主張する可能性は排除されない。
- 2 本条の規定は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が雇用者の資格で負う義務に影響を与えるものではない。

#### 第14条

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、婚姻能力証明書の提出を免除される場合、関係行政事務の範囲及び困難さの程度に応じて算定される手数料の額は50ドイツマルクを超えないものとする。

## 第15条

- 1 出生及び死亡をドイツの戸籍吏に届け出なければならないというドイツの法令に基づく義務は、軍隊の構成員若しくは軍属の子又はそれらの家族の子の出生、又は軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の死亡に関しては適用されない。ただし、前記の出生又は死亡がドイツの戸籍吏に届け出られた場合には、その届出はドイツ法令の規定に従って行われる。
- 2 出生及び死亡の届出義務は、出生した子又は死亡者がドイツ人であるときはドイツの法令のままとする。

## 第16条

- 1 派遣国軍隊の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が連邦領域において死亡した場合には、当該派遣国の適用可能な法規に従ってその遺体を預り及び処理し、並びに医学的理由又は犯罪捜査の目的で必要とされる検死解剖を行う権利を有する。ドイツの当局による検死解剖の要請は認められるものとする。ただし、医学的理由による検死解剖に関しては、派遣国の法律がそのような検死解剖を許容する場合に限り認められる。検死解剖に当っては、ドイツの裁判医1名又は保健医1名が立ち会うことができる。ドイツの犯罪捜査の目的で行われる検死解剖の場合には、ドイツの裁判官又は検察官も立ち会う権利を有し、検死に関わるドイツの刑事手続上の要請に関して行うこれらの者のいずれかによる指摘に考慮が払われるものとする。ドイツの裁判所又は当局が検死を命ずる権限を有する場合であって、派遣国の軍当局が検視の結果に関心を示すときは、本項第2文、第3文及び第4文を準用する。(1993年改正)
- 2 派遣国の軍当局は、当該派遣国の法令が認める場合には、連邦領域にある死亡者の遺産

である動産物件を占有し、かつ、その動産物件を、最初に当該派遣国の法令の規定する優先的支払いに当て、次に連邦領域で生じたその他の債務であって同領域内で支払う法的義務のあるものに対する清算に当て、その残余を、死亡者の遺産に適用される法令に従って処分する権利を有する。本項の規定は、死亡者がドイツ人であるときは適用されない。

- 3 軍隊は、防衛義務の遂行に必要な限度において、合意された地区に共同墓地を設置し、維持する権利を有する。

## 第17条

- 1 犯罪に関する裁判管轄権を決定するために、ある行為を派遣国の法令によって罰し得るかどうかを決定することが必要である場合、当該事件を扱うドイツの裁判所又は当局は、手続を停止し、派遣国の所轄当局に通告する。通告を受けた派遣国の所轄当局は、通告を受理した後21日以内に、又はその通告が未だなされていない場合にはいつでも、ドイツの裁判所又は当局に対し、当該行為が派遣国の法令によって罰し得るかどうかについて述べた証明書を提出することができる。同証明書が当該行為を派遣国の法令で罰し得ることについて肯定的である場合には、その行為が処罰されることの根拠となる規定または法的基礎及び予測される刑罰を明示するものとする。
- 2 ドイツの裁判所又は当局は、この証明書に一致するように決定を行う。ただし、例外的な場合には、ドイツの裁判所又は当局の要請に従って、連邦政府と連邦共和国に駐留する当該派遣国の外交使節との間の協議を通じてこの証明書を再審査の対象とすることができる。
- 3 ある犯罪行為がドイツの法令によって罰し得るかどうかを決定しなければならない場合

には、本条第1項及び第2項の規定に定める手続がその犯罪行為に関して準用される。この場合の証明書は、連邦共和国又はドイツの関係ある州の権限ある最高の行政当局が発給する。

- 4 本条第1項、第2項及び第3項の規定は、派遣国がこれらの規定を援用することも同規定の法益を連邦共和国にまで及ぼすことも意図しないことを連邦共和国に通告する場合、当該派遣国と連邦共和国との間には適用しない。

#### 第18条

- 1 軍隊の構成員又は軍属に対する刑事訴訟手続において、ある犯罪行為が公務執行中の作為又は不作為によって生じたものであるかどうかを決定することが必要であるときは、その決定は、いつでも当該派遣国の法令に従って行うものとする。当該派遣国の権限ある最高当局は、事件を扱うドイツの裁判所又は当局に対してその決定に関する証明書を提出することができる。
- 2 ドイツの裁判所又は当局は、この証明書に一致するように決定を行う。ただし、例外的な場合には、同証明書は、ドイツの裁判所又は当局の要請により、連邦政府と連邦共和国に駐留する当該派遣国の外交使節との間の討議を通じて再審査の対象とすることができる。

#### 第18A条

- 1 派遣国の当局は、NATO軍地位協定第7条に基づいてその裁判権を行使するに際して、死刑を科する可能性のある刑事訴追を行うことを決定する場合は、ドイツの権限ある当局に遅滞なく通告する。(1993年改正による追加)
- 2 派遣国の当局は、ドイツ法の規定を考慮し

て、連邦共和国内では死刑を執行せず、また連邦共和国においてそのような量刑の判決に至る可能性のある刑事訴追を執行しないものとする。(1993年改正による追加)

#### 第19条

- 1 裁判権が競合する場合に派遣国の要請があるときは、連邦共和国は、NATO軍地位協定第7条第3項(b)号によりドイツの当局に認められる第一次的権利を、同協定第7条第3項(c)号の枠内で、かつ本条第2項、第3項、第4項及び第7項の規定に従うことを条件として、当該派遣国のために放棄する。本項に基づいて認められる放棄には、本協定第18A条第1項に従って通告される事件を含まないものとする。(1993年改正)
- 2 派遣国の軍当局は、本条第7項に基づいて特別の取極が締結される場合にはそれに従うことを条件として、第1項に規定に従って放棄が認められる個別の事件についてドイツの権限ある当局に通告する。派遣国の軍当局は、署名議定書の本条に関する事項の第2項(a)号に掲げる個々の犯罪行為に関してNATO軍地位協定第7条第3項(a)号により認められる第一次裁判管轄権を援用することを意図するときは、NATO軍地位協定又は本協定のいずれかに基づく他のいかなる通告要件にも違反しないことを条件として、ドイツの権限ある当局に通告する。(1993年改正)
- 3 ドイツの権限ある当局が、ドイツの司法行政上の利益からドイツの裁判権の行使が必須であるとの見解を有する場合、ドイツの同当局は、本条第2項に定める通告の受理後21日以内に又は本条第7項に基づく取極に定めるそれより短い期間内に、権限ある軍当局又は軍隊以外のその他の当局宛の声明書を提出することによって、本条第1項で認められる権利の放棄を撤回することができる。ドイツの

当局はまた、前記の通告を受領するより前に、声明書を提出することができる。（1993年改正）

4 ドイツの権限ある当局が本条第3項に従って特定の事件についての権利放棄を撤回し、かつ当該事件について関係当局間の討議において了解が得られなかったときは、連邦共和しかも国に駐在する当該派遣国の外交使節は連邦政府に対して異議を申し立てることができる。連邦政府は、ドイツの司法行政上の利益と派遣国の利益の双方に相応の考慮を払ったうえで、外交の分野における権限を行使して意見の不一致を解決する。

5(a) 本条第1項に従って権利の放棄を要請した派遣国の軍当局は、ドイツの当局の同意の下に、自国が裁判権を有する個別の刑事事件を、取調べ、裁判及び判決のためにドイツの裁判所又は当局に移送することができる。

(b) ドイツの当局は、本条第1項に従って権利の放棄を要請した派遣国の軍当局の同意の下に、連邦共和国が裁判権を有する個別の刑事事件を取調べ、裁判及び判決のために当該国の軍当局に移送することができる。

6(a) ドイツの裁判所又は当局が、NATO 軍地位協定第7条第2項(b)号に基いて専属的裁判権を行使する場合に、当該派遣国からの個別の、又は一般的な要請があるときは、被告人に送達したあらゆる文書の写し一通を、各派遣国が設置し又は指定する連絡機関に対して送付する。（1993年改正）

(b) ドイツの裁判所又は当局は、連絡機関に対して、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に関する刑事訴訟上の文書の送達を確保するよう要請することができる。 本協定第32条第1項(b)号の規定は本項に準用する。（1993年改正）

7 本条の規定を実施するに当たり、及び重大性の低い犯罪行為を迅速に処理するために、1国又はそれ以上の派遣国の軍当局とドイツの権限ある当局との間で取極を結ぶことができる。同取極ではまた、通告の免除及び本条第3項に基く権利放棄撤回の可能な期間についても定めることができる。

## 第20条

1 派遣国の軍当局は次の場合には、自己の裁判権に服さない者を逮捕状なしで一時的に抑留することができる。

(a) その者が現行犯で逮捕され若しくは追跡されており、かつ、

(i) その者の身元が直ちに確認できない場合、又は、

(ii) その者の逃亡について根拠ある疑いがある場合、又は、

(b) ドイツの当局が拘禁を要求した場合、又は、

(c) その者が他の派遣国の軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族であって、当該国の当局が抑留を要求した場合

2 派遣国の当局は、危険が差し迫っていて、かつドイツの検察官又は警察官の到着が間に合わない場合には、自己の裁判権に服さない者について当該派遣国の施設内において若しくは施設に対して向けて行われた犯罪行為に関して、又は1957年6月11日付けの第四次刑法改正法（連邦法律公報第1部597ページ）第7条の規定定める犯罪行為であってドイツ刑法典第97条、第100条、第100条c項、第100条d項、第100条e項、第109条f項、第109条g項および第363条に関連するものに関し、若しくはそれらの規定に将来代わり得る法令に基づいて罰せられる犯罪行為に関して、その既遂又は未遂の強い疑いがあるときは、その者を逮捕状なしで一時的に抑留することができる

る。この規定は、当該者が逃亡中であるかもしくは潜伏中である場合、又は当該者が前記の犯罪の既遂若しくは未遂の理由で生ずる刑事訴追を免れようとしていると疑うに足る十分な根拠がある場合にのみ適用される。

- 3 本条第1項又は第2項に該当する事件の場合、軍の当局は必要な範囲内で、一時的に抑留した者の武装を解除し、身体検査を行い、また犯罪容疑の取調のための証拠となり得る当該者の所持品を押収することができる。
- 4 軍の当局は、本条に従って一時的に抑留した者を、押収した武器その他の物品とともに、ドイツの最寄りの検察官、警察官若しくは裁判官に、又は当事者が軍隊の構成員もしくは軍属若しくはそれらの家族として所属する派遣国軍隊の軍当局に、遅滞なく、引き渡すものとする。
- 5 本条の規定は、連邦議会及び州議会の有する憲法上の不可侵権を損ってはならないものとする。

#### 第21条

- 1 ドイツの当局が、1957年6月11日付けの第四次刑法改正法(連邦法律公報第1部597ページ)第7条又は将来、同条に代わることがある法令の下で処罰されるべき行為に関して捜査を開始し、又は逮捕を行うときは、捜査を行うドイツの当局は関係派遣国の軍隊に対し遅滞なく通告するものとする。ドイツの当局が、1 派遣国又はその軍隊の安全に対してなされたその他の行為に関して捜査を開始し、又は逮捕を行う場合も同様とする。
- 2 連邦領域において行われた行為で連邦共和国の安全に影響を及ぼす事柄に係るものについて、派遣国の権限ある当局が捜査を開始し、又は逮捕を行うときは、当該当局はドイツの当局に対し遅滞なく通告する。

#### 第22条

- 1 (a) 派遣国の当局が裁判権を行使するときは、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、当該派遣国の当局が行うものとする。
- (b) ドイツの当局が裁判権を行使するときは、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、本条第2項及び第3項に従って派遣国の当局が行うものとする。
- 2 (a) ドイツの当局が逮捕を行った場合であって、関係派遣国の当局からの要請があるときは、被逮捕者を当該派遣国に引き渡すものとする。
- (b) 派遣国の当局が逮捕を行ったとき、又は被逮捕者が本項(a)号に基づいて派遣国の当局に引き渡されたときは、同当局は、
  - (i) 拘禁をいつでもドイツの当局に移すことができる。
  - (ii) 特定の場合においてドイツの当局が行うことがある拘禁移転の要請に対して好意的な考慮を払う。
- (c) もっぱら連邦共和国の安全に向けられた犯罪行為に関しては、拘禁は、関係派遣国の当局との間で合意する取極に従ってドイツの当局がこれを行う。
- 3 本条第2項に従って派遣国の当局が拘禁を行うときは、ドイツの当局による保釈若しくは釈放の時まで、又は刑の執行開始まで、派遣国の当局が引き続き拘禁を行う。派遣国の当局は、捜査及び刑事訴訟手続のために、被逮捕者の身柄をドイツの当局に委ねるものとし、かつその目的のため及び証拠隠滅を防止するために適切なすべての措置を執るものとする。派遣国の当局は、拘禁に関してドイツの権限ある当局が行う特別の要請に十分な考慮を払うものとする。

#### 第23条



本協定第21条第1項に定める犯罪行為に該当するいかなる事件についても、いずれかの者が逮捕されたときは、当該派遣国の代表者は被逮捕者に接見する権利を有するものとする。同条第2項に定める犯罪行為に該当するいかなる事件についても、逮捕された者を軍隊の当局が拘禁するときは、ドイツの代表者は、本条第1文で認める接見の権利を派遣国が行使する限度において、これに相当する権利を有するものとする。ドイツの当局及び派遣国の軍当局は、本条の実施のために必要な取極を締結する。拘禁を行う国の代表者は、接見の権利が行使されるときは、これに立ち会うことができる。

#### 第24条

連邦共和国又は派遣国が要請するときは、ドイツの当局及び当該派遣国の当局は、NATO 軍地位協定第7条第5項(a)号及び第6項(a)号に定める相互援助の義務の履行を容易にするための取極を締結する。

#### 第25条

- 1 (a) 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する刑事裁判権をドイツの裁判所又は当局が行使するときは、関係派遣国の代表者は、裁判に出席する権利を有する。犯罪行為が連邦共和国の安全にのみ向けられたものである場合、連邦共和国内にある財産のみに対して向けられたものである場合、ドイツ人若しくは連邦領域にある人物のみに対して向けられたものである場合、又は派遣国の裁判所若しくは当局が裁判権を連邦共和国内で行使する場合、ドイツの代表者は、公判に出席する権利を有するものとする。
- (b) 本項(a)号に定める目的上、次の文言は以下のような意味を有するものとする。
- (i) 「連邦共和国内にある財産」という文

言には、軍隊若しくは軍属機関又は軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に属する財産を含まない。

(ii) 「連邦共和国にある人物」という文言には、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を含まない。

- (c) 本項(a)号に定める規定は、国の代表者の出席が、裁判権を行使する国の安全上の要請（これは同時に他国の安全上の要請ではないもの）に合致しないときは適用しない。
- (d) ドイツの裁判所及び当局、並びに派遣国の裁判所および当局は、公判の場所及び日時について相互に適時の通告を行う。

- 2 本条第1項に掲げる条件の下に、派遣国の代理人は、当該派遣国の当局と連邦共和国の当局との間で合意される範囲内で、尋問その他の取調審問に立ち会う権利を有する。この取極が締結されるとき、取極は、第1項にいう条件に従いドイツ代表に対して派遣国の代理人と同等の権利を与え、及び相互通告の手続を定めるものとする。

#### 第26条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が、連邦領域内でドイツの利益に対して犯した犯罪行為について派遣国の裁判所に起訴されたときは、裁判は連邦領域内で行われる。ただし、次の場合を除く。
- (a) 派遣国の法律に別段の定めがある場合
- (b) 軍事上の必要性がある事件について又は裁判上の利益のために、派遣国の当局が公判を連邦領域外で開く意図を有する場合。この場合には、派遣国の当局は、その意図についてドイツの当局がその見解を表明するための適時の機会をドイツの当局にして与え、かつドイツ当局が表明する見解を適正に考慮するものとする。
- 2 公判が連邦領域外で開かれるときは、派遣

国の当局はドイツの当局に対して裁判の場所及び日時を通告する。ドイツの代表者は、その公判に出席する権利を有する。ただし、その出席が、派遣国の裁判所規則に抵触し又は派遣国の安全上の要請（これは同時に連邦共和国の安全上の要請ではないもの）に合致しない場合を除く。派遣国の当局は、ドイツの当局に対して判決及び訴訟の最終結果について通報する。

#### 第27条削除。(1993年改正)

#### 第28条

0 本協定第53条に関する署名議定書第4項②の規定に従い、かつNATO軍地位協定第7条第10項(a)号の規定を損なうことなく、ドイツの警察は、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で、連邦共和国の公共の秩序および安全が危険にさらされ又は侵害される限りにおいてその任務を遂行する権限を有する。当該施設区域内で刑事訴追措置を執る場合、派遣国はその方式についてドイツの当局と協議した上で、自国の警察による措置を執らせることができる。この場合、その措置は遅滞なく執られるものとし、ドイツ側が希望するときはドイツ当局の代表者による立ち会いの下に執られるものとする。(1993年改正)

- 1 軍隊の憲兵隊は、公共の道路、公共の輸送機関、飲食店その他公衆の出入りするすべての場所を警邏し、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して秩序及び規律を維持するために必要な措置を執る権利を有する。この権利の行使の詳細は、必要な限り又は適宜の範囲内でドイツの当局と軍隊の当局との間で合意するものとし、これらの当局は緊密に相互の連絡を維持するものとする。
- 2 公共の秩序及び安全が、軍隊の構成員若し

くは軍属又はそれらの家族に関わる事件により危うくされ、又は乱される場合、ドイツ当局が要請するとき軍隊の憲兵隊は、秩序及び規律を維持し又は回復するために、これらの方者に関して適切な措置を執るものとする。

#### 第29条

- 1 連邦共和国はその領域内において、軍隊及び軍属機関並びにそれらの構成員の十分な安全及び保護を確保するために必要と思料する立法措置を執るものとする。連邦領域内で行われた犯罪に関しては、ベルリンに駐留する派遣国の軍隊、軍属及びそれらの構成員に対してもこの規定が適用される。
- 2 NATO軍地位協定第7条第11項及び本条第1項の規定を実施するため、連邦共和国は特に次のことを行う。
  - (a) 反逆罪に関するドイツ刑法の規定に従い、派遣国の軍事機密の保護を確保すること。
  - (b) 次の行為については、ドイツの軍隊に与えられ、又は将来与えられる保護に劣らない程度に、軍隊、軍属機関又はそれらの構成員に対する刑事法上の保護を確保すること。
    - (i) 勤務意欲を喪失させる意図の下に軍隊、軍属機関又はそれらの構成員に働きかけること。
    - (ii) 軍隊を侮辱すること。
    - (iii) 命令抗拒の扇動。
    - (iv) 脱走の扇動。
    - (v) 脱走の幫助。
    - (vi) 妨害行為（サボタージュ）
    - (vii) 軍事事項に関する情報の収集。
    - (viii) 軍事情報機関の運営。
    - (ix) 軍用の装備、軍用の設備若しくは施設又は軍事的活動の模写又は記述。
    - (x) 航空写真の撮影。

3 本条第2項(a)号の適用上「軍事秘密」とは、防衛に関するものであって、かつ連邦領域又はベルリンに駐留する派遣国機関が同派遣国若しくはその軍隊、又はベルリンに駐留するその軍隊の安全を考慮して機密にする事実、物件、結論及び発見、特にそれらに関する文書、図面、模型、数式又は情報をいう。これには、秘密にするか否かの決定を行う権限が連邦共和国にある物件又はその物件に関する情報を含まない。

### 第30条

NATO 軍地位協定第7条の規定及びそれを補足する本協定の諸規定の実施を容易にし、かつこれらの規定の統一的な運用を確保するために、邦政府が任命するドイツの代表者1名及び当該派遣国の代表者1名からなる混合委員会を、当事国のいずれか一方の要請により設置する。同委員会の任務は、本条において言及されている諸規定の適用に関して連邦政府又は当該軍隊の最高当局によって提起される問題を協議することである。ドイツの当局及び派遣国の当局は、混合委員会によって出されたいかなる共同勧告についても好意的な考慮を払う。

### 第31条

軍隊の構成員又は軍属は、訴訟費用の担保を提出する義務からの免除に関して、この分野において効力を有する連邦共和国と当該派遣国の間の協定に定められる権利を享有する。これらの者が勤務のために連邦領域に滞在するときは、前記協定の運用上、連邦領域に居住しているものとみなされる。(1993年改正)

### 第32条

1 (a) ドイツの裁判所又は当局は、非刑事訴訟において生じた文書の、軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する送達を確

保するよう、各派遣国が設置し又は指定する連絡機関に対して要請することができる。(1993年改正)

(b) 連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局から提出された送達申請の受理を遅滞なく確認するものとする。送達は、送達されるべき文書が部隊の指揮官又は連絡機関の代表者から受取人により送付された時点で効力を生じる。送達が効力を生じた旨の書面による通知は、ドイツの裁判所又は当局に対して遅滞なく行われるものとする。

(c)(i) 連絡機関は、送達を実施することができない場合、その理由、及び可能であれば送達の実施期日を、ドイツの裁判所又は当局に文書で通知する。ドイツの裁判所又は当局が、連絡機関による受理の日から起算して21日を満了する時点で本項(b)号に従って送達が効力を生じたことを示す文書を受理しておらず、また送達を実施することができない旨の通告も受理していない場合には、送達は効力を生じたものとみなす。(1993年改正)

(ii) ただし、連絡機関が21日の期間満了前に、送達を実施することができない旨をドイツの裁判所又は当局に対して通知している場合には、送達は効力を生じたものとはみなされない。(1993年改正)

② 送達を受けべき者が連邦共和国を長期間継続的に離れる場合、連絡機関は直ちにその旨をドイツの裁判所又は当局に通知し、また本協定第3条第3項の規定を考慮して、権限内のあらゆる援助をドイツの裁判所又は当局に対して与える。(1993年改正)

(iii) 本号(ii)に定める場合において、連絡機関は、ドイツの裁判所又は当局に対してその理由を示した上で期間の延長を要請することができる。ドイツの裁判所又は

当局がこの延長の要請を受理したときは、(i)および(ii)の規定は、延長された期間について準用する。

- 2 ドイツの送達執行官が、ドイツの裁判所又は当局において非刑事訴訟を開始する旨の訴状若しくはその他の文書又は裁判所命令を直接送達する場合、ドイツの裁判所又は当局は、このことを送達の前に、又は送達と同時に連絡機関に文書で通知する。文書による通知の内容は民事訴訟法第205条に従うものとし、家族の場合は、法律が認める範囲内で行うものとする。(1993年改正)
- 3 ドイツの裁判所又は当局は、判決書又は上訴状を送達する場合に、当該派遣国から個別の又は一般的な要請があるときは、法律上許容される範囲内で、連絡機関に直ちに通知するものとする。ただし、連絡機関自らが送達を実施することを要請され、又は送達の名宛人若しくは一方の当事者が送達に異議を申し立てる場合を除く。ドイツの裁判所又は当局は、いかなる異議申立についても連絡機関に報告するものとする。(1993年改正)

### 第33条

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、自らが当事者である非刑事訴訟に一時的に出席できず、かつその旨が、ドイツの権限ある裁判所又は当局に対して不当な遅滞なしに通知される場合、出席できないことについて法律上の不利益を被らないよう、適切な配慮を受けるものとする。連絡機関もまた前記の通知を行うことができる。(1993年改正)

### 第34条

- 1 軍の当局は、ドイツの裁判所及び当局の非刑事訴訟における執行権限の執行に際して、その権限内であらゆる援助を与えるものとする。

- 2(a) 非刑事訴訟において、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁がドイツの当局又は裁判所によって命じられることがあるのは、法廷侮辱罪を罰する目的の場合または、当該者自身の責めに帰すべき理由で従おうとせず若しくはすでに従っていない司法上、行政上の決定若しくは命令を遵守させる目的の場合のみとする。公務の遂行のために行われた作為又は不作為については拘禁することができない。その作為又は不作為が公務執行中のものであることを述べた派遣国の権限ある最高当局の証明書は、ドイツの諸機関を拘束する。その他の場合には、ドイツの機関は、拘禁が重大な利益に反するとの派遣国の権限ある最高当局の主張に適切な考慮を払うものとする。(1993年改正)

- (b) 本項に基づく拘禁は、軍の当局が必要と認める限りにおいて当該人物の交代要員を確保した後にものみ、実行することができる。軍の当局は、この目的のために必要であると合理的に想定することができるすべての措置を、遅滞なく執るものとし、かつその権限内にあるあらゆる援助を、命令又は決定の実施について本項に従って責任を負うドイツの当局に対して与えるものとする。(1993年改正)

- (c) 本項に基づく拘禁が、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で行われる場合、派遣国は、詳細についてドイツの裁判所又は当局と協議した後、自らの警察にその措置を執らせることができる。この場合、拘禁は遅滞なく行われるものとし、かつドイツ側が要求する範囲内で、ドイツの裁判所又は当局の立ち会いの下に行うものとする。(1993年改正)

- 3 軍隊の構成員又は軍属にその政府によって支払われるべき給与に対するドイツの裁判所

又は当局の命令による差押え、支払い禁止又はその他の形式の強制執行には、当該派遣国の領域において適用されうる法令によって許容される範囲内でのみ服するものとする。本条第1項に基づく援助には、すでに支払われた給与に対してなされうる強制執行に関する情報の提供をも含むものとする。(1993年改正)

- 4 非刑事訴訟におけるドイツの裁判所又は当局の執行権限の行使が軍隊の施設内で行われる場合、その執行は、ドイツの執行官が当該軍隊の代表者による立ち会いの下に行うものとする。

### 第35条

本協定第56条に従って軍隊若しくは軍属機関の雇用に関して支払いをなすべき債務者又は軍隊若しくは軍属機関への直接の給付若しくはその他の賦役に関して支払いをなすべき債務者に対してドイツの裁判所又は当局が執行権を行使する場合には、次の規定を適用する。

- (a) その支払いがドイツの当局を通じて行われ、かつ同当局が債務者ではなく差押債権者に支払いを行うよう執行機関から要請されるときは、同当局は、ドイツの法規の範囲内でその要請に従う権限を有するものとする。
- (b)(i) その支払いがドイツの当局を通じて行われなときは、軍隊又は軍属機関の当局は、当該派遣国の法令が禁止しない限り、執行機関の要請により債務者に負わせるものと認定される総額のうち、その要請に明記された額を権限ある機関に供託する。この供託により、軍隊又は軍属機関は供託された限度において債務者に対する義務を免除される。(1993年改正)
- (ii) 当該派遣国の法律が本号(i)にいう支払いを禁じている限りにおいて、軍隊又は

軍属機関の当局は、問題となる判決、決定、命令又は和解の執行について執行機関を援助するために適切なすべての措置を執るものとする。(1993年改正)

### 第36条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する文書の送達を公示によって行う場合には、これに加えて、文書の抄本を、派遣国が指定する定期刊行物に派遣国の言語で公表し、または派遣国が決定する場合は権限ある連絡機関にこれを掲示することを要するものとする。(1993年改正)
- 2 ドイツの送達官が、軍隊の施設内にいるいずれかの者にいずれかの文書を送達するべきときは、当該施設の管理責任を有する軍隊当局は、ドイツの送達官による送達の実施を可能ならしめるために必要なあらゆる措置を執るものとする。

### 第37条

- 1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がドイツの裁判所又は当局に召喚される場合、軍の当局は、当該者の出頭がドイツの法令上義務とされる限りにおいてその出頭を確保するためのあらゆる措置を、その権限内で執るものとする。ただし、軍事上の緊急の必要によって不可能である場合は、この限りではない。召喚状が連絡機関を通じて送達されない場合、ドイツの裁判所又は当局は連絡機関に対し、名宛人の氏名及び住所、審問又は証言聴取の日時および場所を明示して当該召喚について遅滞なく通知する。ただし、家族に関しては、軍の当局がドイツの当局に対して召喚を確保するために効果的な援助を与えることができないときは適用しない。(1993年改正)
- 2 軍当局がその出頭を確保することができな

い者が、派遣国の裁判所又は軍当局によって証人又は鑑定人として必要とされる場合、ドイツの裁判所及び当局は、ドイツの法令に従って、その者が当該派遣国の裁判所又は軍当局に出頭するよう、世話をする。

### 第38条

- 1 軍隊若しくは連邦共和国の裁判所若しくは当局における刑事訴訟手続、非刑事訴訟手続又は尋問の過程において、関係当事国の一方若しくは双方の職務上の秘密又は当事国の一方若しくは双方の安全を害するような情報が開示される結果となるように思われる場合、当該裁判所又は当局は、手続の進行に先立って職務上の秘密又は情報の開示についての、所轄当局の文書による同意を求めるものとする。所轄当局が開示について異議を申し立てるときは、当該裁判所又は当局は、当該訴訟当事者の憲法上の権利が損なわれない限り、開示を防止するために本条第2項にいう措置を含めその権限内のあらゆる措置を執るものとする。
- 2 ドイツの裁判所及び当局に継続する事件において、軍隊又は軍属機関の安全を脅かす恐れがある場合には、刑事訴訟手続及び非刑事訴訟手続における審理の非公開を定めるドイツの裁判所構成法第172条から175条までの規定、並びに刑事訴訟手続の他の管轄地区裁判所への移送に関するドイツ刑事訴訟法第15条の規定が準用される。

### 第39条

証人、被害者及び鑑定人の特権及び免除は、それらの者が出頭する裁判所又は当局の法令により与えられるものとする。ただし、裁判所または当局はその特権および免除について、証人、被害者及び鑑定人が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である場合には当該派遣国の

裁判所における特権及び免除に、またそれらの者がその範疇に属さない場合にはドイツの裁判所における特権および免除にそれぞれ相当するよう適切な考慮をばらうものとする。(1993年改正)

### 第40条

NATO軍地位協定又は本協定に別段の定めがある場合を除き、軍隊の記録、文書、文書と認め得る公用郵便物及び軍隊所有の財産は、ドイツの当局による搜索、差押え又は検閲を免除される。ただし、その免除が放棄される場合はこの限りでない。

### 第41条

- 1 軍隊、軍属機関若しくはそれらの構成員の作為若しくは不作為により生じた損害、又は軍隊若しくは軍属機関が法的責任を有するその他の出来事により生じた損害についての補償は、NATO軍地位協定第8条の規定およびそれを補足する本条の規定に基づいて決定される。
- 2 次の場合には補償は認められない。
  - (a) 軍隊又は軍属機関による通常の通行目的のための使用の結果生じた公道、街路、橋梁、航行可能な水路その他公共の交通施設に対する損害
  - (b) 占領費、委託費、又は駐留費の財源で建設又は調達された財産の滅失又は損害で、軍隊または軍属機関による当該財産の自由使用に供されている間に生じたもの
- 3 (a) 連邦共和国は、連邦共和国が所有している財産であって派遣国の軍隊又は軍属機関の排他的使用に供されるものの滅失又は損害については、当該派遣国に対する請求権を放棄する。この規定は、当該財産が数カ国の派遣国の軍隊による使用に供され、又は1若しくはそれ以上の派遣国の軍隊と連

- 邦国防軍とにより共同して使用される場合にも、同様に適用される。この請求権の放棄は、故意又は重大な過失により生じた損害及びドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便の財産に対する損害には適用しない。
- (b) NATO 軍地位協定第 8 条第 2 項(f)号の規定は、ドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便が所有する財産の滅失又は損害及び連邦の道路の損害には適用しない。
- 4 州が所有する財産の滅失又は損害については、それが本協定の効力発生前に生じたものである限り、連邦共和国は派遣国の補償責任を免除する。
- 5 各派遣国は、その所有財産に対する滅失又は損害であって、連邦国防軍の構成員若しくは被雇用者の公務執行中に、又は連邦国防軍による車両若しくは航空機の使用から生じたものについては、その財産が当該派遣国の軍隊又は軍属機関によって使用され、かつ連邦領域に所存している場合には、連邦共和国に対するすべての請求権を放棄する。ただし、この請求権の放棄は、故意又は重大な過失によって生じた損害には適用しない。
- 6 NATO 軍地位協定第 8 条第 5 項及び本条の規定は、軍隊の構成員若しくは軍属が被った損害で、同一の軍隊の構成員若しくは軍属の作為若しくは不作為により生じたもの、又は軍隊若しくは軍属機関が法的責任を有する他の出来事により生じたものについては適用しない。
- 7 第71条第 2 項にいう機関は、NATO 軍地位協定第 8 条に基づく損害賠償支払の目的であって本条に関連するものに関しては当該軍隊の不可分の一部とみなされ、かつそのように取り扱われるものとする。ただし、この点に関して同機関をドイツの管轄権から免除しないとする合意が存在するときは、この限りでない。
- 8 軍隊又は軍属機関の責任は、それらがドイツの法規の適用を免除されるという事実によって影響を受けないものとする。連邦国防軍が同様の免除を受けるときであっても、連邦国防軍によって生じた損害に対して補償が支払われるときは、そのような場合にのみ、かつその限度内で、補償が支払われるものとする。
- 9(a) 派遣国軍隊が NATO 軍地位協定第 8 条第 5 項に基づいて第三者に補償すべき損害を生じた事件が、同時に当該派遣国にも損害を生じさせ、かつその損害について当該第三者に補償責任がある場合には、当該派遣国の補償請求権は当該第三者の補償請求権と相殺される。
- (b) 連邦領域において生じた派遣国の損害についての当該派遣国の補償請求権であって連邦共和国居住の者に対して生じているものに関しては、連邦共和国は、行政協定に従って、かつ派遣国の要請により、派遣国のために当該請求権を行使する。このことは、契約に基づく請求権には適用しない。連邦共和国が請求権を行使するために要した費用については、一般行政費を除いて当該派遣国が償還する。
- 10 施設区域の損害又は動産の滅失若しくは損害についての請求権については、連邦共和国及び当該派遣国が対等に負担するものとする。ただし、連邦若しくは州が所有する不動産若しくは動産であって1955年5月5日より以前に軍隊若しくは軍属機関の排他的使用に供され、かつ本協定の効力発生後に軍隊若しくは軍属機関から返還されるものについては、この限りではない。
- 11(a) 関係する軍隊の調査後、滅失又は損害の責任がいずれの軍隊にあるかを確定することができない場合を除き、軍隊は NATO 軍地位協定第 8 条第 8 項において扱われる

問題に関して証明書を交付する。ドイツの当局又は裁判所が当該損害請求を審査して、前記の証明書に記載内容と異なる判断を生じさせるような事態が存在するとの見解に到達した場合には、軍隊は、ドイツの当局の要請に基づきその証明書を再検討する。

- (b) 両当事者間の上層部における協議によってもなお解決しえない意見の相違が残る場合には、NATO軍地位協定第8条第8項に定める手続が適用される。
  - (c) ドイツの当局又は裁判所は、証明書又は必要な場合は仲裁人の決定に従って、決定を行う。
- 12(a) NATO軍地位協定第8条及び本条の規定は、本協定の効力発生以後に生じ、又は生じたものとみなされる損害についても適用される。
- (b) 本協定の効力発生前に生じたか又は生じたものとみなされる損害は、効力発生の上りまで適用されていた規定に従って処理するものとする。
- 13 軍隊当局とドイツの当局は、損害補償に関する両当事者間の手続を定めるために行政協定を締結する。

#### 第42条削除。 (1993年改正)

#### 第43条

- 1 軍隊の当局及びドイツの当局は、気象学、測地学、地勢図作成法、水路測量法および地図作成法の分野において、共同防衛のための重要なすべての事項に関する情報を相互に通知し、この目的のために必要なすべてのデータを交換する。
- 2 共同防衛の利益のために地勢図上、測地上、水路上または工学技術上の測量又は探査を行うことが、安全上若しくは秘密上の特別の理

由により必要とされる場合、又はドイツの当局が必要とされる範囲内若しくは期限内にそれを実施することができない場合は、軍隊の当局はドイツの当局に対し適時の通告を行った後に、その測量又は探査を行うことができる。前記の作業が実施されている間、ドイツの当局の代表者は、秘密上の特別の理由により禁止されない限り、立ち会うことができる。ドイツの当局は、軍隊の代表者が土地への立ち入り権能を取得できるようにするために、必要なときは、ドイツの法令の下で認められている権限を行使する。

#### 第44条

- 1 ドイツの当局が軍隊若しくは軍属機関の当局のために締結した契約から生ずる紛争の解決に際して、訴訟手続に係属中か否かに関わりなく、これらの当局は常時、密接に協力するものとする。この規定は、労働関係、経営体代表権、軍隊又は軍属機関の下にいる文民労務者の社会保険関係に関して生ずる紛争、及び本協定第62条第1項(c)号に定める手続から生ずる紛争に準用する。この協力の細目は行政協定で定める。
- 2 本条第1項にいう行政協定は、連邦共和国を相手当事者とする訴訟手続に関わる限り、次の原則に基づくものとする。
  - (a) 軍隊又は軍属機関の当局は、訴訟の提起について遅滞なく通告され、また訴訟上のすべての重要な段階において協議を求められる。
  - (b) 控訴を提起すべきか否かの決定は、軍隊又は軍属機関の当局との合意に基づいてのみ行う。合意がない場合でも、軍隊の最高当局が、又は必要な場合によっては軍属機関の最高当局が、当該行為における重大な利益を認めるときは、ドイツの当局は控訴を提起する。連邦の最高当局が当該行為に



おける重大な利益を認めるときは、その控訴の提起に対して軍隊又は軍属機関の当局は異議を申し立てない。本条第2文及び第3文にいう利益の確認理由が、控訴の提起に関する交渉の過程で他方の当事者に知られていないときは、要請に基づいてその理由が開示される。

- 3 本条第2項の規定は、第2項(b)号に示す原則が訴訟の提起にも適用することに対応して、連邦共和国が提起する訴訟の手續に準用するものとする。
- 4 訴訟手續が本条第1項にいう紛争によって惹起されたか否かに関わらず、ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との合意に基づいてのみ当該紛争を終結させる。
- 5 (a) 関係派遣国は、本条第1項にいう紛争から生ずる訴訟手續における判決、決定及び和解（執行可能な権原）の結果として確定されたすべての義務を履行し、及びそれらの結果として連邦共和国に対して生ずるすべての権利を享有するものとする。
  - (b) 連邦の最高当局が告訴又は控訴の提起に重大な利益を認めた結果として、軍隊又は軍属機関が当該措置に対していかなる異議をも申し立てない場合に、訴訟の提起又は控訴によって訴訟費用が追加的に増大するときは、当該訴訟手續において生ずる義務を当該派遣国又は連邦共和国のいずれが負うべきか、及びどの範囲まで負うべきかについて、事件ごとに随時合意する。
  - (c) 訴訟手續に関連して生ずる費用で裁判所が裁定した費用に含まれないものは、当該費用が生ずる前に軍隊又は軍属機関が同意しているときは、派遣国が支払うものとする。
- 6 (a) 軍隊又は軍属機関の当局が連邦領域内で直接調達した物品及び役務に関して生ずる紛争は、ドイツの裁判所又は独立の仲裁裁

判所が解決する。ドイツの裁判所が紛争について判決を下す場合には、訴訟は連邦共和国を相手として提起するものとし、連邦共和国は自己の名において、派遣国の利益のためにその事件を処理するものとする。本条第2項、第4項及び第5項は連邦共和国と派遣国との間の関係について準用する。

- (b) ただし、連邦共和国と派遣国との間の協定は(a)号の規定に優先する。

#### 第45条

- 1 軍隊は、その排他的使用に供されている施設区域内において訓練の目的を損なうことなく訓練計画を実施することができない場合には、本条に基づき、かつ連邦国防大臣の同意に従うことを条件として、その防衛任務の遂行上で必要とされる範囲内で施設区域外での機動演習その他の訓練を行う権利を有する。連邦国防大臣の決定は、欧州駐留連合軍最高司令官若しくは北大西洋条約機構のその他の権限ある当局又は欧州の権限ある当局が決定する訓練実施の要求を含めて、連邦共和国及び1又は2以上の派遣国が当事国となる多数国間又は2国間の協定から生ずるすべての側面について、適切に考慮した上で下されるものとする。機動演習その他の訓練を、この目的のために連邦共和国を訪れる軍隊の部隊が本条に従って実施し、またはそれらに参加する場合には、権限あるドイツ当局の承認を必要とする。機動演習その他の訓練の通知、調整及び認可の手續については別の協定で定める。(1993年改正)
- 2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツ法令の関連規定、特に1961年9月27日の連邦徴発法の現行規定法文を適用する。ドイツの軍当局は、軍隊の当局からの要求に応じてこれらの規定に関す

る情報を提供し、又は伝える。権限あるドイツの当局は、機動演習その他の訓練の実施を実質的に損なう可能性のあるドイツの法律諸規定に対する見込まれる根本的改正に関して、派遣国の当局と適時に協議するものとする。(1993年改正)

第3項から第7項まで削除。(1993年改正)

#### 第46条

- 1 軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、かつその防衛任務を遂行する上で必要な範囲内において、本条に基づいて連邦共和国の空域で機動演習その他の訓練を行う権利を有する。権限あるドイツ当局の決定は、欧州連合軍最高司令官若しくは北大西洋条約機構のその他の当局又はヨーロッパの権限ある当局が決定する訓練実施の要求を含め、連邦共和国及び1又は2以上の派遣国が当事者となる多数国間または2国間の協定から生ずるすべての側面について十分に考慮した上で下されるものとする。(1993年改正)
- 2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツの空域への進入及び使用に関するドイツの法規並びに国際民間航空機関の「基準及び勧告実行準則」に従う航空設備及び施設の使用に関するドイツの法規、並びに関連する法律、規則及び告示に含まれる現行の通告、承認及び調停の手續が適用される。権限あるドイツの当局は、ドイツの空域への進入及びその使用、並びに航空設備及び施設の使用に関するドイツの法規又は行政上の決定についての見込まれる改正に関して、派遣国の当局と適時に協議するものとする。条約締約国はこうした改正を協議するため、この分野における所轄の機関を活用する。(1993年改正)

第3項から第5項まで削除。(1993年改正)

- 6 本協定第45条の規定は、施設区域外着陸、

及び軍隊の常時使用に供されていない施設区域への落下傘による降下若しくは投下についても適用する。

#### 第47条

- 1 連邦共和国は、軍隊又は軍属機関に対し、物品及び役務の調達に関しては連邦国防軍に与えるよりも不利でない待遇を与えるものとする。
- 2 軍隊又は軍属機関の当局は、NATO軍地位協定第9条第2項第2文に掲げる随時必要とされる措置を考慮して、特定品目の調達品目に対する同当局の必要量について要請があるときは、ドイツの当局に対して通知する。
- 3 軍隊又は軍属機関は、直接に又は事前の合意の後に、自らが必要とする物品及び役務を、ドイツの関係当局を通じて調達することができる。輸送役務の実施については第57条に規定する。(1993年改正)
- 4 軍隊又は軍属機関の当局は、直接に物品及び役務を調達する場合には、
  - (a) 当該当局は、通常の手続を適用することができる。ただし、連邦共和国において公用調達に関して適用される原則であって、競争、優先入札者及び公共契約に適用される価格に関する法規に表されているものを尊重することを条件とする。
  - (b) 当該当局は、少量の調達の場合を除いて、調達の対象及び規模、調達受託者の氏名、並びに合意された価格を、ドイツの当局に対して通告する。
- 5 軍隊又は軍属機関の当局が、ドイツの当局を通じて物品及び役務を調達する場合には、
  - (a) 軍隊又は軍属機関の当局は、自らの需要の詳細、特に技術上の明細ならびに引渡し及び支払いの特別の条件について、ドイツの当局に対し適時に通告する。
  - (b) 物品及び役務の調達に関する契約は、ド

イツ当局と受託者との間で締結する。この場合には、公共契約についてのドイツの法律及び行政上の規定を適用する。

- (c) ドイツの当局は、調達受託者に対する自らの専属的管轄権を損なうことなく、軍隊又は軍属機関の当局がその利益を適正に考慮するために必要な限度において、契約の締結及び実施に参加することを認める。特に、軍隊又は軍属機関の当局の文書による同意がないときは、契約は締結又は変更されることはないものとする。別段の合意がない限り、物品及び役務の受領は共同で行う。
- (d) 派遣国は連邦共和国に対し、次の費用を償還するものとする。
- (i) 公用契約に関するドイツの法令に基づいて連邦共和国が負担しなければならない費用。ただし、裁判外の和解から生ずる費用は、軍隊がその和解に同意した場合にのみ償還される。
- (ii) 軍隊の同意を得て行われた任意の支払い
- (iii) ドイツの当局が、緊急の場合に軍隊又は軍属機関の利益を保護するために執った措置から生じた費用で、契約受託者の負担とすべきではないもの
- (e) 軍隊又は軍属機関の当局は、期日支払いを可能とするために、当該期日までに必要な資金を利用可能にする。
- (f) 軍隊又は軍属機関の当局は、合意される方式により、ドイツの権限ある支払い機関が行った支払いに関する文書を検査する権限を有する。
- (g) 本項(a)号、(c)号、(d)号、(e)号及び(f)号に基づく手続の細目は、特に所定の期間内に調達手続の実施を確保する目的で、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間の行政協定において定める。

#### 第48条

- 1 (a) 施設区域についての軍隊及び軍属機関の需要は、NATO 軍地位協定及び本協定の規定に従ってのみ充足される。
- (b) 施設区域についての軍隊および軍属機関の需要は、計画書の形式で一定期間毎に連邦当局に申告する。この計画書によらずに軍の当局が施設区域についての需要を申告するのは、緊急の事態の場合にのみとする。この申告には、軍隊が作成する細目、特におよその地区、大きさ、使用目的、使用予定期間及び使用開始期日を含むものとする。
- (c) 施設区域についての需要の充足に関しては、軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間で取極を結ぶ。その取極には、施設区域に至る通路（道路、鉄道又は水路）及び適当と思われる場合は第63条第5項(b)号にいう費用を含むものとする。ドイツの当局は、その取極に従って執るべき措置を実施する。
- (d) ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関からの要請がある場合には、当該の軍隊又は軍属機関に対して水、ガス、電気を供給し、又は下水の処理に責任を負い、かつ契約を締結することができる企業を指定する。軍隊又は軍属機関のその需要が軍隊又は軍属機関の当局と関係企業との間の契約によって充足されない場合、軍隊または軍属機関の当局が要請するときは、その需要を充足するためにドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で取極を締結する。ドイツの当局は、取極の実施を確保するための適切な措置を執り、必要な場合には契約も締結する。
- 2 連邦共和国は、軍隊条約の規定に従って軍隊又は軍属機関の使用に供されている施設区域で、本協定の効力発生の時点でなお、それ

らが占有するものを、本条第5項(a)号及び(b)号に基づいて返還されるときまでの期間、軍隊又は軍属機関の継続使用に供することを保証する。この規定は、公共輸送及びその補給の施設、又は郵便事業及び電気通信のために特定される施設区域には適用しないものとし、これらの施設区域は、ドイツの当局と軍隊の当局との間に別段の合意がない限り返還されるものとする。

3(a) 本条第1項に従って軍隊又は軍属機関に提供される施設については、文書による提供取極を締結するものとし、その取極には、施設区域の大きさ、種類、所在地、状態及び設備に関するデータ並びに用途の細目を含むものとする。施設区域は、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間に別段の合意がない限り、その使用を要求する軍隊又は軍属機関の専属的な占有及び使用に供される。

(b) 本項(a)号の規定は、本条第2項に従って軍隊又は軍属機関の継続使用に供されている施設区域について準用する。

4 軍隊及び軍属機関は、その使用に供された施設区域の適切な保全に必要な修理及び保守について責任を負う。ただし、有償で供された施設区域に関して本条第3項(a)号に従って締結される提供取極に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 軍隊又は軍属機関による施設区域の返還については、次の規定を適用する。

(a)(i) 軍隊又は軍属機関の当局は、使用する施設区域の数及び規模を必要最小限度に限定することを確実にするために、施設区域の需要について絶えず検討する。これに加えて、ドイツの当局から要請があるときは、個々特殊な場合におけるその需要を点検する。使用期間に関する特別の合意を害することなく、不必要になる

か又は軍隊若しくは軍属機関の必要に対応する代替の施設区域が用意される場合には、当該施設区域は、ドイツの当局への事前予告後、直ちに返還するものとする。

(ii) 本号(i)の規定は、軍隊又は軍属機関が一施設の全体を必ずしも必要とせず部分返還が可能となった場合にも、準用する。

(b) 軍隊又は軍属機関の当局は、本項(a)号の規定を害しないことを条件として、特定の施設区域については、共同の防衛任務に照らしてもその使用よりもドイツ側の利益が明らかに上回る場合には、ドイツ当局の当該施設区域の返還請求に適切な方法でこれに応ずるものとする。

(c) 本協定の効力発生後に軍隊又は軍属機関に対し一定の期限付きでその使用に供される施設区域は、その期限が満了したときは返還されるものとする。その期限は、軍隊又は軍属機関の当局が施設区域の需要を申告した際に提示された日付に従って確定されるものとする。使用期間は、所有者若しくはその他の権利者が同意する場合、又はドイツの調達関連法令に照らしてもその延長が差し支えない場合、延長することができる。

(d) 軍隊又は軍属機関に対して本協定の発効後に提供された施設区域で、それに関して調達当局が土地調達法に基づいて予め事前の占有指定を発令していたものは、その指定が取り消された場合に返還される。

(e) 施設区域とともに使用に供された物品で、現にその中に存在するものは、所有者が別様に同意しない限り、当該施設区域とともに返還される。

#### 第49条

1 軍隊又は軍属機関の需要を満たすために必

- 要な建設計画は、軍隊または軍属機関の当局により、連邦の建設業務について管轄権を有するドイツの当局に送達される。(1993年改正)
- 2 建設工事は、ドイツの現行の法律及び行政規則並びに個別の行政協定の定めるところに従い、連邦の建設業務について管轄権を有するドイツの当局が実施する。(1993年改正)
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、軍隊または軍属機関の当局は、ドイツの当局と協議の上で、本協定の効力発生時に存在するか、又はその後締結若しくは修正される個別の行政協定に従って、
- (a) 修繕および保守工事、  
 (b) 特別の安全措置を必要とする建設工事、及び、  
 (c) きわめて小規模の建設工事、並びにドイツの当局との合意の下に、  
 (d) 小規模の建設工事、及び、  
 (e) 例外的なその他の場合の建設工事について、自らの人員をもって、又は直接的に請負人に委託して実施することができる。これらの工事を実施するに際しては、軍隊及び軍属機関の当局は、ドイツの建設及び環境に関する法令を尊重し、本条第2項にいうドイツの当局と協力して、相応する許可の取得を確保する。さらに軍隊及び軍属機関の当局は、連邦共和国において公共建設工事に関して適用される諸原則を考慮する。(1993年改正)
- 第4項削除。(1993年改正)
- 5 本条第3項にいう協議の形式及び範囲については、軍隊及び軍属機関の当局とドイツの当局との間で合意する。(1993年改正)
- 6 本条第2項にいう工事を軍隊又は軍属機関のためにドイツの当局が実施する場合は、(1993年改正)
- (a) 軍隊又は軍属機関の当局は必要と認める

- 場合に、計画の作成に参加し、または独自に計画書及び設計図を提示することができる。
- (b) 入札の方法、並びに限定入札の場合には入札に招請される業者の数及び氏名については、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で合意する。
- (c) 契約の締結は、軍隊又は軍属機関の当局が文書による同意を与えた後にのみ行われる。
- (d) 軍隊又は軍属機関の当局は、建設工事の検査に参加することを許され、かつ建設工事計画書並びにすべての工事関係文書及び計算書を閲覧することができる。
- (e) ドイツの当局は、別段の合意がある場合を除き、軍隊又は軍属機関の当局との同意に基づいて、請負業者に対して、建設工事の主要部分が十分に完遂されたことを確認する。特にドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局の文書による同意を得た後に、当該請負業者を契約上の義務から解放するものとする。
- (f) 派遣国は、連邦共和国に対し次の費用を償還する。
- (i) 公共契約に関するドイツの法令に基づいて連邦共和国が負担するすべての費用。ただし、裁判外の和解に基づく費用は、軍隊がその和解に同意した場合のみ償還される。
- (ii) 法的義務の承認によらず、軍隊の同意の下で行われた任意の支払い
- (iii) 緊急の場合においてドイツの当局が軍隊又は軍属機関の利益保護のために執った措置から生じた費用で、当該請負業者が負担すべきでないもの
- (g) 軍隊又は軍属機関の当局は、期日に支払いができるよう、期日内に必要な資金を支払い可能になるようにしておくものとする

る。

- (h) 軍隊又は軍属機関の当局は、合意により定められる方法によって、ドイツの権限ある支払い機関による支払いに関する文書を検査する権限を有する。
- (i) 派遣国はドイツの当局に対して、ドイツの当局が建設工事の実施に関連して特別に行った役務(建設計画、指揮及び工事監督)について、行政協定に従って補償する。

### 第50条

連邦の所有物である付属物、装備品及び備品類は連邦共和国内においては、軍隊又は軍属機関の使用に供せられている1施設区域から他の施設区域へ、次の制限の範囲内で移転することができる。

- (a) 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達された物品を含め、軍隊又は軍属機関が使用する施設区域に関する建設費用に含まれる前記の種類の商品は、ドイツの当局が同意する場合に限り当該施設区域から搬出されるものとする。
- (b) 特定の施設区域と結合され、又はその施設区域のために作られた付属物、装備品及び備品類の移転についても、搬出に先立ってドイツの当局の同意を得るものとする。ただし、この規定は、それらの物品が占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達されたものである場合には適用しない。もっとも、その場合においても、軍隊又は軍属機関の当局は物品の搬出の意向を、予めドイツの当局に適時に通告して、ドイツの当局がそれに代わる解決策を適宜、提案することができるようにする機会をドイツの当局に与えなければならない。

### 第51条

- 1 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて

調達された動産は、軍隊又は軍属機関の当局が必要でなくなったと判断するときは、ドイツの当局に対しその処分のために引き渡される。

- 2 本条第1項の規定にかかわらず、前記動産の売却その他の処分について取極を結ぶことができる。そのような処分から生ずる純収益は連邦共和国に帰属する。
- 3 本条第1項に掲げる種類の動産は、NATOの防衛任務の遂行上必要な場合に限り連邦領域外へ移動することができる。第4項に該当する場合を除き、その移動には次の原則が適用される。
  - (a) その搬出については、予めドイツの当局に通告するものとする。緊急の場合には事後に通告する。
  - (b) ドイツの当局に対する通告は、次の場合には必要としない。
    - (i) 購入価格が低額の物品の搬出
    - (ii) 連邦共和国の国境をしばしばかつ繰り返し通過することを要する軍隊の機動演習又は行動に伴う物品の一時的な搬出
- 4 本条第1項に掲げる種類の動産の搬出で、軍隊の縮小又は完全な撤退を目的とする部隊の移動に関連して行われるものについては、特別の取極で定める。
- 5 本条第1項及び第2項は、連邦領域外への搬出に関連する場合にも妥当する。これらの条項は、第1項に掲げる種類の動産がNATOの防衛任務の遂行に必要でなくなった場合にも適用する。
- 6 施設区域に属する付属物、装備品及び備品類であって占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて調達されたものは、連邦領域から搬出しないものとする。
- 7 細目については行政協定で定める。

### 第52条

- 1 派遣国が、法律上連邦又は州の所有物である不動産その他の財産であって軍隊又は軍属機関の使用に供されているものの全部または一部を返還することを意図する場合において、派遣国が自己の資金を投入して行った改良について返還時に残存価値が存在するときは、その価値に関して軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間で合意するものとする。連邦共和国は、合意された残存価値を派遣国に償還する。本項第1文及び第2文は、派遣国が自己の資金で調達した設備および備蓄品で、合意により前記の施設区域に残されるべきものについても適用する。
- 2 もっとも、本条第1項に基づく償還は次の補償の限りでは行わないものとする。派遣国が施設区域その他の財産に与えた損害に対し本協定第41条に基づいて支払われるべき補償、補償請求権が放棄されたために支払われなかった補償、又は補償請求権に対する派遣国の責任が第41条に基づいても免除されない補償。
- 3 派遣国は、法律上連邦共和国又は州の所有物である施設その他の財産からその改良物、装備品又は備蓄品を撤去することを要しない。当該不動産その他の財産が法律上州の所有物である場合に、連邦共和国は派遣国に対して、派遣国が改良物、装備品または備蓄品を撤去しなかったことによりドイツの法律上州に帰属すべきすべての請求権についてその責任を免除する。
- 4 第1項に掲げる種類の物、及び連邦若しくは州が財源面で関与している法人の所有する物であって無償で軍隊若しくは軍属機関の使用に供されているものに対して加えられた改良に関しては、その改良が連邦又は州により派遣国に供与された財源によって加えられたものである場合、派遣国は、その改良物の残存価値についていかなる請求権も主張しない

ものとする。この規定は、軍隊又は軍属機関が前記のものを使用していた期間中に又は前記の改良物の撤去に際して生じた損害の補償を、その改良物の残存価値と相殺することを妨げない。

### 第53条

- 1 軍隊又は軍属機関は、排他的使用に供される施設区域内において、防衛の任務を十分に遂行するために必要とされる措置を執ることができる。当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される。ただし、本協定及び他の国際協定に別段の定めがある場合、並びに軍隊、軍属機関、それらの構成員及びその家族の、組織、内部機能及び管理並びにその他の内部事項であって第三者の権利に対して又は隣接する地方自治体若しくは一般公衆に対していかなる予見可能な影響を及ぼさないものに関わる場合を除く。権限あるドイツの当局及び軍隊の当局は、生ずる可能性のあるいかなる意見の相違も解消するために相互に協議し、かつ協力するものとする。(1993年改正)
- 2 本条第1項第1文は、施設区域の上空に関して執られる措置にも準用する。ただし、航空交通の妨害となるような措置は、ドイツの当局との調整を経た上でのみ執られるものとする。第57条第7項の規定は影響を受けないものとする。
- ② 機動演習及び訓練の目的で連邦共和国内に移動する部隊による野外演習区域、駐屯地訓練区域及び駐屯地射撃場の使用は、権限あるドイツの当局に事前に通知して、その許可を得るものとする。ドイツの当局が通知の受理から45日以内に異議を唱えないときは、その使用は許可されたものとみなす。ただし、通知する国の人員200人までの部隊で、連邦共和国に駐留する部隊に組織上所属するもの又は

連邦共和国に駐留する部隊の増強を目的するものについては、通知のみで足りるものとする。本条の目的のためには、日程調整会議の際にドイツの当局に通知すれば足りるものとする。補足的な諸取極を締結することができる。(1993年改正)

③ 野外演習区域、対地兵器射爆場、駐屯地訓練区域及び駐屯地射撃場の使用の細目並びに②に規定する通知及び許可については、連邦の段階で合意する行政協定で定めるものとする。(1993年改正)

3 軍隊又は軍属機関は、本条第1項に定める措置を執るに際して、ドイツの当局が施設区域内においてドイツの利益を保護するために必要な措置を執ることができるよう保証する。

4 ドイツの当局並びに軍隊及び軍属機関の当局は、本条第1項、第2項及び第3項にいう措置が円滑に実施されるよう協力する。この協力に関する細目は、署名議定書の本条に関する条項の第5項から第7項までの規定に定める。

5 軍隊又は軍属機関とドイツの軍隊又は非軍事組織とが施設を共同使用する場合には、その使用に必要な規則は行政協定または個別の取極によって定めるものとし、それらの協定又は取極においては、受入国としての連邦共和国の地位及び軍隊の防衛上の任務に対して適切な考慮が払われるものとする。

6 軍隊及び軍属機関が防衛の責務を十分に遂行できるようにするため、ドイツの当局は、軍隊の要請に従って、以下の事項について適切な措置を執るものとする。

(a) 軍事保護地帯の設定

(b) 軍隊の使用に供される施設区域の近辺における建設、耕作及び公共交通に対する監督又は制限

## 第53 A 条

1 本協定第53条に定める施設区域の使用に関連してドイツの法令が適用されて、かつドイツの法令上個々の認可、免許又はその他の公的な許可を取得すべきことが定められている限りにおいて、ドイツの当局は、軍隊の当局と協力し協議した上で必要な申請を行い、これに関連する行政的及び法的手続を軍隊のために執るものとする。(1993年改正)

2 その決定に対して第三者が異議を申し立てる場合、又は措置若しくは設備について通知義務がある場合、並びに特に公共の安全及び秩序を守るためには職権により又は第三者の示唆により訴訟の手続が提起される場合にも、本条第1項の規定が適用される。これらの場合、軍隊のために行動するドイツ連邦当局は、軍隊の利益を擁護する。本条第1項に基づいて申請された許可が、ドイツの法令に従って却下され、または後に修正され若しくは無効とされる場合には、軍隊の当局及びドイツの当局は、ドイツの法律上の要件と合致する別の方法で軍隊の需要を満たすために、相互に協議する。(1993年改正)

3 軍隊の当局は、本条第1項及び第2項に従ってなされる法的に有効な決定の条件及び要求に厳格に従って行動する。軍隊の当局は、この義務の履行を確保するために、ドイツの当局と緊密に協力する。このような決定からは強制執行は生じないものとする。(1993年改正)

## 第54条

1 人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物害虫の繁殖予防及び駆除に関しては、ドイツの法規及び手続が軍隊及び軍属機関に対して適用される。ただし、本項に別段の定めがある場合を除く。軍隊は、その使用に供される施設区域内においては前記第1



文に掲げる分野について自らの規則および手続を、その軍隊構成員、軍属及びそれらの家族に対して適用することができる。ただし、その適用が公衆衛生及び植物栽培に危害を与える場合を除く。(1993年改正)

- 2 軍隊の当局及びドイツの当局は、伝染病の発生の恐れ、その発生、流行及び消滅並びにそれらに対して執った措置について相互に速やかに通報するものとする。
- 3 軍隊の当局は、軍隊の使用に供せられる施設区域の周辺地域において保健衛生上の措置が必要であると判断するときは、その措置の実施についてドイツの当局との間で取極を締結する。
- 4 ドイツの法律によって輸入が禁止されている物品については、軍隊の当局は、ドイツの当局の承認を得て、かつその物品によって公衆衛生及び植物栽培に危害が生じるものではないという条件の下においてのみ、同物品を輸入することができる。ドイツ当局と軍隊の当局は、この規定に従ってその輸入がドイツ当局により許可される物品類についての取極を結ぶものとする。
- 5 軍隊の当局は、ドイツの当局が許可する場合、自らが輸入する物品の検査及び監視を行うことができる。軍隊の当局は、それらの物品を輸入した結果公衆衛生及び植物栽培に危険を生じないことを保証する。

#### 第54A条

- 1 派遣国は、連邦共和国におけるその軍隊のあらゆる活動に関して、環境保護の重要性を認識し、かつ承認する。(1993年改正)
- 2 本協定に沿うドイツの法令への尊重及びその適用を妨げることなく、軍隊及び軍属機関の当局は、可能な限り早急にすべての計画について環境との適合性を調査する。これに関連して、軍隊及び軍属機関の当局は、当該計

画が、人間、動物、植物、土壌、水、空気、気候及び景観に与える可能性のある環境上重大な意味を有する影響をそれらの相互作用を含め、検出し、分析し、評価し、また文化財その他の財産に与える可能性のある影響をも検出し、分析し、評価する。調査の目的は、環境への負担を避けること及び環境への不可避の有害性に対しては適切な調和措置を講じて埋め合わせを行うことにある。軍隊及び軍属機関の当局は、これに関してドイツの非軍事的当局及び軍当局の支援を求めることができる。(1993年改正)

#### 第54B条

軍隊及び軍属機関の当局は、その航空機、船舶及び自動車の運行に当たっては、ドイツの環境法規上低汚染物質とされる燃料、潤滑油及び添加剤のみを使用することを保証する。ただし、その使用が当該航空機、船舶及び自動車の技術上の要求を満たさない場合には、その限りにおいて別とする。また軍隊および軍属機関の当局は、乗用及び汎用の車両に関しては、特にそれが新型である場合は、ドイツの騒音及び排気ガスに関する規則を遵守することを保証する。ただし、そのことが過度の負担となる場合は、別とする。権限あるドイツの当局ならびに軍隊および軍属機関の当局は、これらの規定の適用と監視について密接に協議し、協力するものとする。(1993年改正)

#### 第55条

- 1 (a) NATO の共同防衛計画を遂行するために必要であって一軍隊の当局が防衛上の責任を有する地域内に存在する防衛施設は、同軍隊当局と連邦当局との間の取極に基づいて計画され、施工される。
- (b) 当該工事は、軍隊の当局と連絡を取りながらドイツの当局が行う。ただし、秘密保

持上又は保安上特別の必要性があるときは、軍隊は連邦当局と適切な協議を行った後、連邦当局と合意した場所において当該工事を自らの人員又はドイツ人以外の専門家によって実施することができる。

- 2 連邦当局及び軍隊の当局は、防衛目的上必要な防護措置が用意されて適切かつ適時に遂行されうることを確実にするよう協力する。

## 第56条

- 1 (a) 連邦国防軍に勤務する文民労務者に適用されるドイツの労働法規は労働災害防止法を含めて、軍隊又は軍属機関が雇用する文民労務者の雇用についても適用する。ただし、サービス規定、サービス協約及び賃金規定を除く。また、本条及び本条に関する署名議定書規定に別段の定めがある場合を除く。

(1993年改正)

- (b) 軍隊又は軍属機関の当局に雇用を申請する者は、刑事事件で有罪判決を受けたことがない旨の証明書の提出を要求されたときは、本人のみが証明書提出の責任を負う。雇用を申請する者が警察の無犯罪証明書を手に入れない場合、その者が軍隊又は軍属機関の当局の発給による雇用申請済みの内容の証明書を提示したときは、ドイツの当局は当該者に対し、ドイツ法令の規定に従って犯罪人名簿の抄本を交付する。ただし、その抄本の交付が、ドイツの基本的利益を損なわない場合に限るものとする。

(c)号削除。(1993年改正)

- (d) 業務上の理由による連邦共和国内の転勤には、文民労務者の文書による同意を必要とする。この同意はいつでも与えることができる。

(e)号削除。(1993年改正)

- (f) 軍隊又は軍属機関における文民労務者の労働は、ドイツの公務上の行為とはみなさ

れない。

- 2 (a) 使用者からの雇用解約の申立が、当該雇用の継続が特別に保護すべき価値のある軍事的利益に反するという理由に基づくときは、雇用解約保護法第9条第1項第2文が適用される。最高労務当局は、特別に保護すべき価値のある軍事的利益について疎明することができる。この場合、裁判所における手続は非公開とする。理由の開示が派遣国又はその軍隊の安全に重大な損害を及ぼしかねない場合は、軍隊の最高労務当局は、連邦内閣官房長官との合意の上で公式の声明によって疎明することができる。

(1993年改正)

- (b) 本項の意味における最高労務当局とは、被用者に解雇の通告を行った雇用機関に対する行政上の責任を有し、ドイツ連邦共和国内に存在する最高機関をいう。(1971年改正)

- (c) 本項は、経営評議会委員には適用しない。(1971年改正)

- 3 災害保険を含む社会保険、失業保険及び児童手当に関するドイツの法令の規定は、軍隊又は軍属機関が雇用する労務者に適用する。災害保険の保険者には連邦共和国がなるものとする。

- 4 軍隊又は軍属機関の下で勤務するドイツの文民労務者は、文民としての守衛の職務を含めて非戦闘員の役務にのみ従事する。

- 5 ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との合意の下に、

- (a) 賃金、諸手当及び職種の種類を含めて個々の雇用契約の基礎となるべき雇用条件を定め、かつ賃金契約を締結し、

- (b) 賃金の支払方法を定める。

- 6 軍隊又は軍属機関の当局は、文民役務組織の構成員を含む労務者の雇用に関して、雇用、配置、訓練、配置転換、雇用解約及び辞職の

受理を行う権限を有する。(1993年改正)

7(a) 軍隊又は軍属機関の当局は、必要な職種  
の数を決定し、これを本条第5項(a)号に定  
める職種の分類に従って類別する。当該職  
種に就く個々の労務者は、軍隊又は軍属機  
関の当局により適切な賃金又は俸給別の階  
層に格付けされる。(1993年改正)

(b)号削除。(1993年改正)

8 雇用関係又は社会保険関係から生ずる紛争  
は、ドイツの裁判管轄権に服する。使用者に  
対する訴えは、連邦共和国に対し提起される。  
使用者からの訴えについては、連邦共和国が  
提起する。

9 連邦国防軍の文民被雇用者に適用される職  
員代表に関するドイツ法令の規定は、署名議  
定書の本条に関する条項に別段の定めがある  
場合を除き、軍隊又は軍属機関の文民労務者  
の経営代表に適用する。

10 ドイツの当局が、軍隊又は軍属機関による  
労務者の雇用及び報酬支払に関する管理事務  
を行うときは、その事務に要する実際の費用  
を軍隊が支払う。そのための手続は、ドイツ  
の当局と各軍隊の当局との間の個別協定で定  
める。ドイツの当局は、事務の遂行に当たっ  
ては、軍隊の権限ある当局と協議し、経済的  
効率性の原則を尊重する。(1993年改正)

## 第57条

1(a) 軍隊、軍属機関、それらの構成員及びそ  
れらの家族は、連邦政府の同意に服するこ  
とを条件にして、車両、船舶及び航空機に  
よって連邦共和国に入国し、又は連邦領域  
内及びその上空を移動する権利を有する。  
ドイツ法規の範囲内における輸送等の移動  
は、本協定並びに連邦共和国と1又はそれ  
以上の派遣国とが当事国であるその他の国  
際取極及び関連する技術的取決め及び手続  
の範囲内における移動を含めて、認可され

たものとみなす。軍隊の移動及び軍事上の  
輸送のために特別の許可および例外的許可  
並びに危険物輸送に関わる法規からの逸脱  
が必要なときは、連邦国防軍の権限ある機  
関がこれを行うものとする。(1993年改正)

(b) 連邦国防軍の権限ある機関は、交通問題  
について軍隊の軍事的利益を代弁して文民  
当局との間で調整する。同機関はまた、派  
遣国軍隊の交通移動の実施について派遣国  
相互と、及び民間交通と調整する。そのよ  
うな調整の方法及び範囲については、軍隊  
の当局と連邦国防軍の間で取極める。この  
取極が結ばれていないときは、軍隊は、道  
路及び鉄道による軍隊の移動について連邦  
国防軍の権限ある機関に通知する。軍隊の  
空路による移動については通常の手続を適  
用する。(1993年改正)

2 ドイツ鉄道の運行権は侵害されないものと  
する。軍隊独自の貨車及び客車の、ドイツ鉄  
道路線への入線及び運送、並びに軍隊の機関  
車の運行許可については、軍隊の当局とドイ  
ツの鉄道管理当局の間で入線協定又は行政協  
定が締結される。

3 軍隊、軍属機関、それらの構成員及びそれ  
らの家族は、事故現場における行動に関する  
法規及び危険物輸送に関する法規を含むドイ  
ツの交通法規を遵守する。ただし、本協定に  
別段の定めがある場合を除く。権限ある当局  
は、これらの遵守を監視する。法規の遵守の  
照査を容易にするため共同して監視を行うこ  
とができる。監視の実施は、地域レベルでの  
協約によって定めることができる。現行の協  
約は、改定されない限り引き続き適用される  
ものとする。(1993年改正)

4(a) 軍隊については道路交通上の行動に関す  
るドイツの法規から逸脱が、ドイツの法令  
の定める範囲内で軍隊に許される。軍事上  
の緊急の要請による上記の逸脱は、道路交

通に関するドイツの法律または規則が将来変更される場合には、軍隊の当局とドイツの権限ある当局の間で合意される手続に従って認められるものとする。（1993年改正）

(b) 容積、車軸荷重、総重量又は台数がドイツの交通法規による制限を超えるような車両及び被牽引車両による軍用交通のための道路網の指定及び使用に関しては、軍隊の当局とドイツの権限ある当局との間で協定を締結する。これらの車両及び被牽引車両による、協定に定める道路網以外の道路の通行は、ドイツの権限ある当局の許可を得てのみ実施するものとする。事故、大災害若しくは国家緊急事態の際又は関係当局間で事前に合意するときは、ドイツの権限ある当局の許可を必要としない。（1993年改正）

5 派遣国の当局は、ドイツの基本的な輸送安全法規を遵守する。この枠内で派遣国の当局は、車両、被牽引車両、内水用船舶又は航空機の、設計、製造及び装備について、自国の基準を適用することができる。ドイツの当局と軍隊の当局は、本規定の実施について緊密に協議する。（1993年改正）

6 軍隊及び軍属機関が民間空港その他、自己の専属的使用に供されているのではない飛行場を軍用航空機の離着陸のために使用することができるのは、緊急の場合又はドイツの権限ある当局との間の行政協定その他の取極に定めがある場合に限るものとする。

第7項削除。（1993年改正）

8 ドイツの当局及び軍隊の当局によって設置され、かつ運営されるすべての航空交通管制システム及びそれに伴う通信システムは、航空の安全及び共同防衛を確保するために必要な範囲において調整される。

## 第58条

1 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、連邦共和国において公共の運送に用いられる公有および私有の交通機関および交通施設を利用する権利を有する。別段の取極がある場合を除き、この権利の行使に際しては、一般に適用される交通に関する法規に服さなければならない。

2 (a) 本条第1項に掲げる交通機関および交通施設を軍隊及び軍属機関が利用する場合の運賃は、連邦国防軍に適用されるものより不利にはならないものとする。この運賃は、ドイツの所轄当局によってドイツの運送法に従って定められ、認可される。軍隊の当局は、軍用運賃に関して交通運送業者との交渉に参加する権利を有する。軍隊及び軍属機関のための交通運送業務に関して軍用運賃規定が欠如するという特別の事情があるときは、ドイツの当局は、軍隊の当局と交通運送業者との交渉の後に、法令上の権限の範囲内で軍用運賃に適切な補充を行う。

(b) 軍用運賃は、簡易な運賃表に基づいて算定する。その運賃表は、軍用運送の特殊性を考慮したうえに、軍隊又は軍属機関による実際の利用が平易になるようにする。

(c) 軍隊及び軍属機関は、軍用運賃率が適用されることによって、関連する特別運賃を含む公共運賃比率が適用される場合の扱いよりも全体として不利な結果を被るものとする。

3 連邦共和国は、軍隊の交通需要を他の方法で充足することができない場合には、追加施設の建設又は既存施設の変更に関する軍隊の要請に好意的配慮を払うものとする。

4 ドイツの当局は、タンク車、寝台車及び食堂車に対する軍隊の需要を、軍隊の当局とこれらの車両を商業的基礎で他の利用者に提供

する企業との間の契約によって定められる適切な条件で充足されることを保証するために、必要な場合には、その権限内で適宜の措置を執るものとする。

#### 第59条

- 1 (a) 軍隊は、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の、郵便及び電信業務のために軍事郵便局を設置し、運営することができる。
- (b) 軍事郵便局は、特に軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の開封郵便物又は封印郵便物を、
  - (i) 連邦領域外から受領すること、
  - (ii) 連邦領域外の宛先および連邦領域内の他の軍事郵便局に送付すること、及び、
  - (iii) 連邦領域内で配送することができる。
- (c) 郵便為替業務は、軍事郵便局相互間及び軍事郵便局と関係派遣国の他の郵便局との間の送金のみ限定される。
- 2 軍事郵便局は、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族の開封郵便物若しくは密封郵便物をドイツ連邦郵便局に送付し、又はドイツ連邦郵便局から配送を受けることができる。連邦共和国と当該派遣国との間に実施される国際協定は、軍事郵便局とドイツ連邦郵便局との間の郵便物交換業務にも適用する。ただし、ドイツの当局と軍隊の当局の間に郵便料金又は個別の業務に関して特別の合意が結ばれる場合を除く。
- 3 軍事郵便局で投函する郵便物には、当該派遣国の郵便切手を貼付することができる。
- 4 軍隊の一部隊が軍事郵便局を運営していないときは、軍隊の当該部隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、他の軍隊の軍事郵便業務を利用することができる。この利用が無期限に又は長期間にわたるときは、ドイツ連邦郵便局に対してできるだけ速

やかにその旨を通知するものとする。

#### 第60条

- 1 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、本条中に定める別段の定めが適用される場合を除いて、連邦共和国の公共の電気通信業務を利用する。この利用に関しては、行政協定に別段の定めがない限り、ドイツの現行の法規が適用される。このドイツ法規の適用上、軍隊が連邦国防軍よりも不利な取扱いを受けることはないものとする。
- 2 軍隊は、軍事上の目的に必要な限度において、次の設備を設置し、運営し、及び維持することができる。(1993年改正)
  - (a) 軍隊の使用に供される施設区域内の通信設備（無線施設を除く）(1993年改正)
  - (b) 固定式無線通信業務のための無線通信局。ただしドイツの当局との事前の協議を条件とする。
  - (c) 移動無線通信用設備及び無線探知用設備
  - (d) その他の無線通信受信設備
  - (e) 訓練及び機動演習のために並びに緊急事態の場合に、ドイツの当局と合意した手続に従って使用する各種の臨時電気通信設備(1993年改正)
- 3 (a) 軍隊は、次の場合にはドイツの当局の同意を得て、自らが使用する施設区域の外において有線通信設備を設置し、運営し、及び維持することができる。
  - (i) 軍事的安全上やむを得ない理由が存在するとき、又は、
  - (ii) 必要な設備を備えることにドイツの当局が用意することができる状況になく、若しくはこれを放棄するとき。
- (b) ドイツ当局側の同意を得るための手続の迅速な遂行は行政協定によって保証する。
- 4 (a) 軍隊は、本協定の効力発生前に従来の法令に従ってすでに運営を開始していた電気

通信設備を、以後も引き続き運営し、及び維持することができる。

(b)号削除。(1993年改正)

5 (a) 軍隊は、軍隊若しくは軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族のために独自のラジオ及びテレビジョンの放送局を運営する権限を有する。ただし、ドイツの放送業務を不当に妨害するものであってはならない。この種の既存の放送設備は、この条件の下で引き続き運営することができる。追加的な放送設備は、ドイツの当局との合意によってのみ設置し、及び運営することができる。

(b) 軍隊、軍属機関及びそれらの構成員並びにそれらの家族は、ラジオ及びテレビジョンの受信装置を、無料でかつ個別の許可なしで設置し、操作することができる。ただし、無線通信業務に電磁波障害を生じさせてはならない。(1993年改正)

6 電波周波数及びその認識表示記号は、署名議定書の本条に関する条項中の第5項の定めるところによる。

7 (a) 軍隊が設置する通信施設は、連邦共和国の公共の通信網に接続することができる。(1993年改正)

(b) 連邦共和国の公共通信網に接続する軍隊の通信施設及び無線施設は、ドイツの法規が定める基本的要件を満たさなければならない。現状において特殊な事情がある場合、その事情は移行期間中考慮される。移行期間は、各軍隊とドイツの当局とが相互に合意することなしには終了しないものとする。(1993年改正)

(c) 本項(b)号にいう原則に対する例外は、次の場合にのみ認められるものとする。

(i) 現行協定改定のための1993年8月18日の協定が発効する時点において軍隊がすでに保有し、若しくは調達の過程にある

電気通信施設の場合、又は、

(ii) 軍隊と連邦郵便通信大臣との間の特別取決めに基づく場合

これらの結果生ずるいかなる責任問題も、現行協定の規定に従って解決するものとする。(1993年改正)

8 (a) 軍隊は、通信施設の設置及び運営にあたっては、1982年11月6日のナイロビ国際電気通信条約又はそれに代わる協定及び通信の分野で連邦共和国を拘束するその他の国際協定の規定を遵守する。(1993年改正)

(b) 連邦国防軍がドイツの国内法規に基づき免除される限度において、軍隊は(a)号にいう規定の適用を受けないものとする。

(c) 将来、電気通信に関する国際協定を締結する場合には、ドイツの当局は軍隊と協議した上で軍隊の電気通信需要を十分に考慮するものとする。

9 (a) 軍隊は、軍隊の電気通信設備その他の電気設備がドイツの電気通信業務に与える妨害を回避し、又は排除するために、合理的に期待できるすべての措置を執るものとする。

(b) ドイツの当局は、ドイツの電気通信分野その他の電気設備が軍隊の電気通信業務に与える妨害を回避し、又は排除するために、合理的に期待できるすべての措置をドイツの法規の範囲内で執るものとする。

10 本条の解釈及び適用にあたっては、軍隊の利益は、軍隊の要請により連邦郵便通信大臣がその権限の範囲内で代弁するものとする。(1993年改正)

## 第61条

1 NATO 軍地位協定、本協定又はその他の適用可能な協定が定める租税免除又は関税免除の効果を別にして、軍隊又は軍属機関への納入その他の給付に対する代価は、連邦領域

におけるその時点での価格水準に適合するものとし、かつドイツの当局に対する納入その他の給付について許容される価格より高いものであってはならない。ある物品が、ドイツの個人消費者に利益のために助成措置を受けている場合、軍隊及び軍属機関はその助成措置を請求することができない。ただし、当該物品が、本協定第56条にいう労務者の分類に該当する者による使用又はその消費に向けられるものである場合は、別とする。

- 2 労働賃金並びに交通運賃及び電気通信料金に関する本協定の規定は、本条第1項の規定により影響を受けないものとする。

#### 第62条

- 1 軍隊又は軍属機関のための徴発手続がドイツの調達法令に基づいて行われる場合、次の規定を適用する。
  - (a) 徴発手続は、軍隊又は軍属機関の当局との協議のうえで特定されるドイツの当局が行う。
  - (b) 調達物の受領者としての軍隊及び軍属機関の地位から生ずる権利の行使及び義務の履行は、ドイツの権限ある当局が行政協定に従ってこれを代行する。ただし、その性質上ドイツの当局によってでは履行され得ない義務については、軍隊又は軍属機関が自ら履行する。支払われるべき補償金の額に関する事項について軍隊又は軍属機関の利益を代理するドイツの当局は、調達物提供義務を負う者又は補償金額を査定する当局が行う提案に対し、軍隊又は軍属機関の当局との協議を経たうえでのみ同意を与えるものとする。同様に、支払われるべき補償金額についての同当局自らの提案は、軍隊又は軍属機関の当局との協議を経たうえでのみなされるものとする。本協定第63条の規定はこれにより影響されない。

(c) 調達物受領者としての軍隊若しくは軍属機関のための、又はそれらに対する訴訟は、連邦共和国が自らの名において提起し、又は応訴する。

- 2 本条第1項の規定は、軍事保護地帯法及び土地調達法に関しては適用されない。

#### 第63条

- 1 軍隊が自己又は軍属機関のために使用する財産若しくは役務、又はその目的のために軍隊に提供される物資若しくは役務については、本条第2項から第7項までに規定する場合であって、かつその規定に定めるかぎりにおいて、支払いは行われない。
- 2 軍隊又は軍属機関は、公道、幹線道路及び橋梁を無料で利用することができる。
- 3 軍隊又は軍属機関はドイツの警察、公衆衛生、消防、気象、地形測量及び地図作成の業務を含む行政上の業務及び援助を、少なくとも連邦国防軍と同じ限度において、かつ無料でうける。可航水域の利用についても同様とする。
- 4 (a) 別段の取極が結ばれず、又は今後も結ばれない限り、連邦が法律上所有する財産、又は占領費、委託費若しくは維持費の予算を用いて連邦によって購入され若しくは建設された財産、又は今後調達若しくは建設される財産は、軍隊または軍属機関が無料で利用することができる。この規定は、ドイツ連邦鉄道又はドイツ連邦郵便の所有又は管理下にある財産の利用には適用しない。
- (b) 別段の取極が結ばれず、又は今後も結ばれない限り、法律上州の所有下にある財産をすでに利用しているかまたは今後利用し得ることが認められる派遣国が、ドイツの法令に基づいて州の有する補償金支払い請求権に対するすべての責任を免除されるこ

とを、連邦共和国は保証する。

- (c) 別段の取極が結ばれず、また今後も結ばれない限り、本項(a)号第1文又は(b)号に該当しない財産で、連邦共和国又は派遣国のいずれかの自己の資金によってすでに再建され、又は今後再建されるものについての家賃又は賃料は、財産の総価額に対する再建費の割合に応じて割り引かれる。
- (d) 本項(a)号から(c)号までに定める財産使用料の免除は、次のものには適用しない。
  - (i) 修理及び維持のための費用
  - (ii) 連邦がドイツの法令に基づいて支払い義務又は返済義務を負う範囲内での土地に対する経常公租
  - (iii) その他の運用費
- 5(a) 軍隊又は軍属機関の要請に応じたことにより、ドイツの法令に従って物品及び役務が要求され、又は権利が制限され、移譲され若しくは撤回されたことの結果として生ずる次の諸経費は、派遣国が負担しないものとする。
  - (i) 土地調達法に基づいて支払われるべき補償金。ただし、次のものを除く。
    - (aa) 事前の占有指定に対する補償金。ただし、本協定の効力発生後に開始された土地調達計画によるものについては除く。
    - (bb) 軍隊又は軍属機関の使用に供される施設区域であって法律上連邦または州の所有財産でないものの使用に対する補償金。ただし、本協定の効力発生後に恒久的建造物を建設する目的で軍隊又は軍属機関の施設区域としての使用に供されるものについては別とする。
  - (ii) ドイツの法令に基づき州に支払われるべき軍事保護地帯補償金。ただし、軍事保護地帯の指定によって生じた財産損害

が、当該財産の経済的利用等の利用の制限によるものの範囲に留まる場合に限る。

- (b) 軍隊又は軍属機関のための土地調達の結果、連邦にその他の費用の支出が生ずるときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は個々の事例毎に、土地調達の受益者である派遣国が費用を負担すべきか、負担する場合はどの程度まで負担すべきかを決定するために、本条第6項(c)の規定を害しないことを条件に、かつ諸般の事情を考慮して交渉し、取極を締結する。
- (c) 軍隊の要請に基づいて軍事保護地帯が設定される場合に、軍事保護地帯補償金について複数回支払いの形式が取られないときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は適当な場合にかつ個別の事例毎にその補償金の割合について、軍事保護地帯の設置を必要とする施設区域の使用期間を含む諸般の事情を考慮して、交渉を開始することができる。
- 6(a) 派遣国は、軍隊又は軍属の各種の建設作業により、又はこれらの作業に関連して生ずる経費のうち、土地の明け渡しに要したものを負担する責任を負わない。
- (b) 軍隊又は軍属機関の当局の要請により設置され、変更され、補強され又は拡張された交通用、電気通信用、電気・ガス・水の供給用又は下水処理用の施設及び設備が、ドイツの需要の充足にも益するときは、これらの施設及び設備にかかる支出は、修理費及び維持費を含めて、派遣国の利益とドイツが受ける利益とを比較してそれに応じて負担の割合を定める。その負担額は、個々の場合ごとにドイツの当局と軍隊の当局との間で取り極める。この規則は、前記の各種の施設および設備でドイツ側が閉鎖または解体を計画するにもかかわらず軍隊又は軍属機関の要請により維持されるものの修



理費及び維持費についても適用される。

- (c) 軍隊若しくは軍属機関のための土地調達の結果として、又は軍隊若しくは軍属機関により、若しくはそれらのために行われた建設作業の結果として、交通用、電気通信用、電気・ガス・水の供給用または下水処理用の施設及び設備が、もはや公共の利用に供することができず、又はそれらの使用がもはや得策ではないことが明らかに判断され得るという理由で、施設または設備を移設し又は取り替える必要があるときは、派遣国はこれから生ずる支出を従来の基準を超えない範囲で負担する。

- 7(a) 軍隊が使用する軍用又はその他の航空機が、軍隊の専属的使用に供されているのではない民間飛行場を含む民間空港に常時配備されるときは、共同使用される施設及び設備について、ドイツの規則で有効とされる料金と異なる代償を取り極めることができる。この代償は、取極に従い役務又は物品の提供によって行うことができる。
- (b) 軍隊が使用する軍用又はその他の航空機が緊急着陸する場合は、料金を免除する。

#### 第64条

行政業務及び行政援助は、ドイツの警察及び公衆衛生の各業務、消防業務、気象、地形測量及び地図作成の各業務その他の公共業務及び公共施設を含めて、これらの業務及び施設を連邦領域内の他の者に無料で提供するのと同じ範囲で軍隊構成員若しくは軍属及びそれらの家族にも無料で提供される。公道、幹線道路、橋梁及び可航水路についても同様とする。

#### 第65条

- 1(a) NATO 軍地位協定第11条第4項に掲げる関税優遇措置は輸入の際に、軍隊又は軍属機関の所有に属する物品だけでなく、軍

隊又は軍属機関が連邦共和国にもまたベルリン（西）にも住所を有しない者と直接に結んだ契約の履行として軍隊又は軍属機関に引き渡される物品についても適用される。この優遇措置は、当該物品の輸送が軍隊若しくは軍属機関自らの輸送手段によるか、又は商業的輸送によるかに関わりなく適用される。

- (b) 関税免除地域内又は保税管理の下にある物品で、軍隊又は軍属機関の公的調達機関が連邦共和国又はベルリン（西）に住所を有する者との間で結んだ契約の履行として軍隊又は軍属機関に引き渡されるものについては、支払いが派遣国の通貨で行われる限り、関税及び消費税(上高均等税を含む。)を課さないものとする。この条件は、軍隊又は軍属機関が、合意された両替所を通じて連邦共和国内で派遣国の通貨との交換により取得したドイツマルクで、又は関係政府間の特別協定によってこの目的のために使用できるドイツマルクで支払いを行う場合にも、充足されたものとみなす。

- 2 本条第1項に掲げる優遇措置は、軍隊又は軍属機関がその構成員又はそれらの家族の個人的な使用用または消費用に売却する目的で輸入し、又は取得した物品についても適用する。当該物品の売却は、軍隊若しくは軍属機関の指定機関又は軍隊若しくは軍属機関のための役務機関であってその名が連邦政府に通告されているもののみを通じて行う。ただし、軍隊の当局とドイツの当局との間に別段の合意がある特定の場合を除く。

- 3 軍隊又は軍属機関は、ドイツの当局との間の細目取極に従って、連邦領域内で、軍隊の構成員でも軍属でもそれらの家族でもない者に物品を売却すること許される。これらの物品を購入した者は、ドイツの関税立法に従って物品購入に伴って生ずる義務の履行につい

て責任を負う。軍隊又は軍属機関は、当該購入者がドイツの関税管理上必要とされるすべての事項を処理したことを証明する書類を提示したときにのみ、物品の搬出を許可する。

4 軍隊及びドイツの権限ある当局は、軍隊及び軍属機関の輸入品及び輸出品の通関に関する事務がドイツの関税当局において円滑かつ迅速に行われるよう、あらゆる適切な措置を執るものとする。

5 軍隊又は軍属機関の輸入品及び輸出品に関するドイツの当局による税関規制は、次の原則に従って行う。

(a) NATO 軍地位協定第11条第3項及び本項(b)号から(d)号までの規定を留保して、軍隊及び軍属機関の運送物に関しては包装物個々の番号、型式及び重量についてドイツの税関当局による検査をうけるものとする。

(b)(i) ドイツの関税当局は、運送物の内容についても検査することができる。軍隊又は派遣国の軍当局の公務用封印を付されている包装物については、疑義がある場合にのみこの検査を行うことができるものとする。その他の運送品については抜き取り検査によっても検査を行うことができる。本号第2文に定める方法で封印された車両荷物庫及び密封された貨物は、検査のために指定された軍隊又は軍属の代表者が立ち会う時にのみ検査される。ただし、個々の事例によっては軍隊又は軍属機関がその立会いを不必要とする場合を除く。

(ii) 検査の範囲及びその実施方法は、軍隊の当局とドイツの税関当局との間で締結する特別の取極で定める。この取極においては、運送物の多様な種類、運送方法、軍隊の特別な作業方法その他すべての関連事項が考慮されなくてはならない。軍

隊又は軍属機関は、検査が国境においてではなく運送物の目的地又はその近辺において実施されるよう要請することができる。その場合、ドイツの関税当局は、運送物が検査地まで損なわれない状態で到着することを確保するために必要な措置を執る権限を有する。

(c) 軍隊の当局が発給する証明書によれば、安全保障上の理由から特別の保護規則の適用を受ける軍事装備品がその内容であるとされる運送物については、ドイツの税関当局の要請に従って行われる検査は、その目的のために特別に指定された軍隊の代表者のみによって実施される。検査の結果はドイツの権限ある当局に通知される。

(d) 本項(a)号から(c)号までの規定は、軍用飛行場を経由して輸出入される軍隊の運送品にも、原則的に適用される。ただし、その際ドイツの税関当局は、当該飛行場について管轄権を有する軍隊当局との間に取極が締結された後においては随時の検査にとどめるものとする。軍隊の当局は、これらの全運送物について定期的税関規を行う。安全保障上の理由から特別の保護規定が適用される軍事装備を有する航空機の内部における税関規制は、特別に指定された軍隊の代表者のみが行うものとする。

6 軍隊又は軍属機関が連邦領域内で取得した物品の輸出については、NATO 軍地位協定第11条第4項に従って発給される証明書を税関事務所に提出するものとする。ただし、同条第10項の範囲内でこの証明書が不要とされる場合を除く。

#### 第66条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、身の回り品、家具及び自家用車両のほか、個人用の又は家庭用の、使用又は消費に

- 向けられるその他の物品をも、関税その他の輸入税を負担することなく輸入することができる。この優遇措置は、それらの者の所有する物品だけでなく、それらの者に贈与される物品、又は連邦共和国にもベルリン（西）にも居住していない者と直接結んだ契約の履行として引き渡される物品についても適用する。
- 2 ドイツの権限ある当局によって、とりわけ関税違反の対象となると指定される一定の物品については、本条第1項に掲げる優遇措置は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が当該物品を携帯手荷物として持ち込んだ限り、またドイツの権限ある当局と軍隊の当局との間で合意された数量の限りで適用される。
- 3 疑義がある場合、ドイツの税官吏は、輸入される物品がその物品輸入者の個人用又は家庭用の使用又は消費に向けられたものであることを証明する書類の提示を要求する権利を有する。ただし、この規定は、本条第2項に従って輸入が制限されている物品には適用しない。当該証明書は、軍隊の当局がこの目的のために特に任命する一定数の官吏であって、その氏名及び署名見本がドイツの当局に通知済みの者のみによって発給される。
- 4 関税なしで輸入された物品又は免税措置により取得された物品は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間で売買することが認められる。その他の者への売却は、ドイツの当局が一般的に許可されている者でない限り、ドイツの当局に通知し、かつその許可を受けた後のみ許される。
- 5(a) 物品が軍隊の郵便業務又は運送業務を通じて軍隊の構成員および軍属またはそれらの家族によって発送され、若しくはそれらの者によって受領される場合、その物品に対する税関規制は、ドイツの税関当局と軍

隊の権限ある当局との間の合意により指定される場所において、ドイツの税関当局が行う。税関検査は、軍隊当局の代理者による立ち会いの下に行う。

- (b) 本協定第69条に含まれる為替管理に関する規定の適用上、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が発送し又は受取人になっている書簡及び郵便小包の検査を軍隊の郵便局において行う必要があるときは、その書簡及び小包の開封に当たっては、発送人若しくは受取人又はいずれか一方により授権された代理人が立ち会わなければならない。これらの検査の範囲および実施方法は、軍隊の当局とドイツの当局との間で取り極める。
- 6 軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族は、連邦共和国内に自ら持ち込んだ物品を、輸出税を支払うことなく再び持ち出すことができる。これらの者はまた、所有する物品であって商取引を目的としないものを、自らの経済状況に対応する数量だけ、経済的理由による輸出禁止其の他の制限に服することなくまた輸出税を支払うことなく、持ち出すことができる。疑義がある場合、ドイツの税関当局は、これらの条件が満たされていることを証明する書類の提出を要求する権利を有する。この証明書は本条第3項第3文の基準に従って発給される。
- 7 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する税関規制が軍隊の国境連絡官の駐在する税関事務所で行われる場合、ドイツの税関吏は、関税法規違反が発見されたとき、又は税関検査に関して困難が生じたときには、当該連絡官を参加させる。

#### 第67条

- 1 軍隊は、もっぱら任務上の活動範囲に属する事項及びその活動に充てられる財産につい

ては納税義務を負わない。ただし、軍隊がドイツにおける商業取引に参加することにより生ずる租税、又はその目的に充てられる財産に関する租税に関しては、この規定は適用しない。軍隊がその構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して行う給付又は役務供与は、ドイツにおける商業取引への参加とはみなさない。

2 軍隊若しくは軍属機関が輸入若しくは輸出する物品又は関税免除地域内若しくは保税管理下で取得された物品に対する関税及び他の輸出入税の免除は、NATO 軍地位協定第11条及び本協定第65条に従って決定される。

3 (a)(i) 軍隊又は軍属機関の公的調達機関が発注し、軍隊、軍属機関及びそれらの構成員又はそれらの家族による使用若しくは消費用に指定された物資及びその他の役務であって軍隊又は軍属機関に対して提供されるものに関しては、本号(ii)及び(iv)に定める租税優遇措置が与えられる。価格の計算に際しては、この租税優遇措置を考慮するものとする。(1993年改正)  
(ii) 軍隊又は軍属機関に対する物品の提供及びその他の役務については、取引高税を免除する。この免税は、建造物のある土地及び建造物のない土地の供給並びに建物の建造については、その取引が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の私的 necessary のために行われる場合には適用しない。(1993年改正)  
(iii) 削除。(1993年改正)  
(iv) 関税法上の税が免除される取引を通じて軍隊又は軍属機関に供給される物品については、関税法及び消費税法上輸出に関して定める租税優遇措置を与える。(1993年改正)

(b) 本項(a)号は、ドイツの当局が軍隊又は軍属機関のために行う調達又は建設について

も適用する。

(c) 本項(a)号及び(b)号の租税優遇措置を与えるためには、その措置の許与に関する諸要件が具備されていることを、ドイツの権限ある当局に証明することを条件とする。この証明の方法は、ドイツの当局と関係派遣国との間の取極によって定める。

4 NATO 軍地位協定第11条第11項に定める燃料、油及び潤滑油に関する特別取極は、本協定第65条第1項(b)号及び本条第3項の規定と調和するように作成するものとする。

#### 第68条

1 軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、連邦共和国との国際協定に基づいてそれらの者が享有するいかなる租税上の優遇措置からも除外されないものとする。  
2 国内保険業者又は外国保険業者の国内代理人として認可された者に保険料が支払われる場合、保険税が課せられる。ただし、保険料が直接に外国保険業者に支払われる場合には、課せられない。軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の自家用自動車のための保険に関しては、個別の事例によっては外国保険業者に直接支払うことができる保険料が当該保険業者の国内代理人に例外的に支払われる場合も、保険税支払いの義務はない。  
3 NATO 軍地位協定第10条第1項の規定にいう住所が連邦領域にないという事実は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を取引高税法上、外国人購入者とみなすべきことを意味しない。  
4 家族は、NATO 軍地位協定第10条の適用上、軍隊の構成員又は軍属と同様に取り扱われる。

#### 第69条

1 軍隊若しくは軍属機関、それらの構成員又

- はそれらの家族が、NATO 軍地位協定第14条にいう規則に従い連邦共和国通貨及び同通貨単位表示の支払指図書を振り込み、持ち出し、及び所有する権利は、本条第2項、第3項及び第4項の規定の影響を受けないものとする。
- 2 軍隊又は軍属機関の当局は、連邦共和国通貨以外の通貨、同通貨単位表示の支払指図書及び派遣国通貨単位表示の軍票を振込み、持ち出し及び所有する権利を有する。
- 3 軍隊又は軍属機関の当局は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対し、次のものを配布することができる。
- (a) 以下の国の通貨及び同通貨単位表示の支払指図書
- (i) 連邦共和国
- (ii) 派遣国
- (iii) その他の国。ただし、休暇旅行を含め、許可された旅行に必要な程度とする。
- (b) 派遣国通貨単位表示の軍票
- ただし、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して派遣国通貨によって支払われるという制度が連邦共和国の協力の下に採用されている場合にのみ認められる。
- 4 軍隊の当局によって定められ、かつ連邦共和国の当局に通告される規制基準に従うことを唯一の条件として、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、個人として次のことを行うことができる。
- (a) 派遣国の通貨、同通貨単位表示の支払指図書及びいずれかの派遣国の通貨を単位表示とする軍票を持ち込むこと。
- (b)(i) 連邦共和国通貨以外の通貨および同通貨単位表示の支払指図書を連邦領域外に持ち出すこと。ただし、当該軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がその通貨若しくは支払指図書を連邦領域内に

持込み、又は軍隊の当局若しくは同当局によって授権された代理人からその通貨若しくは支払指図書を受領した場合に限る。

(ii) 当該軍隊構成員若しくは軍属又はそれらの家族によって振り出された派遣国金融機関又は公的金庫発行の小切手を連邦領域外に持ち出すこと。

(iii) 派遣国通貨単位表示の軍票を連邦領域外に持ち出すこと。

- 5 軍隊の当局は連邦共和国の当局と協力し、本条第2項、第3項及び第4項の下に与えられる権利の乱用を防止し、かつ本条第2項、第3項及び第4項の規定を考慮すればその権利が軍隊若しくは軍属機関、それらの構成員及び家族に適用される範囲で連邦共和国の外国為替規則の制度を保護するために、適切な措置を執るものとする。

#### 第70条

軍隊及び軍属機関は、締結されるべき特別協定に従って、派遣国の通貨単位で取得しドイツ連邦銀行の当座勘定として保有するドイツマルク単位の預金について、利息の支払を受ける。

#### 第71条

- 1 署名議定書中の本条に関する条項第2項に掲げるドイツ以外の国の非商業的性格を有する組織は、軍隊の構成一部分とみなされ、かつそのように取り扱われる。
- 2(a) 署名議定書の「本条について」の第3項に掲げるドイツ以外に国の非商業的性格を有する組織は、NATO 軍地位協定及び本協定により軍隊に与えられる優遇措置及び免除を、同条項第3項に定める任務を遂行するために必要な範囲内で享受する。ただし、これらの組織のための輸入、組織への供給又はその他の役務の提供について優遇

措置及び免除が与えられるのは、軍隊若しくは軍属機関の当局又はこれらの当局により指定された官庁の調達部局によって仲介される場合に限る。

- (b) 本項(a)号に掲げる組織は、NATO 軍地位協定及び本協定に基づいて軍隊又は軍属機関の当局が有する権限を有しない。
- 3 署名議定書の本条に関する条項の第 2 項及び第 3 項に掲げる組織は、非商業的性格を有する組織として行う活動に関しては、通常、取引及び営業活動に関するドイツ法令の適用を免除される。ただし、安全保障措置に関する規定は、本協定第 5 3 条に従うことを留保条件にして適用される。
- 4 ドイツ以外の国のその他の非商業的性格を有する組織は、行政協定を結ぶことにより、次の各場合においてその都度、署名議定書の本条に関する条項第 2 項又は第 3 項に列挙する組織と同一の取扱いを受けることができる。
- (a) 軍隊の軍事的必要を充足するために必要であるとき、及び、
- (b) 軍隊の一般的指令に従い、かつ軍隊の監督に服するとき
- 5 (a) 本条第 6 項を留保して、署名議定書の本条に関する条項第 2 項又は第 3 項に掲げる組織のためにもっぱら勤務する被雇用者は、軍属とみなされ、かつそのように取り扱われる。当該被雇用者は、同組織がその者に支払う俸給および手当てについては、その俸給及び手当てが次のいずれかであるときは、連邦領域において租税の免除を受ける。
- (i) 派遣国において課税の対象になる場合、又は、
- (ii) 租税支払義務が生じないとの前提の下に算定がなされる場合
- (b) 本項(a)号の規定は、本条第 4 項に従って、

署名議定書の本条に関する条項第 2 項又は第 3 項に列挙する組織と同一の取扱いを受けられる組織の被雇用者に対しても適用する。

- 6 第 5 項の規定は、次の者には適用しない。
- (a) 無国籍者
- (b) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
- (c) ドイツ人
- (d) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者

## 第72条

- 1 署名議定書の本条に関する条項第 1 項に掲げるドイツ以外の国の商業的性格を有する企業は、次の事項に関して優遇措置を享受する。
- (a) その任務の遂行上必要な範囲内で、NATO 軍地位協定及び本協定により軍隊に与えられる関税、租税、輸入及び再輸出に対する制限並びに外国為替管理を免除されること
- (b) 取引及び営業活動に関するドイツ法令の適用からの免除
- (c) 行政協定により必要な場合に定められるその他の優遇措置
- 2 第 1 項の規定は次の場合にのみ適用する。
- (a) 当該企業がもっぱら軍隊、軍属機関、それらの構成員及び家族のために活動し、かつ、
- (b) 当該企業の活動が、ドイツの企業によるのでは軍隊の軍事的必要を妨げることになるために実施することができない商取引に限定される場合
- 3 当該企業の活動が本条第 2 項の定める条件に適合しない業務を含むときは、第 1 項に規定する免除および優遇措置は、もっぱら軍隊のために行われる企業活動とその他の活動とが法律上または行政上明確に区別されるという条件の下にのみ与えられる。
- 4 ドイツ以外の国のその他の商業的性格を有する企業については、ドイツの当局との合意

がある場合であってかつ本条第 2 項及び第 3 項に定める条件の下で、第 1 項に掲げる免除及び優遇措置の全部又は一部を与えられる。

- 5 (a) 本条に従って免除及び優遇措置を享受する企業の被雇用者は、それらの者がもっぱら当該企業のために活動する場合は、軍属に与えられると同一の免除および優遇措置を与えられる。ただし、派遣国がその免除及び優遇措置に制限を加える場合を除く。
- (b) (a)号の規定は、次の者には適用しない。
- (i) 無国籍者
  - (ii) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
  - (iii) ドイツ人
  - (iv) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者
- 6 軍隊の当局が、本条に従ってこれらの企業又はその被雇用者に対して与えられていた免除及び優遇措置の全部又は一部を取り消すときは、同当局はドイツの当局にその旨を通知する。

### 第73条

技術上の専門家であって、その業務が軍隊によって必要とされ連邦領域において技術的顧問として又は装備物の取り付け、運用若しくは維持の目的でもっぱら軍隊のために従事する者は、軍属の構成員とみなされ、かつそのように取り扱われる。ただし、この規定は次の者には適用しない。

- (a) 無国籍者
- (b) 北大西洋条約の当事国でない国の国籍民
- (c) ドイツ人
- (d) 連邦領域内に住所又は常居所を有する者

### 第74条

- 1 NATO 軍地位協定第12条及び第13条は、本協定中の関税及び租税の分野に関する諸規

定についても等しく適用する。

- 2 軍隊及び軍属機関の当局は、関税及び租税の分野における優遇措置及び免除の認容の結果として生ずる恐れのある乱用を防止するために、すべての適切な措置を執るものとする。同当局は、関税及び租税に関する違反行為の防止についてドイツの当局と緊密に協力する。
- 3 本条第 1 項及び第 2 項の適用の細目は、NATO 軍地位協定第12条第 1 項に従って遵守すべき条件を含めてドイツの当局との間の行政協定で定める。それらの行政協定は、特に次の事項を考慮に入れるものとする。
- (a) 軍隊及び軍属機関の当局は、ドイツの当局との合意の下に、一定の物品が適正な量でのみ軍隊の構成員及び軍属又は家族の使用に供されることを保証する。
- (b) 軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局との間の協力は、軍隊内の販売施設並びに軍隊に奉仕する組織及び企業に関連する情報の交換を含み、さらに必要な限度での、これらの機関に対する検査をも含むものとする。
- 4 軍隊又は軍属機関の当局は、ドイツの当局の要請があったときには、連邦領域内で納税義務のある個人又は企業の納税額を決定するために必要な、期待し得るいかなる情報をも、ドイツの当局に提供するものとする。ただし、軍事上の必要上排除されるべき範囲に属する情報は除く。ドイツの当局は、課税評価に必要な情報が他の手段では得られないとき、例えば、租税優遇措置が執られた物品及び役務の調達に関して官庁発行の証明書（清算証明書）がドイツの財政当局に提出されている場合にはその証明書から必要な情報が得られないとき、又はドイツの他の当局が財政当局に提供した資料から得られないときには、軍隊又は軍属機関の当局に対してそれらの情報の

提供を要求する。ドイツの当局は、権限のない第三者に情報が漏洩することを防止する。

#### 第75条

- 1 (a) 起訴された者がドイツ人である場合を除き、本協定第19条並びに NATO 軍地位協定第7条第1項、第2項及び第3項のいずれの規定も、本協定の効力発生前に軍隊の構成員が行ったと疑われる犯罪行為について、次の場合には適用しない。
  - (i) 当該犯罪行為に関する訴訟手続が、裁判管轄権を行使する軍隊の当局により本協定効力発生の日の前に開始され、又は終了した場合、又は、
  - (ii) 当該犯罪行為の起訴が、関係派遣国の法令に規定されている所定の期間の経過により、本協定効力発生の日の前に時効となった場合
- (b) 訴訟手続が本協定の効力発生の日に係属中であるときは軍隊条約が引き続き有効なものとなされ、当該訴訟の終了まで、軍隊の構成員が行った犯罪行為に対する裁判管轄権の行使に関する同条約の規定を適用する。ただし、係属中のこの種の事件は、前記の日から10日以内にドイツの当局に通告されるものとする。
- 2 本協定の効力発生の日よりも前になされた犯罪行為について量刑の決定に際して、ドイツの裁判所又は当局は、被告人が犯罪行為の実行の時点において服していた派遣国の法令がドイツの法令に定める刑よりも軽い刑を規定している場合には適切な考慮を払う。

第76条削除。(1993年改正)

第77条削除。(1993年改正)

#### 第78条

- 1 安全保障上の理由による解雇の当否については、軍隊条約第44条第8項に基づき設置される混合委員会が、同規定に基づいて行われる要請であってこの協定の効力発生前に同委員会が受理したものの限りで、引き続き決定する権限を有するものとする。
- 2 混合委員会の決定は、本協定の効力発生後も引き続きドイツの労働裁判所に対して拘束力を有するものとする。

第79条削除 (1993年改正)

#### 第80条

NATO 軍地位協定第15条の規定は、同条に定める NATO 軍地位協定上の他条項再検討に関する原則が、本協定により補足された同条項に及ぶと理解される限りにおいて、本協定に適用される。

#### 第80A条

- 1 本協定の解釈または適用について意見の違いが生じ、かつ、個別の手続が定められていないときは、直接の当事国は、最も下位の適切な機関間段階での協議によって意見の違いを解決するよう努力する。その段階で解決することができない意見の違いは、より上位の権限ある軍当局または文民当局に付託することができる。
- 2 (a) 意見の違いを第1項に従って15日以内に解決できないときは、いずれの直接関係当事国も、直接関係を有する諸当事国に対して可能な解決法を勧告するために協議委員会を設置するよう要求することができる。要求の日から10日を超えない期間内で協議委員会を設置し、同委員会は最初の会合を開くものとする。協議委員会は、最初の会合の日から60日以内に最終勧告を行う。
- (b) 協議委員会は、直接関係当事国を代表す



る妥当な人数の委員で構成されるものとする。連邦共和国が、意見の違いを生じている当事国である場合、連邦共和国は、意見の違いがあるすべての当事国が任命する委員を合計した数と同数の委員を任命する権利を有する。協議委員会は、委員会に助言する外部の調停者を招聘することができる。協議委員会はまた、委員会のいずれかの委員の要求に基づき、適切な個人の専門的意見又は北大西洋条約機構、西欧同盟、経済協力開発機構などの組織の専門的意見を求めることができる。その意見の伝達及び保管については秘密が守られる。

- 3 協議委員会は、最初の職務行為として、適切な場合には、意見の違いが解決されるまでの間暫定措置を執るよう当事国に勧告する。この暫定措置は、当事国のそれぞれの立場又は意見の違いの最終的な解決には影響を与えない。協議委員会が所定の期間内に暫定措置について合意できないときは、暫定措置の問題は、解決のため適切な経路に、必要な場合は大臣間の水準に委ねるものとする。
- 4 協議委員会が勧告する最終的解決法は、直接関係する当事国のうちの1又はそれ以上の国が15日以内に異議を申し立てない限り、直接関係する当事国によって実行されるべきものとする。異議の申し立てがあるとき、又は協議委員会が所定の期間内に最終的勧告について合意できないときは、その問題は迅速な解決のために外交経路に委ねられる。
- 5 意見の違いが最終的に解決されるまでの間、いずれの当事国も、直接関係する他の当事国の重大な利益、特に駐留受入国が主張する利益を害するような措置を執らないものとする。(1993年改正)

#### 第81条

いずれの駐留国も、他の締約国と協議した後、

文書で通告してから2年後に本協定から脱退することができる。連邦共和国は、他の締約国と協議した後、1又はそれ以上の締約国に対して文書で通告してから2年後に本協定を終了させることができる。(1993年改正)

#### 第82条

- (a) 1954年10月23日のドイツ連邦共和国における外国軍隊の駐留に関する条約が同条約第3条第2項の規定に従って再検討される場合、本協定も再検討される。
- (b) 本協定の効力発生後3年の期間が経過した後に締約国のうちの1国から要請がある場合、本協定は再検討されるものとする。
- (c)(i) NATO 軍地位協定の条項が同協定第17条に従って再検討される場合、その条項と直接関連する本協定の1又はそれ以上の条項も再検討される。
- (ii) 締約国のうちの1国にとって、本協定の1若しくはそれ以上の条項の継続的適用が、同国の立場からすると特に負担となり、又はそのような適用が同国については合理的に見て期待されないと判断される場合には、当事国の要請により随時、その条項は再検討される。この場合において、要請提出後3ヶ月の期間内に交渉が開始される。交渉開始後3か月間の交渉によっても一致が得られない場合、いずれの本協定締約国も北大西洋条約機構の事務総長に対して、1956年12月13日の北大西洋理事会決議に基づいて仲介を行い、及び同決議に掲げる手続のうちの一つを開始するよう、要請することができる。締約国は、この手続から引き出された勧告に最大限の注意を払うものとする。
- (iii) 純粋に技術的又は行政的な性質を有するまたはそれ以上の条項に関しては、締

約国の1国の要請があるときは随時、再検討される。

### 第83条

- 1 本協定は批准又は承認を要する。署名国は、批准書又は承認書をアメリカ合衆国政府に寄託する。同国政府は、各署名国に対して文書の寄託日を通告する。
- 2 本協定は、連邦共和国が1955年10月5日付けの北大西洋理事会の決議に定める条件に従ってNATO軍地位協定への加入書をアメリカ合衆国政府に寄託した日から30日後に効力を発生する。
- 3 本協定は、アメリカ合衆国政府の公文書館に寄託される。同国政府は、本協定の認証謄本を各署名国に送付する。

---

なお、1993年改正に関しては次のような批准、

寄託に関する規定が置かれている。

- 1 本協定は批准又は承認を要する。署名国は、批准又は承認の文書をアメリカ合衆国政府に寄託する。同国政府は、各署名国に対して文書の寄託日を通告する。
- 2 本協定は、最後の批准書又は承認文書が寄託されてから30日後に効力を発生する。
- 3 本協定は、アメリカ合衆国政府の公文書館に寄託される。同国政府は本協定の認証謄本を各署名国に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は正当に委任を受け、この協定に署名した。

1993年3月18日にボンにおいて、等しく正文であるドイツ語、英語、フランス語による各一通を作成した。

(ほんま ひろし・法政大学教授)

(本稿は、調査及び立法考査局の委託によるものである。)

# ボン補足協定の署名議定書

## Protocol of Signature to the Supplementary Agreement

本間 浩訳

ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（以下、補足協定という。）の署名に際し、

同補足協定に署名したベルギー王国、ドイツ連邦共和国、カナダ、フランス共和国、オランダ王国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、並びにアメリカ合衆国の代表は、

以下の議事録及び宣言が合意されたことを確認する。

### 第1部

#### NATO軍地位協定に関する合意議事録及び宣言

##### 第1条第1項(a)号について

- 「軍隊」という概念定義に関し、連邦共和国は、1954年10月23日のドイツ連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約第1条第3項に従って一時的に連邦共和国内に滞在する派遣国の軍隊についても、NATO軍地位協定及び補足協定が適用されるものとみなす。
- 連邦共和国内における派遣国の大使館付き駐在武官、駐在武官の部局付き構成員及びその他の要員であって、連邦共和国内で外交官の地位又はその他の特別な地位を有する者は、NATO軍地位協定および補足協定の規定に定める意味での「軍隊」を構成する者又はそれに所属する者とはみなされない。
- 軍事上の必要性がある場合を除き、派遣国の政府は専らドイツ人である者を、軍隊の構成員として連邦共和国の領域内に駐留させることのないよう、あらゆる努力を行う。

4(a) 予算上独立している下記の組織および活動は、アメリカ合衆国軍隊の構成部分とする。

- 欧州酒保組織(EES)
- 在欧空軍酒保(AFEX)
- 在欧米陸軍(USAREUR)第6種局
- 在欧米空軍(USAFE)第6種局
- 欧州映画部
- 在欧米空軍映画部
- 在欧米陸軍特別奉仕事業基金
- 在欧米陸軍特別奉仕事業償還基金
- 米軍放送網
- 家族教育機関(家族のための学校を含む)
- 軍隊レクリエーションセンター基金
- 在欧アメリカ銃砲クラブ協会
- 『星条旗』紙
- その他、予算上独立した基金を有する組織（特別に許可されたクラブ及び食堂を含む）

(b) (a)号(xiv)にいう組織は、合意された手続きに従って、指定された軍隊の調達部門を通じて行う。その際の調達は税を免除されるものとする。

(c) 本項(a)号に掲げる組織および特別基金の一覧表は、組織変更の必要に応じて修正する。

5 ベルリンに駐留する派遣国の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、休暇で連邦領域内に滞在中の場合は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族とみなされ、かつ取り扱われる。

### 第5条第1項第2文について

- 1 派遣国の当局は、軍隊の構成員に対し、派遣国の法規に従って文民の服装の着用を許可することができる。
- 2 第1項の規定は、個々の軍待命者が軍隊に編成される場合のフランス軍分遣隊にも、フランスの規則がこれらの兵員に文民の服装で国境を越えることを認める限りにおいて、同様に適用する。なお、上記軍待命者には、連邦共和国内の、自己が所属すべき部隊に赴く新兵又は帰国途中の除隊兵も含まれる。

### 第7条について

- 1 連邦共和国は、行政刑罰手続により処理すべき行為及び秩序違反として単なる罰金の対象となる行為を、第7条及び同条に直接関連する補足協定の規定の定める意味において受入国の法令によって罰すべき行為とみなす。
- 2 (a) 連邦共和国は、7条第1項(b)を考慮して、軍隊の構成員及び軍属又はそれらの家族の引渡しの請求について決定する権限を有しない。  
(b) 派遣国は、軍隊の構成員として又は家族として連邦領域内に滞在するドイツ人の引渡しの要求に応じないものとする。

### 第9条第6項について

連邦共和国は、家族の交通の便宜及び運賃上の優遇措置に関する申請を好意的に検討する用意があるものとする。その検討は、現行運賃の範囲内で、かつそれと比較し得る事情の下でのみ行う。

### 第19条について

連邦共和国政府は、軍隊の法的地位について規定のないままであることが望ましくないことを認める。従って、同政府は、第19条に基づいて同政府が有する廃棄通告の権利を行使するの

は、緊急の理由による場合に、かつ派遣国との協議の上でのみとする。連邦共和国政府は、廃棄通告が行われた場合は、直ちに派遣国政府と適当な代替取極を定めるための交渉に入る用意があるものとする。そのような取極が定められるまで、連邦政府は、基本的な駐留条件の安定性を侵害しない地位を与えなければならない。

## 第2部

### 補足協定に関する合意議事録および宣言

#### 第1条について

1956年10月27日のザール問題処理に関するドイツ連邦共和国とフランス共和国との間の条約第1条第2項及び第3条に規定する経過期間が終了する以前に本補足協定が効力を発生したときは、本補足協定の規定は、それが前記の条約第2章によってドイツに管轄権が認められていない事項に関するものである限り、その経過期間が終了するまでの間、ザールラントには適用しない。

#### 第2条について

軍隊の当局は、第2条第2項(a)号の規定の意味における近親者が連邦領域内に入ることをできるだけ制限する。

#### 第4条について

第4条を適用する場合、ドイツの当局は、権利を行使し、かつそれに関連する義務を履行する派遣国の当局とのみ交渉を行う。

#### 第5条について

第5条第1項(a)号の規定は、連邦領域への入国又は連邦領域からの出国には適用しない。

#### 第7条について

軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族

として連邦領域内で過した期間は、兵役義務に関するドイツの法規の適用上考慮されないものとする。

#### 第8条について

- 1 退去強制は、ドイツの外国人警察法規の規定に従ってのみ行うことができる。
- 2 現行のドイツ外国人警察令（1938年8月22日に制定）中、現状に適合しなくなった規定については、以下の範囲で補足訂正される。
  - (a) 警察令の規定中、次の語は以下の要領で置き換えられる。
    - (i) 「帝国領域」の代わりに「連邦領域」
    - (ii) 「帝国」の代わりに「連邦」
    - (iii) 「帝国国境」の代わりに「連邦国境」
    - (iv) 「郡警察行政」の代わりに、その任務を受け継いだ範囲での、州の法律により管轄権が与えられた「都市・郡行政」
    - (v) 「帝国マルク」の代わりに「ドイツマルク」
    - (vi) 「帝国内務大臣」の代わりに「連邦内務大臣」
  - (b) 第5節第1項(a)号に関し、
 

「民族共同体」という語は、管理理事会法第1号第2条の以下に掲げる規定に従って廃止された。

「いつ、どのようにして制定されたかを問わず、ドイツの法令は、裁判上又は行政上、正義に反し、かつ不平等を生じせしめるような形で適用されてはならない。その不正義または不平等とは、

    - a いかなる者であれ、国家社会主義ドイツ労働者党、その下部組織、その翼下結社又は監督下の組織とのつながりを理由に利益を享受すること
    - b いかなる者であれ、人種、国籍、若しくは信仰の理由によって、又は国家社会主義ドイツ労働者党もしくはその主義に

反対したことを理由として、不利益を被ることをいう。」

- (c) 第5節第1項(c)号に関し、

断種の実施に関する法的根拠（刑法第42a節第5号および第42k節）は、管理理事会法第11号第1条によって廃止された。さらに、断種は、連邦基本法第2条第2項第1文の次の規定からも許されない。

「各人は、生命及び身体不可侵の権利を有する。」

- (d) 第5節第1項(g)号に関し、

「人種的帰属」という語は、管理理事会法第1号第2条((b)号参照)の規定及び連邦基本法第3条第3項の以下の規定により廃止される。

「何人も、その性別、門地、人種、言語、出身地及び家系、信仰、宗教的又は政治的見解によって不利益を受け、または特権を享受してはならない。」

- (e) 第5節第1項(h)号に関し、

「ジプシー」という語は、管理理事会法第1号第2条((b)号参照)の規定及び連邦基本法第3条第3項((d)号参照)の規定により廃止された。

- (f) 第7節第1項(c)号に関し、

連邦基本法第16条第2項第2文〔訳者注記 1993年改正連邦基本法では第16a条第1項〕に従い、政治的に迫害される者は庇護権を有する。この権利は、外国人警察令第7節第1項の規定により影響を受けない。1951年7月28日の難民の法的地位に関する協定（連邦法律公報1953年第2部559ページ）にいう外国人難民についても同様とする。

- (g) 第7節第4項および第5項第2文に関し、

ドイツ国民および外国人の拘禁は、以下に掲げる連邦基本法第104条第2項及び第

4 項の規定に従ってのみ行うことができる。

「第 2 項 自由剥奪の許容及び継続については、裁判官のみが決定することができる。裁判官の命令に基づかない自由剥奪の場合には、遅滞なく裁判官の決定がなされなければならない。警察は、逮捕の翌日が終了した後は何人をも自己の権限で自己の下に留置することができない。この詳細は法律で定める。」

第 4 項 自由剥奪の命令または継続についての裁判官のいかなる決定も、遅滞なく留置された者の親族又は同人が信頼する者に対して通知されなければならない。」

- (h) 第 7 節第 5 項に関し、  
(f)号及び(g)号上の注解が同様に適用される。
- (i) 第 9 節第 2 項及び第 4 項に関し、  
強制退去の決定もまた、連邦基本法第 104 条第 2 項及び第 4 項 ((g)号参照) に従ってのみ許容される。
- (j) 第 11 節第 1 項最終文、第 2 項最終文、第 5 項及び第 6 項に関し、  
それらの規定は、以下に掲げる連邦基本法第 19 条第 4 項の規定により廃止され、もはや適用されない。

「何人も、公権力によって権利を侵害されたときは、裁判所への出訴の途が開かれる。他の機関の管轄が認められない限り、普通裁判所への提訴が認められる。」

州の行政裁判所法にも同様の規定がある。(例 かつてのイギリス占領地区の州について、イギリス地区行政裁判所の管轄権に関するイギリス軍政府の命令第 165 号イギリス地区命令集 1948 年、263 ページ)

- (k) 第 11 節第 4 項に関し、

第 11 節第 4 項は、連邦基本法第 19 条第 4 項 ((i)号参照) に従い、延期の効力の拒否に対して独自に行政裁判所に提訴することができるという限りにおいて、制限される。

- (l) 第 14 節に関し、  
第 14 節は期間の終了により効力を失った。
- (m) 第 15 節第 1 項に関し、  
以下のような連邦基本法第 116 条第 1 項の規定に留意しなければならない。

「この基本法の意味におけるドイツ人とは、法律に別段の定めのある場合を除き、ドイツの国籍を有する者、又はドイツ民族に属する難民もしくは被追放者又はその配偶者若しくは子孫として、1937 年 12 月 31 日現在のドイツ帝国領域内に受け入れられていた者をいう。」

- (n) 第 17 節第 2 項に関し、  
法規命令または一般行政規則を發布する権限の授権は、連邦基本法第 129 条第 3 項の規定により消滅した。

3 退去強制に関するドイツ法、特に外国人警察令第 5 節第 1 項の規定は、そこで挙げられる強制退去理由が NATO 軍地位協定および補足協定の規定に抵触しない場合にのみ適用される。

## 第 12 条について

第 12 条第 2 項の「正当防衛に関するドイツの法令」という概念は、ドイツ刑法第 53 条についての、次のようなドイツ側の解釈に従って理解されなければならない。

- (a) ドイツ刑法第 53 条は以下のように規定する。

「正当防衛としてなされた行為はこれを罰しない。正当防衛とは、現在の違法な攻撃に対して自己または他人を守るために必要な防衛行為をいう。」

狼狽、恐怖又は驚愕のために行為者が防衛の限界を越えてなした過剰防衛は、これ罰しない。」

- (b) 第53条の解釈について、法の適用において従来から確立した原則が成立しているが、それは概ね次のように要約できる。
- (i) 攻撃とは、他人の法益に向けられたすべての侵害行為をいう。
- (ii) どのような法益に対してその攻撃が向けられているかは問題ではない。攻撃の対象としては、身体又は生命だけでなく、法的に保護されたすべての利益が含まれる。例えば、自由、人倫、名誉、所有権、占有権、狩猟権などである。
- (iii) 防衛されるべき法益は、防衛する個人に帰属するものでなくてもよい。第三者に帰属するものであってもよい。その場合は、緊急救助と呼ぶ。
- (iv) 攻撃を受けた者がそれを甘受することを義務づけられていないすべての攻撃は違法である。従って、正当防衛は有責行為に対してのみ許されるのではなく、責任無能力者、精神病者、児童、又は避けることのできない錯誤による行為者に対するものも認められる。
- (v) 攻撃は、急迫しているか、現になされているか、又は継続してなされているかのいずれかの場合には現在の攻撃とみなされ、将来の、又はすでに終わった攻撃は現在の攻撃とはみなされない。ある攻撃が現在のものであるかどうかは、客観的な事実に基づいて決定され、防衛行為者の認識によって左右されない。
- (vi) 継続して侵害行為がなされる場合における現在の攻撃とは、対象となっている法益への侵害の危険が完全になくなった時点までの、又は逆に完全に損害が確定した時点までの間の攻撃をいう。従って、

例えば、窃盗犯が盗んだものを持ち、又は密猟者が密猟したものを持って逃亡している場合、その犯人にとって安全な保有の状態に達する以前における直接の追跡期間が正当防衛の許される期間となる。

- (vii) 正当防衛行為は、攻撃に対する防御にとって必要なものでなくてはならない。その必要性は客観的な基準に従い、状況に応じて吟味されなくてはならない。原則として、許容される防衛行為の基準は、攻撃の強さおよび執拗さ、並びに被攻撃者側に存する防御のための手段によって決定される。
- (viii) 攻撃によって危害を受ける側が自己の利益の犠牲を伴わずに攻撃から逃れることができる場合は、攻撃者の法益に対する侵害は、必要なものとはみなされない。
- (ix) 防衛権者の守るべき財と攻撃者の犠牲になるべき財との比較衡量、すなわち法益の均衡性は、原則として要件ではない。ただし、この原則にも限界がある。小さい価値のものを失う危険において窃盗犯を殺すことは必要な（やむをえない）防衛行為ということとはできない（この点については議論がある）。
- (x) 正当防衛行為が必要であるためには、攻撃から自己または第三者を守ることだけで足りる。第三者はいかなる者であってもよい。刑法第52条第2項にいう近親者である必要はない。
- (xi) 違法な攻撃を防ぐために必要な防衛は、その防衛行為が攻撃者に向けられる限りにおいて成立する。関係のない第三者の法益に対する行為は、正当防衛とは認められない。そのような行為は、場合によっては緊急避難として罰せられないこともある。

## 第18A条について

- 1 第18A条第1項が適用される事例においては、ドイツの法律又は連邦共和国が受諾した条約上の義務によって必要とされるときは、ドイツの当局は援助を与えるものとする。(1993年改正)
- 2 武力紛争の脅威が急迫している場合のような異常な状況下では、派遣国の当局及びドイツの権限ある当局は、そうした状況に適應した取極を結ぶことができる。(1993年改正)

## 第19条について

- 1 第19条第1項に定める刑事裁判権行使について連邦共和国の第一次的権利を放棄するよう連邦共和国に求める要請は、放棄を援用することをすでに決定した派遣国により補足協定の効力発生とともになされるものとする。連邦共和国は、これらの派遣国に対し、補足協定の効力の発生とともにこの権利の放棄を許容する。補足協定の効力発生後に派遣国が放棄を援用することを決定する場合、その放棄の要請は、必要な経過措置に関して連邦政府の同意を得た場合にはじめて行うことができる。
- 2 (a) 第19条第3項の意味におけるドイツ司法行政上の利益により、ドイツの裁判権の行使が必要であるとして行うことができるのは、特に以下の場合においてである。
  - (i) 第1審で高等裁判所の管轄に属するか、又は連邦検事総長によって連邦高等裁判所に提訴されるような犯罪
  - (ii) 人の死を招来する犯罪、強盗又は強姦。ただし、それらの犯罪でも軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対するものは除く。
  - (iii) そのような犯罪の未遂又は共犯(1993年改正)
- (b) 所轄の当局は相互に(a)号に掲げる犯罪に

関して最初の取り調べから緊密に協力し、NATO軍地位協定第7条第6項に予定されている相互援助を行う。

## 第22条について

派遣国の当局が、逮捕した者を自国の拘禁施設または軍隊の許で拘禁下におく権利は妨げられない。第22条第3項第2文に従って課せられた義務の遂行を円滑に進めるため、派遣国の当局は被逮捕者を、刑事手続を執行するドイツ当局の所在地の可能な限り近辺に置くものとする。ただし、軍隊のその駐留区域の外部に当該被逮捕者を置く義務を生ずるものではない。

## 第26条第1項(b)号について

「軍事上の必要性」という語は、機動演習又は訓練の目的で一時的に連邦領域に滞在する者によってなされた犯罪行為の場合にも適用することができる。

## 第31条について

- 1 1954年3月1日のハーグ民事訴訟条約の効力発生までの期間においては、連邦共和国とフランス共和国との関係につき、1905年7月17日のハーグ民事訴訟条約の第17条から第24条までの規定は、本協定第31条の意味における協定とみなされる。
- 2 公務員の職務上の義務違反に対する責任に関して、連邦共和国とフランス共和国の間及び連邦共和国とベルギー王国との間においては、以下のことが妥当する。

ベルギー軍又はフランス軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して、ドイツ公務員が職務上義務違反により連邦共和国内で生じた損害に関する国(連邦若しくは州)又は公法上の団体の責任は、内国人に適用される規定により規制される。



## 第41条について

- 1 第41条は、契約又は契約類似の法律関係から生じた損害に関する請求権には適用できない。
- 2(a)(i) 軍隊は、公道に対する損害及び、連邦共和国に帰属する物件（ドイツ連邦鉄道またはドイツ連邦郵便局に帰属する物件を除く）に対して機動演習その他の訓練によって加えた損害について、第41条に従って補償を支払わなければならない場合において、補償支払いの代わりにその損害を自ら修復することができる。
- (ii) 軍隊が公道に対する損害を自ら修復しようとする場合には、ドイツの所轄当局と協議することを要し、その当局が適切な建設技術上又は交通警察上の理由で反対する場合には、自ら修復することを断念する。この場合および(i)に掲げる他の損害の場合において、それらの損害の修復問題について軍隊の当局とドイツの当局との間にあらかじめ一般的な諒解が成立しているときは、軍隊は個々の場合ごとにドイツの当局と協議する必要はない。
- (b) (a)号に掲げる場合以外において、損害を被害者との協議の下に自ら修復することは軍隊の自由である。
- (c) (a)号及び(b)号の場合において、被害者は、損害が完全又は適正に修復されていないと考えるときは、自らが有する損害賠償請求権を行使することができる。
- 3 第41条との関連で NATO 軍地位協定第8条に従って損害補償請求権を行使するためには、補償手続の迅速な処理を確保するよう適切な請求提起の期限を定めておく必要がある。連邦共和国は、この目的を達成するために適切な立法措置を執る。
- 4 第41条第3項(a)号にいう連邦共和国による

放棄は、引き受けた整備及び維持の義務不履行から生ずる損害に対しては適用されない。提供協定にそれらの損害の補償について規定がない場合は、その手続について行政諸協定で定める。

- 5 連邦が株式を保有している法人が所有する財産で、軍隊又は軍属機関が無償で排他的に使用することを認められたものについては、連邦共和国は派遣国に対し、それらの財産への損害に対する派遣国の責任を、第41条第3項(a)号に基づいて自らが所有する財産に対する補償を放棄した範囲で免除する。
- 6(a) 第41条第3項(a)号第3文及び第5項第2文に掲げる事例の場合、ドイツの権限ある当局と軍隊の当局との間に、その損害が故意または重大な過失によるものであるかどうかについて意見の食い違いが生じたときは、両当局は協議を行う。
- (b) 両当事国間の高官段階でのさらなる討議にもかかわらず、意見の食い違いが解消しないときは、NATO 軍地位協定第8条第2項(a)号に定める仲裁人が決定を下す。
- 7 軍隊に対し使用が認められた財産が州の所有するものであるときは(第41条第4項)、ドイツの当局と軍隊の当局は、共同で補足協定の効力発生時におけるその状態を確認する。同様の確認は、当該物件の返還時にも行われる。損害または損失があった場合は、その時点における物件の状態を基準にして補償がなされる。
- 8 アメリカ赤十字及びメリーランド大学は、第41条第7項の意味での軍隊の一部とはみなされず、損害の補償に関してはドイツの裁判権から免除されない。
- 9 第41条第13項にいう行政協定の中で、NATO 軍地位協定第8条の手続規定と異なる規定を設けることができる。

## 第46条について

- 1 ドイツの空域への進入及び使用並びに航空施設及び装置の利用に関するドイツの法規、並びに関連する法律、規則及び告示に含まれる現行の通知、承認及び調整の手続には、現行の航空交通法、その下の諸規則、それらに基づき発せられる民間用および軍用の管理規則及び手続、並びに中欧連合軍低空飛行手引書（AFCENT LOW FLYING HANDBOOK）又はそれを引き継ぐ出版物に公表される関連手続及びドイツ国内諸規則が含まれる。第46条の諸規定に加え、ドイツの空域における機動演習その他の訓練の実施に関して連邦共和国と1又はそれ以上の派遣国との間で締結した諸協定、又は将来締結する諸協定が、将来の修正をも含めて、改定又は終了するまで適用される。（1993年改正）
- 2 第46条第2項にいう権限ある機関には、中欧連合軍低空飛行作業部会（AFCENT Low Flying Working Group）又はそれを引き継ぐ機関を含む。（1993年改正）

## 第47条について

第47条第5項(g)号に定める行政協定中に次の文言を挿入する。

「ドイツの当局がドイツ予算法の規定を遵守することを可能にするために、補足協定第47条第5項(c)号にいう同意を内容とする文書において、必要な予算上の資金が準備されていることの証明が同時になされる。」

## 第48条について

- 1 (a) 第48条第1項(c)号第3文にもとづく措置の実施に際して収益契約、認容契約その他の類似契約が締結される場合、ドイツの当局は、軍隊又は軍属機関の当局との協議の上で支払われるべき代償の額に関する取極を結ぶ。ただし、第63条第5項(a)号に従い

連邦共和国がこの代償を負担する場合はこの限りではない。同様のことは、土地調達法に基づき不動産を収用する場合における占有指定補償又はその他の代償の額に関する合意についても妥当する。第63条はこれにより影響を受けない。

- (b) (a)号に定める手続は、軍事保護地帯法もしくは航空法の下で軍隊のために収益契約、認容契約その他の類似契約が締結される場合、又は軍事保護地帯補償額に関して取極が結ばれる場合にも準用される。
- 2 第48条第2項に関して、かつ同条第5項(a)号及び(b)号に掲げる取極を害しない範囲で、派遣国の当局は、連邦政府の要求があるときは、ドイツの非軍事部門の基本的な必要性、特に国土整備、都市計画、自然保護及び農業上又は経済上の利益を考慮するために、1955年5月5日正午の時点で軍隊又は軍属機関が占有する施設区域の返還又は交換について、個別の場合毎に交渉を行う。派遣国の当局は、その際、連邦政府の要求について誠意をもって考慮する。
- 3 第48条第2項及び第5項(c)号に関して以下の原則が適用される。軍隊又は軍属機関に使用が認められた施設区域に関して所有者その他の権利者との法律関係が終了した場合に生ずる問題を防ぐため、及び連邦共和国が第48条第2項第1文の義務を履行することを容易にするために、ドイツの当局と軍隊の当局は、たえず緊密な連絡を保つものとする。その際、当該不動産の需要が法律関係終了日以降も存続する場合には、軍隊の当局はできるだけ速やかにドイツの当局にその旨を通知する。軍隊の当局のそのような通知を可能にするために、ドイツの当局は必要な範囲で、所有者その他の権利者との法律関係が終了することおよびその時期についてできるだけ速やかに軍隊の当局に通知する。このことは、法律関係

が使用賃貸借又は用役賃貸借の契約満了以外  
の原因で終了する場合に特に適用する。

- 4 第48条第3項(a)号第1文に掲げる施設区域  
の使用に関する細目とは、特に提供期間、利  
用の方法、修理及び維持の責任、交通安全措  
置、並びに NATO 軍地位協定及び補足協定  
の範囲内で必要な財政的規則をいう。
- 5 (a) 第48条第3項(b)号に基づいて必要とされ  
る提供協定中においては、法的に連邦又は  
州の所有に帰属する不動産（ドイツ連邦鉄  
道及びドイツ連邦郵便の所有に帰属する不  
動産を除く）の設備に関する事項は、その  
移動が第50条に従いドイツの当局の同意ま  
たは同当局への事前の通告を要するような  
物品類に対してのみ及ぶ。関係軍隊の当局  
の要求に応じ、当該不動産の状態は一般的  
に「良好」、「普通」又は「不良」と認定さ  
れる。
- (b) その他の手続上および技術上の細目につ  
いては、必要な範囲で行政協定により規定  
する。
- 6 第48条第4項に定める修理及び維持の義務  
は、不可抗力により全部または大部分、破壊  
された建物には及ばない。
- 7 第48条第5項(a)号の適用に際して、連邦共  
和国が提供した代替不動産が軍隊又は軍属機  
関の需要を充足しているかどうかについての  
交渉が、ドイツの当局と軍隊の当局との間で  
行われる場合、交渉は必要な限り、それに関  
連して生ずる財政的問題をも対象とする。

#### 第50条について

- 1 第50条は、連邦が所有しない付属物、装備  
品及び備品類を、ある施設区域から他の施設  
区域に移動するにあたり、所有者の同意が不  
必要であると解釈してはならない。
- 2 工事関係書類が利用できなくなった場合、  
同種の建築物に適用される適宜の基準に従

い、軍隊又は軍属機関の当局とドイツの当局  
は共同して、どのような物品が第50条(a)号に  
該当するかを定める。

#### 第51条について

- 1 物品の返還のための連邦領域内への搬入が  
非経済的である場合、例えば輸送費がその物  
品の価格を超えるような場合には、ドイツの  
当局は、その物品を外国で売却することに同  
意する。
- 2 占領費、委託費又は駐留費の財源を用いて  
調達された動産の、派遣国軍隊の利用及び消  
費を目的とする連邦領域からベルリン（西）  
への移動は、第51条にいう連邦領域からの移  
転とはみなされない。ベルリン（西）に移転  
された動産には同条第1項及び第2項が適用  
される。それらの物を他の場所へ再移転する  
には、連邦領域内への返還のための搬入を除  
き、同条第3項および第4項が適用される。
- 3 1953年10月27日のザール問題の解決に関す  
るドイツ連邦共和国とフランス共和国との間  
の条約第1条第2項及び第3条に定める経過  
期間において存続する関税、租税及び外国為  
替法の領域におけるザールラントの特別地位  
とは無関係に、第51条の規定はザールラント  
に存する占領費、委託費及び駐留費の財源を  
用いて調達された動産について、並びにそれ  
らの物のザールラントから連邦共和国以外の  
場所への移転について適用される。これらの  
物が他の連邦領域からザールラントに移動さ  
れる場合には、同条の規定は本項にいう経過  
期間が終了するまでの間準用される。
- 4 第51条第3項にいう「NATO の防衛任務  
の遂行上必要な」という文言は、特別な  
NATO の指令が必要であることを意味しな  
い。
- 5 第57条第2項に従い鉄道車両について締結  
された入線協定は、他の取極がある場合を除

き、それらの車両が第51条第3項に従って連邦領域外へ移転される場合にも効力を維持する。

- 6 第51条第4項にいう取極は、北大西洋条約第3条に定める相互援助の精神に沿って締結される。

#### 第52条について

残余価値に関する取極を締結するにあたり、ドイツの当局は、残された改良物、設備品若しくは補給品の、同当局にとっての軍事上若しくは経済上の利用価値又は場合により売却の純益を基準として、価値を評価する。

#### 第53条について

- 1 他に別段の取極のある場合を除き、軍隊は、その使用のために供せられた施設区域を営利目的のために利用する権限を有しない。

② 軍隊の自国の訓練基準を満たすために必要な措置は、第53条第1項第1文にいう措置に含まれる。(1993年改正)

- 2 施設区域を使用する権限を有する者によるその使用は、第53条第1項第1文に定められた目的の遂行上必要な範囲内に限られる。

- 3 「軍事保護地帯」は、そのドイツ法令上の意味に従って解釈される。第53条第6項の意味における「適切な措置」は、ドイツの当局がその法的権限内において執りうる措置のみを意味するものと解釈される。

- 4 第53条の実施に資するためのドイツの法令が、軍隊の防衛任務の十分な遂行にとって不十分なものである場合には、ドイツの当局及び軍隊の当局は、当該法令を修正することの適否又はその必要性の有無について討議する。

4 ②(a) 軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、ドイツのそれらの当局が公務を

遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。施設区域となっている不動産を所轄するドイツ連邦の当局は、要請に応じて軍隊の当局を援助する。緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。軍隊の当局は、ドイツの当局に同行するかどうかをその都度決定する。

(b) いかなる場合にも、立入りは、軍事上の安全に必要とされる諸要請、特に秘密保持の下におかれた区域、装備及び文書の不可侵性を考慮して行う。

(c) 軍隊の当局とドイツの当局は、ドイツの利益の保護と進行中の、又は開始されようとする軍事演習のいずれをも不当に妨げない方法で立入りの手はずを整えるものとする。

(d) 本項(a)号から(c)号の場合について、何らの合意も得られないときは、双方のより上位の権限ある当局が問題を取り扱うものとする。(1993年改正)

- 5 第53条に従い、かつ適切な場合には第53A条と連結して、軍隊の当局とドイツの当局との協力は、特に次の事項におよぶ。(1993年改正)

(a) 土地の境界の確定、敷地見取り図及び土地測量図の作成

(b) 財産調査、財産目録の作成及び財産の評価

(c) 小銃射撃場、弾薬庫、燃料貯蔵庫及び危険な施設に関する火災予防（火災防止及び火災からの救援）、並びに災害防止、労働災害防止、事故防止及び安全措置を含む公共の安全と秩序（1993年改正）

(d) 第54条に定める保険及び公衆衛生

- (e) 操業の立ち入り検査
  - (f) 水道、ガス及び電気の供給並びに排水設備及び下水処理
  - (g) 土壌汚染により危険が生じた用地の特定及び評価を含めて、不動産に対する制限、隣接財産の保護、都市及び地方計画、記念物及び自然保護区の保護並びに環境保護(1993年改正)
  - (h) 土地及び建造物の基本的保全
  - (i) 軍隊だけでなくドイツの機関又は一般住民をも対象とする水及び電力の供給施設並びに暖房施設
  - (k) 一般住民又はドイツの当局による業務用、農業用又は住居用としての土地及び建物の使用
  - (l) 森林の利用、狩猟及び釣漁
  - (m) 地下資源の開発
  - (n) 交通安全措置及び公共交通に開放されている道路の維持及び清掃
  - (o) 鉄道交通の運用及び維持
  - (p) 電気通信
- 6 軍隊の当局と施設区域となっている不動産の管理を所掌する連邦当局との協力は、以下の条項に従う。
- (a) 軍隊の当局及びドイツの当局は、それぞれ一つの施設区域ごとに、又は複数の施設区域をまとめて代表者を指名する。これらの代表者は、軍隊の利益及びドイツの利益に適切な考慮が払われることを保証するために、施設区域の管理について協力する。ドイツの専門当局の権限、特に第4②項に定める権限は、これにより影響を受けない。
  - (b) 施設区域について責任を有する軍司令官又は軍隊の権限あるその他の当局は、第4②項に従ってドイツの代表者に対し、あらゆる適切な援助を与える。
  - (c) 本項(a)号および(b)号の規定にかかわらず、次の手続が適用される。

(i) 第5項(b)号に規定する財産調査及び財産目録の作成は、通常は個々の施設が軍隊の用に供される期間の初めと終わりに行われる。

(ii) 小銃射撃場、弾薬庫及び燃料貯蔵庫に関する安全措置の分野で協力するために、合同委員会を設置することができる。その細目は行政協定で定める。(1993年改正)

7 補足協定の規定又は特別の NATO 規則が、一定の施設区域に関して第5項に定める事項に関する協力につき別段の定めを置く場合は、その規定又は規則による。

#### 第54条第1項について

軍隊又は軍属機関がドイツの衛生法令の細目を遵守することが法的または技術的な理由から不可能であるときは、ドイツの当局及び軍隊の当局は、規則の目的に合致するその他の方法について遅滞なく合意する。

#### 第56条第1項について

1 軍隊又は軍属機関による労働災害関係法規の実施については以下の条項を適用する。

(a) 特に協力の問題については、第53条第3項及び第4項並びに署名議定書における「第53条について」の第5項及び第6項

(b) 特に施設区域への立ち入りを含む援助については、署名議定書における「第53条について」の第4②項

(c) 特に当局の決定については、第53A条

2 連邦国防大臣が指定する機関がドイツ国防軍に関して労働監督部局の機能を果たす範囲内で、同機関は、第1項に従い軍隊及び軍属機関の当局と協力して、軍隊又は軍属機関に勤務する文民労務者についても権限を有する。

3 ドイツ国防軍の設備に適用される可能性あ

る免除は、軍隊又は軍属機関の設備に対しても適用される。

- 4 本協定を改正する1993年3月18日の協定が効力を発生する前に設置された設備については、その性質上の技術的な必要性から、それまでに適用されていた規定を引き続き適用する。この規定は、設備が根本的に変更されたとき、又は設備の用途が根本的に変更されたとき、又は設備運用の性質上第三者、特に文民労務者の生命もしくは健康に対する避けることのできる危険が予測されるときは適用しない。(1993年改正)

#### 第56条第3項について

ドイツ法令の事故防止に関する諸規則は、軍隊又は軍属機関がそれに該当する事故防止指令を出していない場合に限り考慮される。事故防止指令の発出及びその他の事故防止問題については、軍隊又は軍属機関は、ドイツの権限ある当局の助言を求めるものとする。これらの当局が事故防止指令を不十分であると認識するに至ったときは、第53条第1項第3文に従って協議を行う。(1993年改正)

#### 第56条第5項について

給与支払手続を定めるドイツの当局の権限は、ドイツの当局と軍隊又は軍属機関の当局との間で、文民労務者の報酬の計算及び支払いをドイツの当局以外の者が行う旨の取極を締結することを妨げない。(1993年改正)

#### 第56条第9項について

1 ドイツ連邦共和国内に設置され、当該軍隊によって特定された軍隊又は軍属機関の個々の管理組織および経営体は、1974年3月15日の連邦職員代表法(連邦法律公報1巻693ページ。1991年1月16日の改正及び「軍人の参加及び非軍事役務提供に関する1991年1月16日

の法律」を含む。以下本条において「法」と呼ぶ。)の意味における機関とする。行政上軍隊の最高労務当局に直屬し、かつ他の機関がこれに従属する機関の本部は、中間当局とする。関係派遣国が最高労務当局として指定する軍隊の司令部は、経営協議会が関与する事柄に関し、最終的権限を行使する。最高労務当局より上位の段階で決定が行われる場合には、軍隊は、情報が遅滞なく経営協議会に通知されるように配慮する。(1971年改正、1982年改正、1993年改正)

2 経営協議会の構成員が行う職務上の旅行については、軍の文民被雇用者の旅行費用に関する運賃規定に従って、かつ2等級以上の等級で、旅行費用が支給される。(1971年改正、1982年改正)

3 経営協議会との交渉においては、機関の長は、機関の経営管理に責任を有する地位にあって機関の長と同等の権限を与えられている者に、経営協議会との交渉上の協議において機関の長の代理を委ねることができる。(1971年改正)

4 経営代表委員の被選挙資格を定め、かつ勤務期間に関わる「法」の規定の適用は、特定機関の被雇用者の過半数と機関の長とが合意した場合には見送ることができる。(1971年改正、1982年改正)

5 機関の長は、安全上の理由で秘密とされるいかなる資料も、経営協議会の構成員、「法」の第93条にいう委員会及び調停委員会に対して提出することを要しない。機関の資料から引き出される情報についても同様とする。経営協議会は、その職務を遂行するために必要な範囲内で、保安区域への立ち入りを認められる。軍事上の保安に関する軍隊の最高労務当局の規則がそのような立ち入りを禁止し、又は制限する場合は、立ち入りは、文民労務者が立ち入りを許される条件と同じ条件の下に許可

される。(1993年改正)

- 6(a)(i) 個別の事例によっては、「法」の定める共同決定権が、特別に保護する価値のある軍事的利益と一致しないという場合、共同決定権の範囲を制限することができる。最高労務当局は、共同決定権を制限する理由を文書で伝達し、そのような制限の範囲を明確にする。理由の公表によって派遣国またはその軍隊の安全に重大な損害が生ずる恐れがあるときは、最高労務当局は、連邦労働裁判所長官の確認を得た公式の宣言によりこの損害発生の恐れを確定することができる。
- (ii) 施設区域が連邦共和国政府に返還される場合、共同決定権の適用は、軍隊からドイツの権限ある当局に通告される期日における施設区域の返還を妨げないものとする。その場合、施設区域が完全に明け渡されていない場合、ドイツの権限ある当局は、その施設区域を引き継ぐための特別協定を結ぶ。
- (iii)(aa) 社会施設の設置、運営又は解体に関して「法」が定める共同決定権は、その法形式に関係なく、もっぱら文民労務者のために維持される社会施設に対してのみ適用される。
- (bb) 職場の配置に関し「法」が定める共同決定権は、軍隊若しくは軍属機関の構成員及び文民労務者が同じ施設内で雇用されているか、又は同じ計画に従事している場合並びに関係する文民労務者の数が圧倒的に多くない場合には適用されない。
- (iv) 被雇用者及び労務者に対する職員質問表の内容が軍事上の安全の問題に関わる場合は、「法」が定める共同決定に代って協力手続が適用される。
- (v) 公務員権利基本法第123A条に従って

なされる任命に関しては、「法」が定める共同決定権は適用されない。

- (vi) 問題が法律若しくは労務協約によって規定され、又は第56条第5項(a)号に従って締結される協定によって通常通りに規制される限りにおいて、当該問題は共同決定の対象とはならない。
- (vii) 共同決定は、「法」の第75条第1項第1号及び第2号ならびに同条第3項第13号並びに第76条第2項第5号及び第7号については適用しない。この除外規定は、1994年12月31日以降直ちに再検討される。
- (b) 本項(a)号の理由により共同決定が適用されないときは、協力手続が適用される。
- (c) 共同決定手続中に想定される調停委員は、最高労務当局が指名する1名及び同当局の所轄経営協議会が指名する1名の計2名の委員並びに双方が合意する公平な立場の委員長により構成される。委員長の指名について合意に達しない場合は、双方が一致して連邦行政裁判所長官又は西欧同盟事務総長に対して委員長の指名を要請しない限り、北大西洋条約機構事務総長が委員長を指名する。最高労務当局は、調停委員会の委員が機密資料を取り扱うことを許可されるよう、要求することができる。関係軍隊又は経営協議会の要請に基づき、正当な事情があるときは、常設又は臨時の調停委員会を設置することができる。
- (d) 調停委員会の決定は決議の形式で行われる。委員会の決定は、関係当事者の要求を部分的にのみ充足すれば足りるとすることもあるものとする。決議は多数決で行われる。調停委員会の決議は、派遣国の予算法規を含め、軍隊の最高労務当局を拘束する法規の枠内で行う。(1971年改正、1993年改正)

7 労務機関の長は、「法」の第78条に従って経営協議会に協力を求めるための行政指令を発するに先立って、経営協議会に対し同指令を提出するものとする。ただし、「法」の第72条第6項が第69条第5文とともに適用される場合を除く。(1971年改正、1982年改正、1993年改正)

第8項削除。(1971年改正、1993年改正)

9 「法」が裁判所の決定について規定している場合、ドイツ労働裁判所がドイツの法令の規定する手続に従って労働条件について決定する。連邦共和国は、要請があるときは、軍隊又は軍属機関の名において手続に参加する。(1971年改正)

10 軍隊又は軍属機関の要請に基づき連邦共和国が指定する機関は、刑法第203条第2項第3号および第353b条第1項第3号に従い、守秘義務違反に関する刑事訴訟手続を提起する。(1971年改正、1982年改正)

#### 第57条第3項について

氷雪融解の期間においては、事故、災害又は緊急事態の場合を除き、ドイツの当局が設置した特別道路標識又はドイツの当局が発する特別命令を遵守することを要する。

#### 第58条について

ドイツの機関が運営する特別内部電話系統の、軍隊の軍用輸送機関による限定利用は、次の事項を条件として締結されるべき行政協定に従って継続することができる。

- (a) 現在の内線の数を増やさないこと。
- (b) 内線の現在数は本補足協定の効力発生後直ちに合同で点検され、かつ可能な限りその数を削減する。
- (c) 相互の合意により、内線の数は以後段階的に削減され、またこれらの内線の利用は、公共電話系統又はこれに代る軍用電話系統

の技術的發展がかかる例外的使用を不必要なものとするに至った時点において、終局的に廃止される。

#### 第60条について

第1項削除。(1993年改正)

2 航空業務及び気象観測業務は、第60条第2項(b)号及び(c)号にいう無線通信業務の一部とする。

第3項削除。(1993年改正)

4 第60条第5項(a)号にいうラジオ及びテレビジョンの放送局を設置し、かつ運営する権利は、著作権問題に影響を与えるものではない。

5(a) 軍隊は、ドイツの当局が割り当てる周波数のみを使用する。軍隊の当局は、不要になった周波数をドイツの当局に通告する。ドイツの当局が、国際的義務、国際関係又はドイツの重大な利益を理由として周波数割り当てを変更し、又は撤回する必要があるときは、同当局は軍隊の当局と事前にこれについて協議する。

(b) 周波数の割り当て手続、割り当て済み周波数の変更又は撤回の手続及び機動演習における一時的使用のための緊急の割り当て手続は、ドイツの連邦当局と無線周波数に関する諮問作業部会(CWG)又はその後継組織に代表を出している軍隊の当局との間の特別取極によって定められる。この取極は、北大西洋条約機構の関連する手続、指令及び勧告に合致して締結される。

(c) 北大西洋条約機構の権限ある当局による周波数保護のための措置は、連邦国防大臣との協議を経て、関係軍隊によって開始される。他の国際機関、特に国際電気通信連合(ITU)による周波数保護のための措置は、関係軍隊の要請がある場合にのみドイツの当局によって開始される。

(d) ドイツの当局は、軍隊が使用する周波数



に関する情報を、軍隊の当局の同意がある場合にのみ他の機関及び機構に提供する。

- (e) 軍隊の無線通信局が、連邦領域外にある無線通信施設を妨害し、又はこのような通信施設によって妨害される場合は、ドイツの当局は、その時点において効力を有する国際電気通信条約及びそれに関連する無線通信規則に従って処理する。(1993年改正)
- (f) 軍隊は、防衛任務の遂行上合理的に認め得る範囲内で、1947年にアトランティック・シティーで採択された電波通信規則の第3及び第4付属書の規定又はこれに代り得る規則により拘束される。

第6項削除。(1993年改正)

#### 第63条について

- 1 第63条に規定される取極は、補足協定又は NATO 軍地位協定に定める協議又は交渉であって財政上の問題が関わるものにおいて、財政事項に関する取極を締結する可能性を排除するものではない。
- 2 第63条第2項、第3項並びに第4項(a)号及び(b)号の規定に従って軍隊若しくは軍属機関が無償で利用し、又はこれらに対して無償で提供される財産及び便益は、軍隊の構成員又は軍属のいずれの家族に対しても、軍隊の構成員又は軍属自身に対してその利用のために公的に提供されると同様の方法で、利用のために公的に提供される。
- 3 連邦国防軍が提供する気象観測、地勢測量及び地図作成の分野における便益は、特別協定による規制に委ねられるものとする。
- 4 連邦または州が法的に所有する財産は、連邦又は州がその株式を保有するにすぎない場合でも、他の法人の所有する財産には含まれない、とみなされる。
- 5 連邦共和国は、個々の事例毎に締結される特別取極の下で、連邦又は州が株式を保有する法人の所有する特定の財産を、賃貸料なしで、軍隊又は軍属機関の利用に供することを確保する用意がある。
- 6 第63条第4項(a)号及び(b)号の意味における財産は、ドイツの当局が同意する場合にのみ、軍隊又は軍属機関により他の軍隊又は軍属機関に移転することができる。
- 7 (a) ドイツの当局と軍隊の当局との間でその旨の合意がなされる場合には、補足協定の効力発生後に防衛以外の目的で連邦が取得した財産の使用について代償が支払われる。
- (b) ドイツの当局と軍隊の当局との間でその旨の合意がなされる場合には、派遣国は、州が補足協定の効力発生後に防衛以外の目的で取得した財産の使用に関し、ドイツの法令の下で州が有する請求権に対する責任を免除されない。
- 8 第63条第4項(d)号に規定するその他の運営費用には次のものが含まれる。
  - (a) 以下の費用
    - (i) 道路、歩道及び出入通路の清掃及び散水に関する費用
    - (ii) 下水処理及び廃棄物処理に関する費用 (1993年改正)
    - (iii) 排水処理費
    - (iv) 軍隊による燃焼設備の使用に関連する煙突掃除費及び汚染物質放出防止のための測定費用 (1993年改正)
    - (v) 火災その他の財産損害に対する強制保険。ただし、いずれの場合もドイツの法令上これらの費用を支払う義務がある場合に限る。
  - (b) 必要な場合には以下の費用
    - (i) 電気、ガス、水道、熱及び燃料の供給費。ただし、その供給が土地使用を伴う場合であるか、又はそれとは別に、権限のある公共供給機関から直接的に供給さ

れる場合であるかを問わない。

- (ii) 昇降機の運転費用
- (iii) 清掃及び害虫駆除の費用
- (iv) 庭園の管理費用
- (v) 管理人雇用の費用

8 ②(a) 第63条第4項(d)号の意味におけるその他の運営費用には、施設区域内部での物質的な環境被害を防止するために必要な維持経費を含む。

(b) 軍隊又は軍属機関は、自ら引き起こした有害物質による汚染で、その時点で適用される法的基準を超えるものの確認、評価及び除去に伴って生ずる費用を、本項に従って負担する。これらの費用は、第53条第1項又は適用可能な場合には第41条若しくは第52条に従って、ドイツの法令に基づいて決定される。軍隊又は軍属機関の当局は、派遣国政府の資金利用の可能性及び会計手続に矛盾しない方法で遅滞なくその費用を支払う。

(c) 特定の費用に対する本項の適用について見解の相違が生じたときは、軍隊又は軍属機関の当局はドイツの当局と協議するものとし、必要な場合には、本条第1項に従って別段の取極を締結することができる。

(1993年改正)

9 土地に対する経常公課又はその他の運営費用の軍隊による支払いが、ある場合には当該便益の供給者に対して直接になされ（その便益のあるものはドイツの法令の下で分離して支払われることがあるため、土地に対する経常公課によっては全部または一部償われないことが生ずる）、またある場合には連邦共和国に対して納付されることがあるという点に鑑み、同一の便益に対して二重の支払いがなされることのないよう、必要なかぎり取極が結ばれる。

10 第63条第4項(d)号及び本条第8項に定める

取極は、ドイツの権限ある当局ではなく軍隊自身が便益を利用する場合における料金の免除に関する軍隊の当局とドイツの地域当局との間の交渉を排除するものではない。

11 施設区域に関する限りにおいて、第63条第4項(d)号(i)にいう「修理および維持のための費用」は、第48条第4項及び署名議定書における「同条について」の第6項に定める修理及び維持の作業から生ずる費用を意味する。

12 土地調達法に基づいて支払われる補償金（「第63条第5項((a)号(i))」は、自由交渉に基づく調達の場合における支払い、特に購入料金および賃貸料の支払いを含む。

#### 第68条について

1 (a) 補足協定の効力発生後に新設され、かつ現行ドイツ租税の単なる延長ではない新たなドイツの租税が、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して NATO 軍地位協定および補足協定の下で適用されるものであり、かつドイツの租税法制に従えばそれらの者によって直接支払われるべきものとなる場合には、連邦政府は、要請があり次第、それらの租税を前記の者が支払うべきか否かを、さらにどの程度支払うべきかを入念に検討する。検討にあたり連邦政府は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の連邦共和国内における滞在の目的及び特殊条件に照らして正当化できない負担を、それらの者に課すことを避けるよう特に考慮する。

(b) 補足協定の効力発生時において存在する租税で、この条第2項に掲げる目録表に含まれない租税が NATO 軍地位協定及び補足協定の下で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して適用され、かつドイツの租税法制に従えばそれらの者によって直接に支払われるべきものである場合に

も、(a)号と同一の手続が適用される。

- (c) 本条第2項に定める目録表は、一連の現行連邦税および州税、並びに補足協定の効力発生時において連邦政府が認知する他のすべての租税のうちで、NATO 軍地位協定及び補足協定の下で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して適用され、かつドイツの租税法制に従ってそれらの者が直接に支払うべきものを特定する。一般的には、目録表には、商品及び役務の価格中に転嫁することができる間接税で軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族がその負担を免れ得ないものは含まれない。目録表に記載される租税のあるものに付随する説明は、それらの租税が適用されるべき場合についての要約である。
- (d) 連邦国防軍の構成員及びその家族に対する租税減免措置は、現行ドイツ法令の下では認められておらず、また将来においても予定されていない。ただし、かかる租税減免措置が将来それらの者に対して与えられる場合には、連邦政府はその適用範囲が軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族にまで拡張されるよう努力する。

## 2 ドイツ租税の目録表

### (a) 所得税

所得税、賃金税、資本利子税、監査税、納税義務制限による所得税控除

本税は、軍隊の構成員または軍属に対し、その構成員としての資格に基づいて派遣国から支払われる報酬及び所得を除き、国内所得すなわち一般に連邦共和国内において得た所得に対してのみ課される。

### (b) 財産税または財産所得税

財産税、土地税、定期金銀行土地債権利子、教会税

本税は、国内財産すなわち一般に、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が

一時的に連邦共和国内に滞在するに伴い連邦共和国に持ち込まれた動産を除き、連邦共和国内にある財産に対してのみ課される。

### (c) 相続税及び贈与税

#### 相続税

本税は、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が一時的に連邦共和国内に滞在するに伴い連邦共和国内に持ち込まれた動産を除く財産(本項(b)号の意味における)に対して、又は相続若しくは贈与によって取得したそれらの財産の用益価値に対してのみ課される。被相続人がその死亡時において、又は贈与者が贈与を行う時点において連邦共和国内に住所又は居所(税法上の意味における)を有していた場合は、税は相続または贈与の全額をもとに算定される。

### (d) 流通税及び交通税

資本流通税、手形税、運送税、保険税、不動産取得税(及び付加金)、増価税、車両税

保険税に関しては、連邦領域内に住所、居所若しくは本店を有する保険業者又はその授権を受けた代理店は、第68条第2項の意味における内国保険業者又はその授権を受けた代理店とみなす。

自家用乗用車両に対する車両税は、ドイツの登録番号を有する自動車両に対してのみ課される。

### (e) 負担均衡制度の範囲内での課徴金

#### 負担均衡課徴金

### (f) 狩猟および入漁税

#### 狩猟税、入漁税

### (g) 事業税

営業税、取引税、酒類小売免許税、飲料税、及び企業に課されるその他の税

本税は、軍隊の構成員又は軍属が、軍隊の構成員又は軍属としての活動外において

連邦領域内で営む企業活動に対して課される。「企業者」の概念は、商業的または職業的活動、すなわち利潤を得る意図が欠如する場合も含めて、利益を上げることが目的とする継続的活動の自立的遂行を含む。「取引」の概念は、連邦領域内で、企業者がその企業活動の範囲内で報酬を受けて行う国内供給その他の役務供与を含む。

### 第71条について

1 ドイツの当局との間に別段の合意がある場合を除き、補足協定第56条の定める文民被雇用者であって、補足協定効力発生の際に軍隊のために奉仕する購買部およびクラブで常勤として雇用されている者の総数は、25%を超えて増加することはできない。

2 第71条第1項にいうドイツ以外の国の商業的性格を有しない組織

(a) イギリスの組織

- (i) 海軍、陸軍及び空軍協会(N.A.A.F.I.)
- (ii) マルカム・クラブ
- (iii) キリスト教青年会(Y.M.C.A.)により代表される篤志福祉事業協議会(C.V.W.W.)

(iv) 陸軍映画法人

(v) 英国空軍映画法人

(b) カナダの組織

メイプル・リーフ・サービス

3 第71条第2項にいうドイツ以外の国の商業的性格を有しない組織

(a) アメリカの組織

(i) アメリカ赤十字

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための福祉その他の援助奉仕

(ii) メリーランド大学

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための大学教育課程

(b) イギリスの組織

(i) 篤志福祉事業協議会(C.V.W.W.)

(aa) イギリス国教会伝導奉仕団  
(Church Army)

(bb) イギリス軍のための兵舎・酒保事業に関するスコットランド教会委員会

(cc) キリスト教婦人同盟

(dd) イギリス救世軍

(ee) キリスト教青年会(Y.M.C.A.)

(ff) キリスト教女子青年会(Y.W.C.A.)

(gg) 戦友温交会(Toc H)

(hh) メソジスト教会およびユナイテッド・ボード教会

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会的及び宗教的福祉事業、特に酒保、食堂、売店、書店、図書館、読書室等の施設の運営。

(ii) 婦人篤志団(W.V.S.)

目的：海軍、陸軍及び空軍協会(N.A.A.F.I.)の酒保、食堂及び売店における軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会福祉事業。

(iii) 聖ヨハネ騎士団及び聖アンドリュース騎士団野戦病院協会を含むイギリス赤十字

目的：イギリス軍病院における厚生事業及び物理療法業務

(iv) 軍扶助教会(Forces Help Society)及びロバーツ卿研究所(Lord Roberts Workshop)

目的：軍隊の構成員の福祉事業、特に軍隊の構成員の個人的問題を扱う。

(v) 陸軍、空軍軍人の聖書読書協会

目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間における聖書研究の普及活動

(vi) 陸、海、空軍軍人の家族協会

- 目的：軍隊構成員及び軍属の家族の福祉及び看護業務
- (c) フランスの組織
- (i) 救急協会
- 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための医療および社会事業並びに特にフランス赤十字に関しては療養所および社会援助医療センターの管理
- (ii) スポーツ及び文化協会
- 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の間での共同文化活動及び戶外スポーツの振興並びに教師と生徒の父母との間の緊密な連絡の確立並びに私塾及び幼稚園の設立
- (iii) 予備将校及び予備下士官協会
- 目的：軍属又はその家族として連邦領域内に駐留する予備将校及び予備下士官間の交流の確立
- (iv) 在郷軍人会及び戦争犠牲者協会
- 目的：退役軍人又は戦争犠牲者である軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対する社会的及び物質的援助並びにそれらの人々相互間における緊密な交流の維持。
- (d) ベルギーの組織
- (i) 軍隊中央酒保(C.M.C.)
- 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための酒保、食堂及び売店の運営
- (ii) スポーツ、文化及び救急社会扶助協会
- 目的：軍隊の構成員若しくは軍属及びそれらの家族のためのスポーツ振興、教師と生徒の父母との間の緊密な連絡の確立、私塾及び幼稚園の設立、図書館の設立並びに相互社会援助
- (e) カナダの組織
- カナダ救世軍

- 目的：軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族のための社会的及び宗教的福祉事業、特に酒保の運営
- 4 本条第2項第3項の目録に記載されているドイツ国以外の非商業的性格を有する組織が使用する車両は、NATO 軍地位協定第11条第2項(c)号及び同条第11項並びに第13条第4項の意味における「軍用車両」とみなす。
- 5 第71条第3項にいうドイツの法令には、外国会社、営業許可、価格統制及び閉店時間に関する法令を含む。
- 6 労働災害防止規定の適用は以下の例による。
- (a) 特に協力の問題については、第53条第3項及び第4項並びに署名議定書の第53条についての第5項及び第6項
- (b) 特に施設区域への立入りを含む援助については署名議定書の第53条についての第4項②
- (c) 特に行政上の決定については第53A条(1993年改正)

#### 第72条について

- 1 第72条第1項の意味におけるドイツ以外の国の商業的性格を有する企業
- (a) アメリカの企業
- (i) アメリカン・エクスプレス有限責任会社
- (ii) チェイス・マンハッタン銀行(ハイデルベルク)
- (b) カナダの企業
- モントリオール銀行
- 2 本条第1項に掲げる銀行は、ドイツの市場に影響を及ぼすような活動をしてはならない。
- 3 ドイツの権限ある当局は、軍隊の排他的利用に供される施設区域内にあるこれらの企業に対し、その裁量の範囲内で、労働災害防止

規定(特に事故防止規則の総則第3条)に従って例外を認める。(1993年改正)

本署名議定書は補足協定と不可分の一体を成す。

1955年8月3日にボンで作成され、ドイツ語、英語、フランス語の本文はいずれも等しく正文として効力を有する。

ベルギー王国のために

男爵ド・グリユバン

カナダのために

エスコット・リード

フランス共和国のために

フランソワ・セイドゥー

ドイツ連邦共和国のために

A. H. ファン・シェルペンベルク

オランダ王国のために

H. ファン・フレーデンベルヒ

グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合

王国のために

クリストファー・スティーレル

アメリカ合衆国のために

デイヴィッド・ブルース

(ほんま ひろし・法政大学教授)

(本稿は、調査及び立法考査局の委託によるものである。)